

平成二十六年第一回三月定例会

平成 26 年 第 1 回

高森町議会 3 月定例会会議録

平成 26 年 3 月 10 日 開会

平成 26 年 3 月 19 日 閉会



高森町議会会議録

高 森 町 議 会

3月10日（月）

（第1日）

平成26年第1回高森町議会定例会（第1号）

平成26年3月10日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

8番 甲斐 正一君

10番 後藤 英範君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （10日間）

自 平成26年 3月10日

至 平成26年 3月19日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
3月10日（月）	本会議	議案審議
3月11日（火）	休 会	
3月12日（水）	”	総務常任委員会
3月13日（木）	”	文教厚生常任委員会
3月14日（金）	”	建設経済委員会
3月15日（土）	”	
3月16日（日）	”	
3月17日（月）	”	
3月18日（火）	本会議	一般質問
3月19日（水）	”	委員長報告・採決

日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 4 同意第 1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 5 議案第 6号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

- 日程第 6 議案第 7 号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 8 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 8 議案第 9 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第 10 号 高森町消防施設整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第 10 議案第 11 号 高森町総合計画策定審議会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 12 号 高森町国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 13 号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 14 号 高森町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 15 号 高森町奥阿蘇キャンプ場条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 16 号 高森町有機農業推進施設条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 17 号 高森町給水条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 18 号 高森町社会教育委員設置条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 19 号 平成 25 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 25 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 20 議案第 21 号 平成 25 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 21 議案第 22 号 平成 25 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 22 議案第 23 号 平成 25 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 23 議案第 24 号 平成 26 年度高森町一般会計予算について
- 日程第 24 議案第 25 号 平成 26 年度高森町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 26 号 平成 26 年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 27 号 平成 26 年度高森町介護保険特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 28 号 平成 26 年度高森町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 28 議案第 29 号 平成 26 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について
- 日程第 29 議案第 30 号 平成 26 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

日程第30 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	宇藤康博君	2 番	後藤三治君
3 番	興梠壽一君	4 番	芹口誓彰君
5 番	立山広滋君	6 番	森田勝君
7 番	田上更生君	8 番	甲斐正一君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町長	草村大成君	教育長	佐藤増夫君
総務課長	岩下公治君	政策推進課長	甲斐敏文君
健康推進課長	村上源喜君	住民福祉課長	橋本和則君
農林政策課長	佐藤武文君	建設課長	松本満夫君
会計課長	廣木富八君	教育委員会事務局長	後藤正三君
政策推進課審議員	服部信一郎君	健康推進課審議員	沼田勝之君
総務課長補佐	東幸祐君	健康推進課長補佐	新井堅太郎君
住民福祉課長補佐	阿南一也君	税務課長補佐	佐藤幸一君
農林政策課長補佐	後藤健一君	建設課土木係長	荒牧久君
教育委員会事務局次長	阿部恭二君	監査事務局長	安方含君
総務課財政係長	岩下徹君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	古庄良一君	議会事務局庶務係長	丸山雄平君
--------	-------	-----------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 皆さま、おはようございます。

本日は、3月議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位の皆さまにおかれましては、公私ご多忙のところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、もうご承知のとおり、先月、2月になりますが、大雪がたいへん高森町の、特に全体的でございますが、山東部にも集中いたしまして、そして国道、県道、町道、そして各地域の部落道、農道も含めまして、道路凍結、そして一時通行ができないような、また若しくは除雪すら不可能なところもあったわけでございます。その際の除雪等の復旧につきましては、国や県の緊急的かつ素早いご対応をいただき、その対応には感謝を申し上げるところでございますが、今回の豪雪では自助と共助という意識のもと、各地域の除雪サポーターの皆さま、そして各地域の特に重機を持たれている建設業の皆さまのご協力をいただきました。本当に厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

また、農業ハウスや畜舎等の倒壊等の農林業被害が発生いたしておりまして、本町といたしましても、早急な被害対策に取りかかっているところでございます。阿蘇郡市の中では、どこよりも早く熊本県議団の視察、若しくは副知事の視察をしていただきまして、その後は国会議員の方も現地に入ってくださいまして、高森町の後に阿蘇、そして波野も見ていただいたところでございます。今回の豪雪に対する県内の農業被害額は約6億円に上るとされておりまして、本町も約1億3,000万円の被害があったとの報告を受けておりますが、今回のような豪雪は私が生まれた頃ぐらいの、昭和43年ぐらいのときにあったというふうに先輩からお聞きしたわけでございます。国や県の補正予算通過によって、本町でも被災農家の方々への支援をできるだけスピード感をもって早く進めたいと考えております。現在、その助成のための必要な施策を策定する準備に入っているところでございますが、今後改めて必要な予算計上を行ってまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

今回のこの豪雪、大雪により、災害は台風や、もちろん雨ですね、だけではなく、

本町のような高冷地では、この大雪も災害と同様の捉え方が必要であり、その対策と復旧に向けて、最大限の対応の必要性を改めて感じたところでございます。いよいよ年度末を迎え、本町の各課局の事務事業も大詰めになっておりまして、その執行に向けて現在、全職員が一丸となって強力で推進してまいりますので、町民の皆さま方、そして議会議員の各位の皆さま方におかれましても、ご理解とご協力をお願いしたいというふうに思います。

新年度の取り組みにつきましては、現時点ではもう既にならざる交付金という新しい交付金事業がございますが、農政関係のハード事業2件、約1億3,000万円程度の内示をいただいております。また、その件も含めまして、平成26年度予算説明において、改めて私の施策等をご説明したいというふうに存じ上げます。

本日、定例会にご提案申し上げましたのは、専決処分の承認を求めることについて1件、委員の選任同意1件、その他議案25件でございます。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

本日は、よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成26年第1回高森町議会定例会を開会します。

なお、税務課長 色見継治君から、税申告事務のため欠席届がっておりますのでご報告いたしておきます。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番 甲斐正一及び10番 後藤英範君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成26年第1回高森町議会定例会の会

期につきましては、本日3月10日から3月19日までの10日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの10日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（田上更生君） 日程第3、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 承認第2号でご報告いたします専決第2号、平成25年度高森町一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

専決しました内容は、2月13日から14日にかけて発生しました記録的な豪雪により、除雪サポーターや建設業等による除雪作業に必要とした経費の追加や、資材の高騰等による色見保育園新築工事費の追加などによるものであり、歳入歳出総額2,652万7,000円を追加し、予算の総額を49億5,622万9,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。

第2表繰越明許費につきましては、色見保育園新築に伴う工事請負費と管理委託料を全額、平成26年へと繰り越すものでございます。

5ページの第3表地方債補正につきましては、色見保育園の工事費増額に伴い、その財源となる起債限度額を増額するものでございます。

続いて、8ページ、歳入についてご説明をいたします。

基金繰入金につきましては、今回、補正の財源調整として、財政調整基金から繰り入れを行うのでございます。

続いて、9ページから歳出についてご説明をいたします。

総務費の水資源対策費につきましては、記録的大雪の被害により、胡桃原地区部落水道施設のポンプが故障し、入れ替えが必要となりましたことから、町の公共的施設整備事業補助金交付規則に基づき補助を行ったものでございます。

第3款民生費の児童福祉施設費につきましては、色見保育園新築の工事請負費を追加しております。色見保育園につきましては、平成25年、6年度の2カ年にわたる事業として整備を進めているところではございますが、本体の実施設計額が出ましたところ、議員の皆さまもご承知のように、全国的な資材不足等の影響、その他ほとんどの資材単価が高騰していることにより、予定額よりも大幅な増加が必要となったものでございます。なお、本工事につきましては、今週の水曜日、12日に入札を予定しております。落札金額と業者が決まりましたら、工事請負契約の締結について、本定例会の追加議案としてご提案させていただきたいと考えておりますので、その際はご審議方、よろしくお願いを申し上げます。

第5款農林水産業費の農地費では、芝原地区ため池改修工事の測量設計業務委託料の執行残を減額するとともに、工事の進捗に伴い事業費を増額する必要が生じたものでございます。

10ページの第7款土木費と第8款消防費につきましては、記録的豪雪に伴う除雪サポーターと建設業者等の除雪作業に対する経費を計上したものでございます。なお、除雪サポーター制度の導入初年度にして、このような記録的な豪雪が発生し、新聞報道等々にも本町の取組内容が掲載されておりますが、一方ではこの制度に対する課題も多々発生いたしておるのも事実でございます。今後、事実を検証し、やながら修正をしながら、見直しながら、最終的には自立と自助と共助の確立につなげていきたいというふうに考えております。今回の大雪では、多くの方々の除雪サポートにより、孤立集落の発生を最小限に食い止めることができたのではないかと思っているところでございます。

以上、専決しました内容につきましてはご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 同意第1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 議長（田上更生君） 日程第4、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

- 町長（草村大成君） 同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案説明を申し上げます。

現在の固定資産評価審査委員会委員の渡辺眞佐末氏は、1期3年間にわたり、固定資産の評価審査にご尽力・ご協力をいただいておりますが、その任期が平成26年5月11日をもって満了するため、同氏の再任について同意を求めるものであります。

渡辺眞佐末氏は、人格・識見高く、また公平・中立で、広く社会の実情にも通じ、固定資産評価審査委員会委員として適任者でありますので、地方税法423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

- 議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第6号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（田上更生君） 日程第5、議案第6号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 議案第6号で提案申し上げます熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について説明いたします。

その内容といたしましては、構成する一部事務組合、これは高遊原南消防組合の熊本市消防局との合併協議が整いまして、本年4月1日からの実施となりました。このことにより、県市町村総合事務組合からの脱退となりますことにより、今回の提案とさせていただくこととなったものでございます。

なお、この変更は、県内構成団体による同文議決でございます。

以上、提案いたしました、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第7号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について

○議長（田上更生君） 日程第6、議案第7号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理

者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） おはようございます。

議案第7号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

高森町奥阿蘇特産品加工場につきましては、平成6年4月から開設をいたしておりますが、平成20年4月から指定管理者制度を導入し、現在2期6年目を終わろうとしております。今回、4月以降の指定管理者を指定する必要があるため、高森町奥阿蘇特産品加工場設置条例の規定に基づきまして、指定管理者を選考いたしました。現在、指定管理者であります有限会社ヴルスト阿蘇、取締役 中村敏治氏でございますが、引き続き平成26年4月1日から平成29年3月31日までの期間を指定管理するものでございます。

本加工場につきましては、施設の特異性及びこれまでの経緯から、指定管理者を選考により指定するものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご決定いただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定についてを採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第8号 工事請負変更契約の締結について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第8号、工事請負変更契約の締結についてを議

題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 議案第8号、工事請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

草部地区用水隧道工事につきましては、第6回臨時議会におきまして、その契約の締結についてご承認をいただいておりますけれども、工事の進捗に伴い、工事内容の変更の必要が生じたので、今回、契約の変更についてご提案するものでございます。

主な工事内容の変更につきましては、隧道内水路断面すべてにモルタル吹き付けを施工する予定でございましたけれども、用水路の底盤部分にモルタルを吹き付けし、水路断面を加工すれば、通水断面を確保できて、用水路の更新が図られるため、吹き付け面積及び地山清掃工が減じることができるとということが分かったこと、それから用水路底盤部分にアンカー打設をすることとしておりましたけれども、アンカー打設をせずとも強度が確保できるということで、今回、工事内容を変更することにいたしました。

当初、契約額では1億7,745万円ということで契約をいたしておりましたけれども、2,999万9,388円減額して、1億5,645万612円で契約をさせていただきたいと思っております。ちなみに、工事の進行過程で、株式会社杉本建設様におかれましては、鋭意、工事進行のため努力をいただいておりますけれども、当初予定しておりましたトンネル隧道工事専門の作業員が全国的な作業員の不足により、確保することができず、事故繰越しを申請せざるを得なくなったということをご報告申し上げます。事故繰越しにつきましては、今、申請をしておりますけれども、未だ正式な承認通知をいただいておりますので、とりあえず現在の工期を26年3月31日まで延長して、併せて今回の変更契約を締結したいと思っております。

以上、説明いたしましたので、ご決定いただきますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号、工事請負変更契約の締結についてを採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号、工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第9号 工事請負契約の締結について

○議長（田上更生君） 日程第8、議案第9号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 議案第9号でご提案いたします工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

今回の契約につきましては、緊急経済対策（団体営）芝原地区ため池改修工事に伴うものでございまして、指名競争入札によりまして、平成25年11月21日に、阿蘇郡高森町大字高森656番地の1、株式会社高梢、代表取締役 藤本政実氏が、4,882万5,000円で落札されものでございます。

その後、変更契約を締結する必要が生じ、変更後の金額が5,244万7,433円となり、5,000万円を超えますことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決に付すべき事項及び財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を経る必要があるため、今回提案申し上げる次第でございます。

事業変更の内容につきましては、この後、佐藤農林政策課長からご説明申し上げますが、ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） それでは、私のほうから、工事内容の変更につきましてご説明をさせていただきます。

工事の進捗に伴い、ため池内の掘削作業を行ってございましたけれども、当初の予定より転石の量が大幅に増えることが判明いたしまして、その岩の破砕量が330立米ほど増加いたしました。

また、ため池を掘削するために、発生する泥土を固化するために、この泥土に石灰を添加する、混ぜる必要がございますが、この石灰の量が77トンという形に増えましたので、この部分が主な増加の原因となっております。

一方で、防水シートの面積が200平米ほど減少するとともに、仮設工事は不要となりましたので減額いたしますけれども、その増減をいたしませんと結果的に増額が360万2,000円あまりの増額となりました。

また、工期につきましても、併せて変更する予定でございますが、ご承知のとおり、先般からの大雪によりまして、ため池内の作業が不可能となりまして、その分、5日ほど工期の延長をするということで、3月25日までの工期ということで工事を進めております。

本事業につきましては、ため池の長寿命化はもちろんでございますけれども、決壊等を防いで、ひいては災害防止のための改修を行うものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、変更理由についてご説明をいたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 6番 森田です。

ただいま農政課長のほうから説明がありました。確かに私もですね、ちよくちよくあの現場に出向いておりますが、石の大変な量でございます。それから、泥土の量もですね、初めはたいへん多く出るような話もありましたが、現在見てみますと、足りないような現状ではないかと思っているようなところでございます。そのことについてですね、ボーリングなどで調査をされております。そのボーリングの調査の中でですね、今のような話がありましたように、330立米、石が出たとの話でございます。ボーリング調査の中でそういう認識はなかったのか説明を願ひたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 6番 森田議員のお尋ねにお答えいたします。

確かに、地質調査等いたしまして、ボーリングを実施いたしましたけれども、どうしてもですね、ため池の内部につきましては、相当の泥土が溜まっておりまして、そこにボーリング施設を設置することができませんでしたので、もともとの断面貯水量にそれほどの岩石があるということが予測できませんでしたので、実際掘った中でこれだけの転石が出てきたということでございますので、これは予測不可能だ

ったということで変更せざるを得なかったということでご了承をいただきたいと思
います。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 私は、地元の工事なので、あまり質問はしたくはありませんが、
今後ですね、こういう工事があるときは、やはり地域の住民の話も聞き方でですね、
どういう地形かというのを、私も業者のほうには言うておりましたが、なかなか一
歩の出が悪うございまして、「あんたはここの工事をなめとるとぼくぞ」というよ
うな話を私もしましたけど、なぜそういう話をしたかというのは、今話が出ていま
すように、石のたいへん多いところでもございましたので、そういう話もですね、今
後は業者の方が入札するときには、やはり地元の土地のいろいろも聞きながら、こ
ういう工事のほうもですね、進捗してもらいたいと思います。私からは、もう答弁
はよございますので、今後そういうふうなところをですね、お願いしておきたいと
思います。以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号、工事請負契約の締結についてを採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号、工事請負契約
の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第10号 高森町消防施設整備事業分担金徴収条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第9、議案第10号、高森町消防施設整備事業分担金徴収
条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 議案第10号で提案申し上げます高森町消防施設整備事業
分担金徴収条例の制定についてご説明いたします。

本町におきます消防施設に関する補助事業につきましては、公共的施設整備事業

において、地元駐在区の要望に基づき、今日まで事業を推進してまいりました。しかしながら、現在の公共的施設整備事業におきましては、総事業費の3分の2を助成する制度となっております。総事業費の上限が150万円であり、町からの助成金の金額としましては、100万円が限度となっております。

平成26年度事業として申請が上がり、予算に計上いたしておりますが、2地区におきましては、新興住宅地として広がり始まっております昭和豆塚地区、それから一方、旧来からの集落であります村山地区の2地区を予算に計上いたしております。両地区とも防火水槽の新設要望が早くからありましたが、先ほど説明申し上げましたとおり、公共的施設整備事業の整備におきましては、地元負担金がかかり高くなってまいりますことから、整備に踏み切れない状況にありました。

そこで、国の補助事業を要望いたしまして、半額助成を得るということにより、整備を行うこととして、今回、予算計上し、このご提案をさせていただくものでございます。

なお、色見地区においても、色見保育園新築により、旧色見小学校跡地に公共施設が集中することと、それから一昨年、工務店の倉庫火災がございましたが、その教訓も含めまして、防火水槽を設備したいと考えております。そういうことから、この徴収条例制定のご提案をいたすものでございますので、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番 芹口でございます。

本議案につきましてはですね、総務委員会所管でございますけれども、条例の制定でもありますし、また予算の関連もございます。また、審議をする前に、是非確認しておきたい事項もございますのでお許しいただきたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（田上更生君） はい、よろしいです。

○4番（芹口誓彰君） それでは、お尋ねいたしますけれども、本条例におきましては、防火水槽の新設、それから2つ目として消防施設の新築及び修繕ということで、総事業費の10%の分担金を徴収するというような条例になっております。一方、先ほど説明がありましたが、高森町の公共的施設整備事業補助金交付規則におきましては10分の7の補助をするということになっております。この条例に基づきまし

て、予算書15ページにおきましては、耐震性貯水槽整備事業負担金、これは分担金の間違いじゃないかと思えますけれども、86万円が計上してあります。また、一方、公共的整備事業補助金ということで、歳出の110ページですか、消火施設整備事業と、それから消火栓の設置事業ということで110万7,000円が計上されております。同じ消防施設で、条例では事業の範囲が防火水槽の新設と消防施設とに分けて規定をしてあります。また、一方、規則ではポンプ格納庫、それから防火水槽と消防施設ということでひっくるめて規定がしてございます。また、今回の条例では、消防施設の新築及び修繕ということになっております。また、一方、公共的施設事業補助金交付規則では、施設の新設改良というような字句になっております。こういうことで、同じ消防施設でどのような施設がこの条例に該当するのか、またどういった消防施設が補助金交付に該当するのか、どのような施設で、どのような状態になった場合ですね、どっちに該当するのか非常に分かりづらい条例と規則が存在するような格好になっております。そういったことで、私は補助金交付規則の中で限度額の引き上げて、それから10分の9の補助をしますというような規定でもよかったような気もいたしますけれども、そういったことでこういった条文の整理、それから整合性をどのように考えておられるのかお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 4番議員 芹口議員のご質問にお答えいたします。

議員ご質問の趣旨は、私どももよく存じてあります。今回、先ほど説明を申し上げましたが、消防施設整備の国庫を受けます場合、まず受けるという補助事業があるということを申し述べたかったところでございますが、基本的に今の防火水槽がかなり高規格の耐震性のものしか認められないというふうになっております。したがって、条例におきます本提案を申し上げておりますこの内容につきましては、かなり高規格の耐震性のある、つまりかなり金額は上がって防火水槽ということが、現時点ではこれからも認められなくなります。そういうことから、この補助事業を活用したいということでございます。

それから、先ほども申し上げましたが、町の公共的施設整備事業におきましては、その中にも防火水槽というような文言もありますし、新設、それから改良、修繕等も入っておりますが、それにつきましては修繕を現時点の防火水槽が各地区にございます。したがって、その公共的施設整備事業の規則におきましては、修繕等が主になってくるというふうに、私は今後はなってくるというふうに思われます。

したがいまして、規則におきましても、4番議員のご質問のとおりでございますが、規則においても改正を行っていきたいというふうに考えております。

なお、国庫補助を受けるという意味からも、当然、条例化は必要なところと考えまして、このような提案とさせていただいておるところでございます。

以上、お答えいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 今、総務課長から説明がありましたけれども、先ほど言いましたように、条例と規則を見るかぎり非常に分かりづらようになっておりますので、規則の改正をされるならば、条文の整理をきちっとやって、規則の制定をやっていただきたいというふうに思っております。どうかよろしく願いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） また、総務常任委員会の中に付託になろうかというふうに思いますが、その中で十分にご審議、協議をお願いしたいというふうに思います。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第11号 高森町総合計画策定審議会条例を廃止する条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第11号、高森町総合計画策定審議会条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） おはようございます。

議案第11号で提案いたしました高森町総合計画策定審議会条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

総合計画につきましては、平成23年5月2日、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、これまで議会の議決を経て、基本構想の策定が義務づけられており

ましたが、法的な策定義務がなくなり、町の自主的な判断に委ねられることとなりました。町としましては、現在まで10年間の基本構想、これは現在、平成21年度から平成30年度までですけど、それと5年ごとの実施計画、今回は第2次計画として平成26年度から平成30年度までを策定を予定しておりましたが、今回の地方自治法の改正及びローカルマニフェストとの整合性を考慮し、4年間の総合計画を策定することといたしました。

具体的には、ローカルマニフェストや総合計画を専門的に研究されておりますローカルマニフェスト推進ネットワーク九州の指導を受けながら、また首長の任期4年と併せる形で、平成26年度において、平成27年度から平成30年度までの4年間の総合計画を策定するものであります。これにより、首長の政策が総合計画に的確に反映されることとなり、施策の執行についても効率的・効果的なものとなると思われまます。今まで基本構想の策定には高森町総合計画策定審議会条例の規定により、議員の方々6名を任命し、審議していただいております。

また、その基本構想を議会に提出し、ご議決いただくことにつきましても、不本意な点が生じていたことも事実であります。今回、10年という長期の基本構想策定という形でなく、4年スパンの総合計画の策定を行うこと、また住民が主体となり、地域ニーズに沿った新総合計画の策定を図ることに伴い、現行の条例を廃止する必要が生じたため提案するものであります。

策定後の総合計画につきましては、全員協議会等で報告することとしております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号、高森町総合計画策定審議会条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号、高森町総合計画策定審議会条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第12号 高森町国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第11、議案第12号、高森町国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） おはようございます。

議案第12号でご提案いたしました高森町国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

国民健康保険におきましては、平成19年4月より国民健康保険限度額適用認定証を医療機関窓口で提示することで、高額療養費自己負担限度額以上を被保険者が負担しなくて済むように制度が改正されたことにより、高額療養費支払資金の貸付実績はほとんどない状況でありましたが、国民健康保険法施行規則により、国民健康保険限度額適用認定証は原則として保険税滞納者には交付しないこととなっており、経済的理由から滞納している生活困窮者を救う最後のセーフティネットとしての意味合いもあり、制度は存続すべきものと考えるところであります。

現在の高額療養費支払基金額である500万円につきましては、先の監査におきまして大幅に減額すべきではないかとの監査委員からのご指摘もいただいていることから、協議しました結果、基金額を現在の500万円から100万円に改めるものであります。

また、これまで申請者の世帯に貸し付けておりましたが、資金が個人的に流用されて、医療費が未納となる事態を防ぐため、関係条文を改正し、申請に基づき、本人に代わって町が直接医療機関へ高額療養費支払資金相当分を納めることとし、また延滞金におきましても法改正により、国税及び地方税にかかる延滞金の割合が改正されたことに伴い、延滞金割合を14.6%から7.3%に改正するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第13号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第12、議案第13号、高森町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） 議案第13号でご提案いたしました高森町国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

国の平成26年度税制改正に伴い、国民健康保険税におきましては、高額所得者の課税限度額が引き上げられましたことから、第2条第3項及び第23条中の後期高齢者支援金等課税額を14万円から16万円に、介護納付金課税額を12万円から14万円に改正するとともに、課税限度額を引き上げられたことに併せて、保険税の軽減適用対象を拡大することとなりましたことから、第23条第2項第3号を改正し、世帯の総所得が納税義務者を含む1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯を5割軽減の対象とすることとし、また後期高齢者が同居する世帯で、総所得額が納税義務者を含む1人につき45万円を加算した金額を超えない世帯を2割軽減の対象とするこの度の改正であります。

以上、ご説明申し上げましたけれども、審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第14号 高森町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第13、議案第14号、高森町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） 議案第14号でご提案いたしました高森町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

国により、国税及び地方税にかかる延滞金の割合が改正されたことに伴い、後期高齢者医療保険料にかかる延滞金の割合についても、同様に扱うことに差し支えないとの見解が示されたことにより、今回改正するものであります。

詳しく申し上げますと、附則第3条中の延滞金割合につきましては、年14.6%となっていますものを、租税特別措置法第93条第2項の規定により、告示された割合プラス1%の割合に、7.3%を加算した割合とし、年7.3%となっていますものを、同じく告示された割合プラス1%を加算した割合とするものでございます。

なお、改正前に発生いたしました延滞金の割合につきましては、従前のおりの扱いとすることといたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。11時10分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第14 議案第15号 高森町奥阿蘇キャンプ場条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第14、議案第15号、高森町奥阿蘇キャンプ場条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 議案第15号でご提案申し上げました高森町奥阿蘇キャンプ場条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

高森町奥阿蘇キャンプ場条例では、第9条に別表に定める額を使用料として納めなければならないというふうに規定を申し上げておりますけれども、別表の金額は消費税5%を乗じて得た額を加算した額を表記しております。平成26年4月1日から消費税が8%に改定されますことを受けまして、別表中の金額を消費税抜きの金額を表記いたしまして、第9条では別表に定める額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額というふうに改めるよう改正するものです。

また、時期はまだ確定されておりませんが、消費税率が10%に、いずれ増税されるというふうにいわれておりますので、別表中に消費税を明記しなかったということがございます。

以上、ご提案申し上げますけれども、よろしくご審議いただき、決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第16号 高森町有機農業推進施設条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第15、議案第16号、高森町有機農業推進施設条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 議案第16号でご提案申し上げます高森町有機農業推進施設条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましても、消費税率の改正に伴い、別表1から4を税抜きの表示をいたしまして、条文の中で別表に定める金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額を納めるという形に改定をするものでございます。

なお、この利用料金につきましては、運営委員会のほうでご承認をいただき、税抜きの額は以前と据え置きをするというご承認をいただいておりますことを付け加えさせていただきます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議いただき、決定いただきますようお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第17号 高森町給水条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第16、議案第17号、高森町給水条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 議案第17号で提案いたしました高森町給水条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の消費税の改正に伴いまして、26年4月からは現行の5%から8%が決定しておりまして、また27年10月の予定で、10%の予定で、2段階に分けて行われることになっていることから、次のように改正するものです。

改正内容は、料金について第26条で定めてある「合計額に100分の105を乗じて得た金額とする」を「合計額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た金額とする」に改め、また加入金につきましても同じく第34条で定めてあります「100分の105」を「消費税及び地方消費税の税率」というふうに変更します。

なお、経過措置といたしまして、第26条の規定は4月の検針後の5月分水道料から適用し、第34条の規定は施行日以降に行います給水装置工事の申込みにかかる納付金から適用いたします。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第18号 高森町社会教育委員設置条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第17、議案第18号、高森町社会教育委員設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教委事務局長（後藤正三君） 議案第18号で提案いたしました高森町社会教育委員設置条例の一部改正について、本議案は地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるために提案するものです。

この改正は、国が定める平成25年6月14日、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律公布に基づきまして、社会教育法が改正されます。改正後、社会教育法第18条の規定により、社会教育委員の委嘱の基準について文部科学省で定める基準を参酌し条例で定めることとなったため、高森町社会教育委員条例の一部を改正するものです。

別表、条例新旧対照表をご覧ください。第2条の見出し中「委員の設置及び定数」の次に「並びに構成」を加え、第2条第1項の次に1項を加え、第2項に「社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者の中から教育委員会が委嘱する。」を加えることとしております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第19号 平成25年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第18、議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第19号でご提案いたしました平成25年度高森町一般会計補正予算（第10号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、平成25年度の最終補正でありまして、歳入全般にわたって収入の確保を図り、歳出においては不用額を極力抑えるため、科目全般にわたって補正を行うものでございます。

なお、日本経済再生に向けた平成25年度緊急経済対策総額5.5兆円の経済対

策を盛り込んだ国の平成25年度補正予算を受け、横山地区と草部第二地区用水路整備事業を追加しておりますことから、総額で1億558万円を追加することとし、これを現計予算に合算いたしますと、歳入歳出それぞれ50億6,180万9,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

第2表繰越明許費の補正につきましては、国の経済対策を受けて実施する事業や、年度内完了が見込めない林道や町道整備事業について、翌年度へ繰り越すものでございます。

7ページの第3表債務負担行為補正におきましては、新たに17項目を追加いたしております。このうち1番から12番までにつきましては、26年度単年度の債務負担行為として計上するものでございます。また、廃止項目といたしまして、高森温泉館指定管理料と阿蘇高森オーガニックアグリセンターで導入予定でありました堆肥攪拌用重機リース料について、それぞれ廃止するものでございます。

8ページをお開きください。

第4表地方債補正の第1追加につきましては、平成25年度緊急経済対策事業、横山地区と草部第二地区用水路整備に伴い、5,730万円を限度額として追加するものでございます。第2の変更につきましては、各事業の実績見込みに伴う限度額の補正であります。

続きまして、11ページから歳入予算の主なものについてご説明いたします。

第1款の町税につきましては、町民税をはじめ、各種町税について現段階での収入見込額として計上いたしました。

12ページの第12款分担金及び負担金の災害復旧費負担金では、農地等災害復旧に伴う受益者の負担割合が確定し、農地が10%、施設が3%と、負担割合が少なくなりましたことから減額するものでございます。

13ページの国庫支出金から、18ページの県支出金にかけましては、各事業の決定通知や確定見込みにより、それぞれ調整を行うものでございますが、17ページにおいて横山地区と草部第二地区用水路整備に伴う団体営農業農村整備事業補助金として、事業費の55%、7,012万5,000円を計上しております。なお、残り45%の町負担分につきましては、起債借入により対応することといたしますが、今回の経済対策では名称をがんばる地域交付金として、町負担分の3割から4割の範囲で交付されることとなり、制度上、26年度予算に計上することとされておりますことから、後ほど提案予定の平成26年度当初予算において、歳入予算

に計上させていただいております。

次に、22ページから歳出予算について説明いたします。

歳出全般にわたりまして、各事業に必要な経費の最終見込みにより、主に減額補正を行っておりますが、年度内に実施しておく必要がございます一部事業につきましては、追加の補正も計上させていただいております。

24ページ、総務費の企画費におきましては、地方バス運行特別対策補助金につきましては、実績より追加いたしております。

29ページをお開きください。

民生費の介護保険事業費では、特別会計への繰出金を追加計上いたしました。これは介護保険サービス等の保険給付費の増額を法に定められた負担割に基づき追加したものでございます。

35ページの第5款農林水産業費のがんばる地域緊急経済対策費におきまして、横山地区と草部第二地区用水路整備にかかる測量設計業務委託料や工事請負費を追加計上いたしました。

36ページ、林業振興費の負担金補助及び交付金の中で、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策補助金につきましては、予想以上の捕獲実績が上がっていることから、捕獲報奨金として追加したものでございます。

最後に、45ページの諸支出金におきましては、財政調整基金積立金として1億578万2,000円を追加いたしました。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要をご説明いたしました。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番 芹口です。

今回の補正で、第2表で繰越明許費の補正が上がっております。専決処分におきましてもですね、色見保育園の建設事業費が繰越明許費となされました。本年4月から消費税が8%、3%上がるわけでございますけれども、1億円を超えますと300万円以上の支出増ということになるわけでございます。繰越明許費は繰り越しをして、もし不足額を生じた場合につきましては、翌年度補正ができないような制度になっておりますが、この設定額につきましては、そういった消費税の3%も含めた額、それを考慮されて計上されておるかどうかお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 4番議員 芹口議員のご質問にお答えいたします。

8%計上して、すべて計上いたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 2番 後藤です。ご質問させていただきます。

まず、36ページでございますが、負担金補助及び交付金の中で森林整備地域活動支援交付金860万円の減額、それから今ちょっと町長のほうからご説明がありましたけれども、鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業が1,100万円ほど増加になっております。まず、この森林整備地域の860万円の減の理由と、それから鳥獣被害については非常に捕獲頭数が増えているということでございますが、現在までの捕獲頭数がお分かりであれば教えていただきたい。

続きましてですね、38ページ、道路新設改良費の工事請負費の2,386万5,000円が減額となっておりますが、これはどの路線の減額なのか。

それから、もう一つ、39ページの土木費のですね、負担金補助及び交付金の中で合併処理浄化槽設置整備事業補助金が530万円ほど減額になっております。この説明をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 2番 後藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、森林整備地域活動支援交付金でございますが、毎年、森林組合が計画を持っております面積に対しまして、単価を掛けまして、交付金の予算を組んでおりますけれども、これは昨年も後藤議員がお尋ねになったと思いますけれども、その年の実績によりまして減額をせざるを得ない、事業が実施できなかったために減額するものでございます。そのため、この金額を減額することになっております。1ヘクタール当たり5,000円、森林組合が計画を持っております面積が3,797.78ヘクタール、金額で1,898万8,900円を当初で計上いたしておったところでございます。

それから、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金でございますけれども、現在のところ、支払実績はイノシシで366頭、シカで129頭の支払実績を持っておりますけれども、支払後の3月までの見込みといたしまして、イノシシで450頭、シカで250頭余りの見込みをいたしております。その影響で1,000万円を超える捕獲報奨金の計上が必要となりましたので、今回お願いを申し上げているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 2番議員のお尋ねにお答えいたします。

38ページの道路新設改良費の工事請負費の減額の理由ということでございますが、繰越工事の調整後、工事入札残の調整、また繰越工事の別表と申しますか、路線は主にですね、牧戸線につきましては、元金交付金で施工するようにはしておりますけれども、交差点協議等に時間を要しまして、繰越工事となった関係で、26年度当初で計上させていただくということで、その分が1点と、もう一つ、永野原、宮原の流末処理工事ということで、これも現行付近で施工する予定にしておりましたけれども、それも繰越工事となったということで、大きく繰越工事の調整後の減額ということで、今回計上しているわけでございます。

それから、39ページの住宅環境費の負担金補助及び交付金の534万6,000円、合併処理浄化槽の設置事業の補助金でございますけれども、事業の確定に伴いまして、5人槽が16基から14に減、7人槽が大きく減しまして24基の計画から14基に減、10人槽は1基計画しておりましたが、申し込み等がなかったということで事業費総額が1,041万6,000円になりまして、既定額の1,576万2,000円から減額の534万6,000円というふうになるということから、今回、減額補正をお願いしているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 質問はございませんか。2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 2番 後藤です。

ただいまご説明いただきましたので、納得はしておりますが、森林整備活動交付金につきましてもですね、やはり元枠からすると非常に減額幅が大きいわけでございますので、当初、予算を立てる段階で十分ですね、こういう金額にならないように、26年度を見ますと、だいたい1,500万円ぐらい、また計上してあるようですが、800万円となりますと、50%以上の減額ということになりますので、もう少し予算を立てる段階でですね、十分精査をする必要があるんじゃないか。

それから、浄化槽につきましても、予定より非常下回ったということでございますが、それだけのPRもされているのかですね、町民の方に。予算を立てる場合ですね、やはりそれだけの見合う実績を残していかないと、ただ予算を立てて、実績がこうでしたでは、やはり予算の意味がないように感じますので、今後、予算を立てられる場合は、そういったところもやはりPRもしながらですね、やっていただきたいということをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 答弁、よろしゅうございますか。

○2番（後藤三治君） はい。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第19 議案第20号 平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第19、議案第20号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） 議案第20号でご提案いたしました平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億5,118,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,645万7,000円とするものであります。

歳入についてご説明いたします。7ページをお開きください。

諸収入のうち、一般被保険者返納金につきましては1億4,750,000円、雑入については4,760,000円を計上いたしております。これは国保から社会保険に移行されたにも関わらず、届出のないまま国保の保険証で受診された方がいらしたために、この分の医療費の返納を受け入れたものでございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。8ページをご覧ください。

第2款保険給付費の一般被保険者療養給付費につきましては、平成25年度中の歳出状況から予算が不足する恐れがあるため4,500万円を追加補正し、また退職被保険者療養給付費、退職被保険者等高額療養費及び出産育児一時金につきましては、歳出状況からそれぞれ減額するものです。

第6款共同事業拠出金の共同事業医療費拠出金及び9ページの保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、予算の不足が予想されたため、それぞれ追加するも

のでございます。

次に、第7款保健事業費の特定健康診査等事業費につきましては、特定検診の実績から294万円を減額するものです。

次に、11款予備費につきましては、上記の補正にかかります不足額2,826万2,000円を減額補正することといたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第20 議案第21号 平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第20、議案第21号、平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） 平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ2,705万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,118万6,000円とするものであります。

主なものについてご説明申し上げます。4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正におきましては、新たに6項目を追加いたしておりますが、26年度の単年度の債務負担行為として計上するものでございます。これは委託事業等で4月1日から契約の効力が発生するものなどにつきまして、前年度のうちに契約手続き等にとりかかることができるよう事務の改善を図るため、追加計上するものでございます。

7ページをお開きください。

歳入の第1号被保険者保険料の現年度分154万5,000円増額いたしました。これは本年度保険料の課税見込額の増額に対する収納予定額の増額でございます。

第3款介護給付費負担金の現年度分を2,286万5,000円増額するとともに、同款調整交付金の現年度分を760万円増額いたしております。ともに介護給付費の増加に対応するための補正でございます。

8ページをお開きください。

第4款介護給付費交付金の現年度分を1,137万3,000円減額しておりますけれども、変更交付決定見込額に対する調整のためのものであります。

第5款介護保険給付金の現年度分を410万8,000円の増額は、給付費の伸びに伴うものでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第6款介護給付費繰入金の現年度分を174万2,000円増額しております。これは本年度分の介護給付費負担金の増額が見込まれることに伴います財源ごとの負担の増額でございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。総務管理費、一般管理費につきましては、介護報酬改定に伴い、システムを改修する必要がございますので、そのための委託料を22万1,000円増額しております。

第2款介護サービス等諸費、第1目の介護サービス等諸費につきましては、1,395万4,000円の増額でございますが、これは居宅介護、地域密着型介護サービスの増加及び施設介護サービスの減少によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

介護予防サービス等諸費につきましては、375万9,000円の増額は、主に介護予防サービス等の伸びによるものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

第2款特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービスにつきましては414万4,000円を減額いたしました。これらにつきましては、本年度の事業実績及び見込額による財源ごとの負担の減額でございます。

続きまして、予備費でございますけれども、介護保険特別会計内の最終調整のための調整ということで、予備費につきましても調整を行っております。

以上、ご説明申し上げましたけれども、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第21 議案第22号 平成25年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第21、議案第22号、平成25年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 議案第22号でご提案いたしました平成25年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、既定予算から57万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億6,759万6,000円とするものであります。

また、平成26年度の水質検査業務委託等の債務負担行為の補正並びに事業費の確定に伴う地方債の限度額を変更するものであります。

4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正につきしては、先ほど申し上げましたが、平成26年度の水質検査業務委託や簡易水道施設の管理業務委託等として債務負担行為を補正するものであります。

5ページ、第3表地方債補正につきましては、地方債の事業費確定に伴う限度額の変更でございます。過疎債につきまして、30万円減額するものであります。

歳入についてご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

第6款諸収入、第1項加入金及び第2項雑入につきましては、見込額と予算残額を調整し、水道申込み加入金を26万3,000円、雑入を9,000円減額します。

また、第7款地方債につきましては、起債事業の事業費確定に伴い、30万円の

減額を行いました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

第1款水道費、第1目一般管理費につきましては、人件費の不用額を減額、第11節需用費につきましては、光熱水費の電気料を120万円、第12節役務費については、主に保険料等の不用額で150万円減額いたしました。第7節公課費につきましては、消費税及び地方消費税として155万1,000円減額をするものであります。

予備費につきましては、歳入歳出調整いたしまして624万4,000円増額補正をしております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたします。ご説明とします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第22 議案第23号 平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算 について

○議長（田上更生君） 日程第22、議案第23号、平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 議案第23号でご提案いたしました平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、予算総額は変更せず、光熱水費等の需用費並びに原材料費等を減額するものであります。また、平成26年度の農業用水施設の電気管理業務委託の

債務負担行為を補正するものであります。

4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正につきましては、先ほど申し上げましたが、平成26年度の農業用水施設の電気管理業務委託として、限度額29万2,000円の債務負担行為を補正するものであります。

歳入については、補正はございません。

歳出についてご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

第1款農業用水費、第1項管理費につきましては、第11節の需用費の光熱水費である電気料を134万3,000円減額、修繕料を38万6,000円減額しました。また、第16節原材料費を10万円減額いたしました。

予備費については、歳入歳出調整後、182万9,000円を増額補正しております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたします。提案説明とします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第23 議案第24号 平成26年度高森町一般会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第23、議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第24号でご提案いたしました平成26年度高森町一般会計予算の概要について、ご説明申し上げます。

平成26年度の国の経済見通しについては、好循環のための経済対策を含む、経済パッケージ等の着実な推進により、堅調な内需に支えられた景気回復が見込まれ、好循環が徐々に実現していくと内閣府が発表いたしております。また、通常国会において、日本経済再生に向けた総額5.5兆円の経済対策を盛り込んだ平成25年度の補正予算が可決成立し、国土強靱化や防災・減災をはじめとする公共事業のほか、がんばる地域交付金などの財政措置が講じられております。さらに、デフレ不況からの脱却、経済対策と財政健全化を併せて目指すとされる国の平成26年度予算案につきましては、消費税増収分を活用した社会保障の充実などで、平成25年度補正予算と一体として、切れ目なく執行することにより、消費税率改定で予想される景気の反動減を緩和することとしています。

本町といたしましても、町民生活の安定と地域経済の回復を確かなものとしていく趣旨におき、平成25年度補正予算に呼応した町の経済対策について、国や県の動向を注視しながら、遅れることなく適切なスピード感をもった対応を図っていきたいと考えているところでございます。

このような状況の中で編成いたしました平成26年度予算は、町税、使用料手数料の自主財源の確保、並びに町債及び基金の有効活用を心がけ、歳出においては事務費から既存事業費までの必要性、効果等についての再確認を行い、最小の経費で最大の効果を上げることを念頭に編成したところでございます。

それでは、予算の概要についてご説明いたしますが、事前にお配りしております平成26年度高森町一般会計当初予算概要書に沿ってご説明をさせていただきます。なお、お手元にお配りしている概要書というのはこの概要書でございます。

1ページをお開き願います。

第1、予算の希望につきましては、主に町道永野原河原線の舗装整備事業や上色見地区復旧復興防災道路の測量設計等による事業費の増加などから、25年度の当初予算に対し7.7%、3億4,800万円増の総額48億5,200万円となりました。

2ページ目、第2、実質予算の規模につきましては、先ほど補正予算でも説明しておりますが、国の経済対策に伴う平成25年度補正予算に対応する事業と併せまして、13カ月予算となり、25年度の実質予算とほぼ変わらない規模の49億8,200万円となったところでございます。

右側のページ、3ページの第3、予算規模の内訳では、当初予算と経済対策補正予算との関連について説明してございまして、経済対策補正予算については、25年

度から3億200万円の減額となっております。

第4、歳出の款別の内訳につきましては、先ほど説明いたしました大規模な町道整備事業などにより、土木費が著しく増加いたしております。なお、土木費の増加につきましては、後で詳細についてご説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、5ページ目と6ページ目では、町の財政状況を説明いたします。

まず、第5、町債、借入金の残高の推移でございますが、特に議会で認めていただきました平成25年、26年度にかけての情報通信基盤整備事業等やハード事業等の影響により、26年度末では50億700万円まで増加する見込みでございます。この数値は平成22年度末と同じでございますが、つまり私が町長就任時の残高まで増加するものでございますが、やはり本町の財政規模等を勘案し、健全財政を進める上でも、残高を減らしていくことが必要であり、極力、借入金返済額を上回らないような財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、第6、財政調整基金残高につきましては、平成25年度末の見込みとして、現時点で13億1,400万円あり、昨年末より7,500万円の増加見込みでございます。財政調整基金につきましては、先ほど申し上げておりました償還の金額も、町債ですね、と比較いたしまして、私が就任した時点が、財政調整基金が約9億円でしたので、現在13億1,400万円見込みでございますので、約4億円積み増しているということでございます。

続いて、7ページ以降におきましては、新規事業や継続事業、また拡充事業の区分により、26年度の主要事業等を紹介させていただいております。この中から特に必要な項目を抜粋して説明させていただきます。

まず、総務費では、2番観光立町人材育成事業と、3番観光ニーズ調査事業でございますが、これは多くの住民の方にワーキングメンバーとしてご参加いただき、去る3月5日の日に最終の会議を経て出来上がりました観光立町推進基本計画の最優先事業としてあげられた内容について実践していくものでございます。

9番地籍調査事業の委託では、委託内容について現在の現地調査や測量などのほか、工程管理や検査等も含め、全体の作業を一括して委託するものでございます。県内では熊本市の旧植木町に続く2番目の導入でありまして、事業費としては増額となりますが、事業費の4分の3が補助であることと、残りについても特別交付税措置があること、さらには職員の事務作業が大幅に軽減されることを考慮いたしますと、費用対効果の面からも大きなメリットがあるものと考えております。

10番自主放送開局に伴う事業費でございますが、現在、4月からの高森ポイン

トチャンネルの試験放送開始に向け、放送室や機材の準備も整いつつある状況でございます。予算計上の内訳といたしましては、イベントや行事を専門業者に委託し、映像のみを撮影してもらう費用や、特派員の費用、また職員が番組製作技術やノウハウを取得するための研修費用等を計上したものでございます。

続きまして、民生費では、4番の子育て支援拠点施設運営費でございますが、子育て相談、情報提供、子育てに関する講習会、並びに一時預かり等を予定しているものでございまして、このことは将来的には私が議会の中でもご説明を申し上げました、目標はワンストップ型の子育て支援が実施できる本格的な（仮称）複合型子ども支援センターの開設につなげていきたいと考えているところでございます。

次に、農林水産業費では、1番の高森農業塾でございますが、平成25年度に策定いたしました高森町新農業プランに基づき、まず農業者の皆さまにいろいろな情報提供を行うとともに、意識改革の誘導を行うという観点から、毎月、高森農業塾を開催するものでございます。

次に、商工費では、5番の湧水トンネル公園ワーキング会議費でございますが、これは昨年発生いたしましたトンネル内の壁面崩落を受け、内部全体の崩落調査を実施いたしましたところ、新たな崩落の危険性はなく、早急な補修は必要ないとの報告を受けておりますが、近い将来においては、全面的な補修を計画していかなければいけないと考えておりますし、またトンネル内の飾り付けやイベント事業の見直しも必要であると思っております。そのことから、町内外の有識者によるワーキング会議等を実施し、その方向・方策を検討するための費用を計上させていただきました。

9ページをお開きください。

土木費の町道整備事業につきましては、この概要書の最終ページをご覧ください。まずは、ご説明の前に、今回新たな新設及び改良をお願いを申し上げているところでございますが、その理由、そしてその流れをご説明を先にさせていただきたいと思っております。

まず、平成24年度に国は当初予算で社会資本整備事業、交付金事業ですね、これをかなりの金額、減額をいたしております。それを平成25年度緊急経済対策、要はこの間の1月11日に閣議決定があったわけでございますが、その中で新たに社会資本整備のための交付金の創設、農山漁村等における防災減災対策等、これは農林水産省でございますが、この部分で新たに減額した社会資本整備事業費を言葉を分かりやすく申し上げますと、再度復活的な予算であるというふうに私は認識を

いたしております。

要は、ここが私たちのような小さい財政規模しかない町にとっては、ある意味、チャンスではないかというふうに私は捉えております。そもそも今後行われる補正に対しての採択に関して、まずは平成26年度の事業として、熊本県から九州整備局へ予算の要求に上がらなければいけないのが1点、そして九州整備局の中でさらにそこを精査し、そして国土交通省で最終的な精査をして決定するというのがこの交付金事業の決定でございます。そして、過去2回の経済対策を見て、これは私が感じとったことでございますが、例えば元気交付金や、今回のがんばる交付金等々に採択される事業は、先ほど申し上げましたように、熊本県が国へ提出する概算要求の中の事業に記載してなければ、なかなか採択が難しい。そして、さらに国土交通省が定める社会資本整備のための交付金事業、社会資本整備事業に採択をしていただいております。この緊急経済対策事業の採択にはなかなか乗らないというのが現実であるということも2回で勉強をさせていただきました。

さらに、緊急経済対策事業に採択されれば、例えば社会資本整備事業の65%のこの高額な補助、高割合な補助の残りの35%に対しても交付金負担をしていただくということに、緊急経済事業の場合はなるわけでございます。そして、その35%頂ける交付金の中から単独でやらなければいけない町の事業、財政がすごい小さい町や村にとって、この部分はたいへん大事であり、なかなか普段できない細かい事業や公共事業ですね、にこれを充てることができる、それが私が今やっている手法でございます。そして、このやり方を高森町はやらなければいけない。税収や、そして人口のこの規模を考えれば、やはりなかなかお金は降って湧いて出るものではございません。要は、国が補正の中で、本来当初で上げなければいけないことを、補正の中で復活させた予算について、やはりそれにもっていくためには、ここがチャンスではないかということで、今回、土木費の町道整備事業につきましては、新たな事業をお願いをさせていただいたわけでございます。

今、私の言葉で説明をさせていただきましたが、今回この最終ページに記載している事業の中の新設に関しましては、例えば上色見地区復旧復興防災道路、永野原河原線、片山下山線、村山高尾野線等々につきましては、そもそも事業をやる前提といたしまして、国の採択を受けなければ、なかなか困難ではないかというふうに考えております。すなわち、今回予算を議会に計上させていただきましたのは、この事業が国から国庫補助事業として、交付金事業として採択を前提した上での予算の計上をさせていただきました。そして、それと同時に、やはり順番や必要性等々

も考慮しなければ、採択を得た以上は考えなければいけないというふうを考えております。

新設改良等の主な事業について、続いて説明をさせていただきますが、先ほど申し上げました上色見地区復旧復興防災道路を新設に伴う測量設計費用でございます。これは一昨年の九州北部豪雨災害で大きな被害を受けた上色見地区、特に中原や前原ですね、もちろん全体的に上色見地区、被害を受けておるわけでございますが、その上色見地区に新しく道路を造りたいという事業でございます。これは今後同じような雨が降った場合を考えるとというその一歩前に、実は昨年7月28日に1時間で50ミリから80ミリの雨が、1日は降りませんでしたが、短時間降ったわけでございます。しかし、その50ミリから80ミリ程度の雨でも、以前と変わった沢の流れ、要は水の浸透の流れは、現実に現場で見ますと、それは地域住民の方はいへん怖いものだなと、これは将来に向けてどうなるものかということをお不安がられている、心配になられているのは当然のことかというふうに思っております。

昨年7月28日のときには、朝6時から地域振興局、そして朝8時から建設課と一緒にしまして、水が流れている、国や県が予想してない水の流れなんだというところをビデオで撮らせていただき、そのビデオを持参して、国土交通省に数回、交渉をさせていただきました。そして、熊本県の道路都市局にも同じような交渉をさせていただいております。また、自由民主党、与党党本部及び自民党県連に同じビデオを見ていただき、要望させていただきました。私のみならず、今日、議場に来ております建設課の荒牧土木係長も同席をして、一緒に詳細について説明をして、そして国の国土交通省の特に技術部、技官の方及び事務方の方にもですね、この九州北部豪雨災害の中で、高森上色見地区の特にこの地域に関しては、復旧・復興の防災も兼ねた道路の新設が必要なんだということをお願いをずっとしてきたわけでございます。

現在、国とも県とも継続して考慮中でございますが、熊本県の平成26年度の概算要求には乗せていただきました。そして、これを今度、九州整備局、先ほど申し上げましたように、整備局で精査をして、そして国の当初予算が決定後に、4月、5月ぐらいに国土交通省が採択を決定するかどうかということでございます。このことは先ほど申し上げましたように、この道路が出来れば、あの上色見地区の流れが変わった、沢の流れが変わっております。本当に地域のですね、防災道路として、これは非常に効果があるものではないかというふうに思っております。現在、仮に採択された場合の総事業費は約6億5,000万円であり、社会資本整備交付金の

上限65%の補助と過疎債を活用し、今後5年程度で実施していきたいというふうに思っております。

なお、先ほど申し上げましたように、この残りの35%を、今後行われる平成26年度の国の経済対策や、27年度の緊急経済対策等々の補正が行われれば、そこにこの35%の部分で交付金事業として、さらにそこに補助をいただくことにより、たいへん効果がある事業ができるのではないかと思っております。

しかし、先ほど申し上げましたように、そもそも非常に困難な採択でございますので、国と県と今後でもですね、お願いをしていかなければいけないというふうに思っております。

また、同じ計画書に載せております町道永野原河原線におきましては、平成24年度緊急経済対策事業により、24年度、5年度において、これは道路全面調査、路面調査のもとですね、全域にわたり、これは非常に傷んでいるというお答えでしたが、特に傷んでいる区間を約半分に当たります6.4キロを施工しているところでございます。しかし、道路は皆さんご承知のように、これは阿蘇市まで続く道路でございます。約13キロあります。この半分を現在5センチ厚、ほぼ県道厚で舗装工事をしているところでございますが、残りの半分をしなければ、これは意味がございません。ということで、また意味がない上に、さらに将来は町が持てるような道路ではないということを、私は個人的に思うということを過去、議場でも答弁をさせていただきました。将来、私の代では無理だと思いますが、県にお願いをして、そして国にもお願いをしてですね、是非とも、近い将来は県道昇格やその他の形になれば、今後の子どもたちの時代に、あの長い道路をずっと、通行量を考えますと、傷みますので、町が単独でずっとやっていかなければいけないような事態にならないことを避けるためにも、残り6.4キロのこの舗装をやらなければいけないというふうに考えておりまして、その上で今回計上させていただくものでございます。

今、少々長くなりましたが、私の考え、手法、そして今回、特に予算を提案させていただいておりますので、そのことから詳細にわたってご説明をさせていただきました。

それで、予算概要書の9ページへお戻りいただき、教育費では小・中学校のICT環境をさらに充実するため、新たに各学校の授業において、1人1台使えるよう、タブレット型のノートパソコン240台と、無線LAN環境を構築することとしております。

次に、第8、施設整備、大規模修繕等でございますが、特に大きい規模の工事となります1番の庁舎、高森総合センター空調機入替工事についてご説明申し上げます。建設後約30年が経過したこの役場庁舎と隣りの高森総合センターでございますが、暖房用のボイラー施設と冷房用のエアコンのどちらも老朽化により故障が相次いで多発している状況でございますが、品物が30年前というたいへんもう年期が経って古いために、交換用部品調達ができない状況となっております。そのため、現在の設備を撤去して、新たに冷暖房用のエアコン約40台を整備するものでございます。

次に、11ページの第9、法制度に基づく実施事業等の中では、民生費において、消費税率の引き上げに際し、低所得者と子育て世帯への影響を緩和するため、1番の臨時福祉給付金支給事業と3番の子育て世帯臨時特例給付金を計上しております。

以上、主な新規事業についてご説明をさせていただきました。

なお、主要事業等については明記しておりませんが、衛生費におきましては、引き続き生活習慣病の予防、この進行の悪化を最小限に食い止めなければいけない、また率を上げてはいけないと。それと同時に、これは妊産婦並びに乳幼児の健康確保及び増進のほか、安全な予防接種の実施とともに、接種率の向上に努めてまいりたいというふうに思っております。特に平成26年度から健康高森21計画を、国民健康保険事業の特定健診、特定保健指導事業とのより一層の連携強化を図り、健診データ、医療レセプト情報、介護保険認定情報等を活用し、医療費適正化、健康寿命の延伸を図ることができるような事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、予算書をご覧ください、8ページをお開き願います。

○議長（田上更生君） 町長。すみません。時間の都合上、相当時間がかかると思いますので、午前中は概要書だけの説明にとどめて、細部については午後の休憩後の説明でよろしゅうございますか。

○町長（草村大成君） 失礼いたしました。

第2表債務負担行為につきましては、小・中学校における無線LAN環境とタブレットパソコンのリース料など、3つの項目について債務負担行為の期間と限度額をそれぞれ設定するものでございます。

次に、9ページの第3表地方債につきましては、本年度実施予定であります各事業の起債限度額を設定するものでございまして、限度額総額を8億1,550万円とするものでございます。

以上、平成26年度予算案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、何卒ご賛同賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） お諮りします。

しばらく休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。1時15分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時25分

再開 午後1時15分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算についてを議題といたします。

先ほど町長のほうから提案理由説明は終わっておりますので、質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番 宇藤です。皆さん、こんにちは。お疲れさまです。

101ページですね、高森温泉館の管理費でございます。この温泉館の管理費ということで6,600万円、この事業費だけでもですね、燃料、水道光熱費で、合わせて3,800万円ほどですね、予算計上してございます。指定管理料の1,900万円からするとですね、かなりの高額の予算となっておりますが、昨年の議会でもですね、1年間、直営の結果を町民に示して、アンケート調査の結果を踏まえ、指定管理に出すということで議決したわけでございます。それから指定管理募集の回覧等が回ってですね、町民の方々より優秀な指定管理会社が見つかるかと期待される中、結局は町直営となったわけでございますが、その理由を詳細に説明をお願いいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 1番 宇藤議員の温泉館の指定管理の件について、ご質問お答えいたします。

指定管理につきましては、12月の議会におきまして1,900万円の債務負担行為を計上させていただきました。その結果をもとに、指定管理の公募を行いました。結果的に、問い合わせは数件ございました。それと、もう一つ、ホームページのほうに指定管理の募集要項等を載せておりますので、それはかなりの方が閲覧さ

れているとは思っております。ですけど、最終的にですね、申込みがあったのが1件ございました。これが期日までに申込みがございましたので、その後の審査会の準備を行ってありましたところ、審査会の3日ぐらい前だったと思いますけど、結局辞退するという連絡がありまして、正式に文書でもいただきました。辞退をするという文書をいただきました。結果的に、申しあげましたように、指定管理の募集は行いましたが、応募が結局なかったということで、平成26年4月からも直営運営を強いられることになりましたので、急遽、予算のほうを組み換えてですね、この当初予算に計上させていただいたという経緯でございます。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） アンケート調査等でもですね、半分の町民の方がですね、赤字はもう出してはいけないという答えがですね、出ておるわけでございます。その意味でもですね、今後、赤字にならないような対策はとってあるのか、よろしく願います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 自席から失礼いたします。

指定管理の応募がなかったということで、直営運営を行う上で、温泉館の管理者、つまり3名おりますけど、それと私たちのほうで協議を行いました。その結果、いろいろ赤字削減のですね、対策を検討して、今後4月からその赤字削減対策を行ってまいりたいと思います。

その主なものがですね、まず回数券、結局、10枚分の価格で11枚の回数券を今出しておりますけど、これを販売を中止したいというふうに思っております。条例では回数券の販売をすることができますとなっていますので、販売をしなくてもいいということで、回数券の販売を中止したいと思っております。

それと、営業時間、これを通常、今、夜の10時まで行っておりますが、通常を9時までとしたいと。それで、夏季期間、7月から9月ぐらいを予定しておりますけど、その期間は通常10時までにしたというふうに考えております。

それと、歩行浴、露天風呂につきましては、これが特に冬場の燃料費の増加につながっております。ですから、歩行浴、露天風呂については、12月から2月までは休止したいというふうに考えております。

それと、重油の価格ですけど、25年度当初が92円ぐらいでしたけど、現在98円に高騰しております。結局、今は町内の石油販売店を回しで行っておりますが、これは話し合い次第ですけど、できるならば入札にもっていきたいというふうに考

えております。

それと、高齢者の入浴につきましては、半額というふうにしておりますが、これにつきまして、今までもあやふやなところがありましたので、3月中にですね、全世帯の高齢者、70歳以上につきましては、温泉館の入浴証明書をこちらのほうで先に発行するというような形をとりたいと思っております。結局、先にこちらから発行すればですね、また今まで行かれてなかった高齢者の方も足を運んでいただけるのではないかという考えに基づくものです。

それと、温泉館で約80社ぐらいの販売を行っております。業者が入っております。それにつきまして、今まではですね、手数料の関係ですけど、少ないところで15%、多いところで40~50%となっておりますが、これにつきましてもある程度一定のですね、パーセント以上を支払っていただくというふうな形にしたいということで、現在、その要綱を取りまとめている次第です。

以上のように、温泉館の管理者とですね、協議した結果、以上のような回答というか、結論を得ておりますので、4月から早速できるところからやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 3番 興柁です。

予算書の73ページ、新規事業のですね、子育て世帯臨時特例給付金800万円、この事業の内容をですね、性格についてご説明をお願いをしたいと思います。

それから、800名×1万円ということになっておりますけど、この800名の基礎といえますか、どこから800名と出てきたのかですね。

それと、下にあります児童手当と比べて、どのような違いがあるのか。

それから、給付の方法についてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 橋本和則君。

○住民福祉課長（橋本和則君） ただいまお尋ねの子育て給付金は、児童手当の対象世帯につきまして、1人につき1万円の助成があるようになっております。この人数につきましては、児童手当の現在数をそのまま上げております。この800名の算定基礎は、児童手当をこちらが支給しておりますが、その数字を基礎として出しております。

支払方法につきましては、本年度、今確定しておりませんが、確定し次第、申請手続きを取りまして、3カ月間の申請期間をおきまして、その後、支払準備に移っていきたいと考えております。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 3番 興柁です。

すみません、関連で。対象者ですけれども、歳入のほうを見ますと、0から3歳児から中学生までが対象者になっているわけですね。このあたり、ここから算出されている数字なんでしょうか。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 橋本和則君。

○住民福祉課長（橋本和則君） 対象は、0歳から中学生までが児童手当と一緒に子育てのほうで支払いをいたしまして、それ以外につきましては非課税世帯につきまして1人につき1万円を支給するように、臨時福祉給付金の支給事業のほうで対応するようにいたしております。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

98ページですね、風鎮祭の助成金についてでございます。275万円でございますが、蒲島知事がですね、横軸の連携ということで、昨年より我が町もですね、天草市牛深とのですね、交流事業の中で、風鎮祭がですね、牛深ハイヤなど、今まで以上の盛り上がりとなっております。また、ページ、46ページ、47ページにもですね、牛深との交流の事業の予算も上げてございますが、今年度もですね、昨年のような祭りになるのか、よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 風鎮祭の助成金及び牛深との交流事業についてご説明いたします。昨年が風鎮祭の開催日が土曜・日曜日と重なりまして、また牛深のハイヤの方からお見えになりまして、たいへんな賑わいを見たところでありますが、本年度は暦で見ますと、17、18だったら、日・月の開催になります。一応ですね、風鎮祭の実行委員会のほうには、土・日開催のほうが誘客もできるし、賑わうんじゃないかということで、こちらから早く風鎮祭の日にちを決定してくださいというふうをお願いしたわけですけど、結果的に風鎮祭の日にちは替えないという結果を得ております。ですから、今年度の開催は日曜日・月曜日になると思います。うちのほうの考えとしましては、風鎮祭だけにこのような助成金を行っているというのも、結局、観光客の入り込みを少しでも増やそうという考えはありますし、また天草のほうとしましても、できるだけ横軸連携を保っていきたいという考えがありますので、本年度もそれについては続けていきたいというふうに思っております。ただ、取り組み方によりましては、前夜祭といたしますか、やっぱり天草のほうとし

ては、土・日でしか来れないところもありますので、前夜祭を利用して土曜日に行うとか、そのようなことは今から先、検討してまいりたいというふうに思っております。予算としては、昨年度より計上させていただいておりますので、同じように開催したいというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） この風鎮祭助成金ということで、先ほどの答弁ございましたが、町長としてはどういうお考えでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えさせていただきます。

風鎮祭が例年と同じ予算を計上させていただきまして、なおかつ昨年はなかなかあれだけ盛り上がったことがないのではないかなというような盛り上がり方を、議会の皆さまのご協力も含めまして、そして天草 安田市長、そして牛深の市役所の庁舎のですね、職員の方々、天草市役所の職員の方々ですね、ご協力あって、盛り上がりがあったと思っております。と同時に、今、私がどう思うかというふうなご質問だと思いますが、予算を計上いたしておりますので、従来どおり、風鎮祭というのは、今まであったように、町民がですね、みんなが楽しむような歴史・文化をですね、感じるような祭りにするという意味での同じ予算でございます。そういう中で、先ほど課長が申し上げましたように、やはりインバウンド、観光客を少しでも増やしたいなという思惑があるのは、これは予算をお願いする側としては当然だというふうに思っております。それを踏まえまして、風鎮祭実行委員会に今年からはどうされますかと、昨年は偶然にも週末でしたが、あれだけの盛り上がりを見て、また非常に良かったという声も町民の方々からいただいておりますので、いかがいたしますかと。神事ごとは別といたしまして、イベント、お祭りの部分だけですね、はどうされますかということをお聞きいたしましたところ、先ほど課長の答弁にありましたように、従来どおり、平日でも日にちは変えないということの答えでしたので、今後はですね、この風鎮祭のみならず、ほかのお祭りもあります。議員の地元の山鳥色見地区のお祭りもたいへん盛り上がりがあって、実は昨年、私も行かせていただきましたが、地域以外の方の参加も非常に増えておりますし、草部北部、野尻、そして南部、特にですね、山東部のお祭りに関しましては、かなりですね、地元以外の方が参加されているというのを思いました。そういう中でですね、風鎮祭だけじゃなくて、その他のお祭りのときでもですね、是非この天草との交流を活かせるような形になればいいかなというふうに思っております。今年と同じ金

額を要望したということは、その思いは変わってないということです。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

昨年よりですね、各地区の祭りにもですね、先ほど町長言われましたが、5万円の助成がありまして、活性化しているところでございます。観光立町を目指す上でもですね、観光客を呼び込むような祭りになりますようによろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 質問か何か、私としては質問のほうとはあまり関係ないかもしれませんが、教育委員会のほうにですね、ちょっとお尋ねいたします。

昨年からたいへん、教育プランのほうで小学校・中学校、たいへんよそから先生たちがお見えになるわけでございます。私もですね、何回か中学校にも訪問しまして、いろいろ舎内とかですね、見るわけでございますが、この125ページにですね、予算的には学校施設管理費というような科目であります。今、学校に行ってみますとですね、ここに体育館のワックス清掃料とか、管内中学校遊具費の点検料等がありますが、校舎の中の廊下側と校舎の間の窓ですね、あの下の方はきれいに掃除がしてあります。しかし、上がですね、私が何回か行ってみますと、たいへん汚く汚れております。全国各地からですね、今後また学校にも訪れるだろうと思っておりますので、その点についてですね、どう考えておられるのか質問いたします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教委事務局長（後藤正三君） 今回の学校施設の関連のほうのご質問だと思いますけれども、予算のほうには体育館のワックス掛け、だいたい2年に1回ぐらい、校舎とやっているんですけども、今ご質問のありました窓ガラスについてですが、これについてはこれまでも予算を組んでおりません。おっしゃるとおり、高森中学校については特に屋根のところから明かりを採るということで、非常に高いところもあります。それ以外にも通常の高さまでは子どもたちが一生懸命掃除するんですけども、その届かないところは非常に危険であるということで、当然やっておりません。それから、同じく東中でも高いところということで、各学校、高いところについてはどうしてもですね、子どもたち、先生も含めてそうなんです。一生懸命掃除はやられていますけれども、どうしても危険でできないという現状で、そういうふうになっております。今後はですね、窓ガラス清掃委託という業者さんもいるんです

けれども、今後、予算面等々をですね、ちょっと考えながら、危険な箇所とか高い部所ですね、2階でもベランダがない建物については、非常に窓ガラスを外側を拭くというのは非常に危険ですので、そういうものについてですね、一応この段階で掃除をしますとは言い切れませんが、かなりの高額ですので、各学校についてどうしても掃除のしきれない部分につきましては、ちょっと業者さんのほうにまずは見積書を取って、教育委員会のほうで検討したいと思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 今、事務局長のほうから、業者さんをとというようなことございます。何もですね、毎年、私はしなくてもいいと思いますが、せっかく教育プランも立ち上げて、本当に各学校からお見えになりますので、その点はですね、よろしく願いしておきたいと思っております。

続きまして、本年度予算にはですね、あまり関係ありませんが、町長のことについて少し。

○議長（田上更生君） 6番議員、26年度予算に関係ないという質問であれば。

○6番（森田 勝君） いえいえ、その点がですね、予算がないというようなことではありませんが、町長の公用車の件について、ちょっとご質問したいと思っております。

私はですね、日頃、町長に公用車の件について進言していますが、なかなか実現されておられません。ご自身で現在も移動などは安全運転に考慮されながら運転されておるとは思いますが、他の市町村においては、職員が自ら同行し、公用車の運転と移動の安全をされております。この予算の中はですね、25年、26年と見てみますと、どこにも町長の公用車関係、それから公務用のそのような当初予算においても計上されておられません。首長の安全の確保は、町あつての礎の一つだと思うわけでございます。また、これは聞いた話でございます。自衛隊関係者の中で、健軍自衛隊での観閲式では他の市町村長は職員のパレードで横におって、町長も同乗されて行かれたというようなことございますが、うちの町長においては、自分の自家用車で運転されてパレードに参加されたと聞いております。公用車はですね、町長にはなくてはならないと、日頃、私は思っているわけでございます。町長に同行する職員がいることにはですね、駐車場と会議場との往復、それから時間の短縮や移動、それから事故等が発生したときの対応なんかがですね、本当に私も心配しておるわけでございます。会議が終わった後の懇談会などにも心配することなく参加できるような、今後は体制を私は是非してもらいたいと思っております。以上の

ことについて、町長、それから総務課長のほうはどういうふうなお考えをもっておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 6番 森田議員さんのご質問といたしますか、ご提案というふうに承りました。私ども職員といたしましてもですね、町長の出張等につきましてはですね、今おっしゃったような方法等が当然ありますので、そういったことで協議しながら、町長ともお話をしているところであります。本年度予算におきましては、旧年来までの予算編成、予算の編成の仕方ですね、上程申し上げております。今後、町長とも協議しながらですね、そのあたりは進めていくべきところは進めていきたいというふうに、私たち事務方のほうとしては思っているところであります。当然、今おっしゃっていただきましたように、町長の安全というのは一番大切なものであるというふうに私どもとしても認識しているところでございます。今後そういった点も含めて、町長とも協議しながら進めていきたいというふうに思っているところであります。以上であります。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、森田議員におかれましては、日頃よりですね、私に再三、この数年間、言われておりました。この25年度、去年も議員がかなり強くですね、私のほうに言われたのも覚えております。まずですね、やはり先ほど議員がおっしゃったように、予算書の中に今回上がってないだろうということだと思いますが、まずは私が提案している予算がこれがすべてですので、上げておりません。必要性は認識をいたしております。それと同時に、やはり非常にその区別の仕方というのは難しいものがあるわけでございますので、やはりもうすべてですね、現在では自家用車で行っておる次第でございます。運転手さんがですね、いれば非常に楽だというのは十分、議員さんに何回もお話ししましたように、分かっております。たいへんですね、これは4年間でトータルすると、かなりの金額が、もちろん人件費もそうでございますが、ガソリン代や車の維持費、若しくは新しい車を買わなければいけませんので、非常なかなりの金額がかかるわけでございます。減額すればいいということではないと、森田議員から何回も言われたこともございます。そのとおりでというふうに思っております。3年間ですね、このやり方でやらせていただきました。そして、非常にその部分ではですね、自己負担が増えますので、厳しい部分もありますが、逆に言いますと、私のようにですね、フットワークが軽く、一日でだいたい100

キロから150キロどンドン運転するような首長というのはあまりありません。ですので、今来てくれと言われたときに、逆の意味で言うと、行ける身軽さもあるわけでございます。そのことがですね、住民さんのですね、サービスにつながったり、若しくはいろんな高森町の懸案事項のですね、解決の糸口につながったりしたこともございます。ですので、3年間、このやり方でやらせていただきました。4年目もですね、残り1年ですので、私は議員さんが提案、いつもおっしゃっていただけることにはですね、たいへん感謝いたしますが、この1年はですね、やらせていただきたい。それと同時に、自分の運転する際にはですね、やはり安全運転を心がけて、特に最近は5時間、6時間空いても、7、8時間空いても、酒気帯び等々で摘発された事例も出ておりますので、十分気をつけていきたいというふうに考えております。

また、先ほど多分言われたのは、以前議員さんがおっしゃった自衛隊のときだったと思いますが、確かにですね、かなりの市町村長が参加されて、皆さん一列に並ばれてなったときに、私一人が自家用車でしたので、一番最後に回されて、一人ほぼ自家用車で自分で運転してパレードに参加したというのもございます。非常にそのときはですね、あぁしまったなあと正直思いました。実はそのときはですね、総務課の職員がですね、総務課長、また総務課長補佐も含めまして、公用車というか、何か役場の車で行かれたほうが良いという提案をいただきましたが、私もあんな大きなですね、パレードになるとはちょっと思ってもいなかった、私の不注意でございます。職員はそのときは乗せていこうといたしましたので、そのことはご理解をさせていただきたいというふうに思います。今年ですね、あぁいう自衛隊の特に防災や減災に関する大きいイベントがあるときには、高森町のですね、車を使わせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 私も今現在は議員のバッジをはめているわけですが、一町民としてですね、やはり町長、恐らく事故など遭われたときはですね、これは職員も大変になりますし、議員、それから町民等もですね、大変になりますので、どうかそういう面を考えてですね、今後は協議をお願いしておきたいと思っております。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番 芹口です。

今回の当初予算、本当に活力あるまちづくり、また住民福祉の向上のために、積

極的な施策の推進のために、たいへん工夫された予算であろうかというふうに思っておりますし、また当初予算の概要書につきましても非常に分かりやすく工夫されておりますことに対しまして感謝を申し上げたいというふうに思っております。

今回の当初予算、2点ほど質問をしたいと思っておりますけれども、69ページ、社会福祉費の社会福祉法人施設整備費補助金の123万円でございますけれども、これにつきまして、どこの社会福祉法人で、どのような目的での助成金なのかお尋ねをしたいと思っております。確か、社会福祉事業法か何かで、社会福祉法人に対しまして交付金の支出の制限というような条項があったように思いますので、そこらあたりのご答弁をお願い申し上げたいというふうに思っております。

それから、備品購入費につきましては、各費目にわたりまして計上されますけれども、4月1日から管財課が設置されます。そういった中で一括して入札とかそういった方法をとられるのかどうかお伺いをいたしたいというふうに思っておりますし、またこの中でテレビとかディスプレイ、かなり購入するようにされております。これにつきましてははですね、せつかくなれば当初予算と補正予算、同時期に編成をされますので、できれば3月の補正予算で計上していただきますと、消費税の適用前でもございますし、4月1日からですね、早速、利用効果という効果も上げられますので、そういった点についても工夫があったかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 橋本和則君。

○住民福祉課長（橋本和則君） 社会福祉法人の施設整備補助金ということですが、これは社会福祉法人は社会福祉協議会に対しまして、その駐車場ですが、駐車場が現在未舗装のままで、雨季なんか水が溜まるような状況であります。町の防災計画の中にも、社会福祉協議会が避難場所として設置をされておりますので、そちらのほうの舗装するための施設整備ということで、町から出して、施設整備をするものであります。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） 今、芹口議員の質問は、予算書69ページの123万円の社会福祉法人に対する支出ということでお伺いしましたので、私のほうから説明をいたします。

これは、補助の相手先は社会福祉法人岳寿会、理事長 田代廣一様でございます。以前、河川の部分の擁壁関係を町でしたことがあるかと思っております。この根拠となりますのは、まず法律としましては社会福祉法等でございます。この中の58条で、

国または地方公共団体が必要であると認めるときは、ずっとありまして、社会福祉法人に対し補助金等を支出してもよろしいということが書いてありますし、町のほうとしましては、それを受けまして、社会福祉法人に対する助成に関する条例ということで、昭和51年3月にこれが設けられております。その中で、以前の金額がちょっと失礼しましたけれども、2分の1の補助がございます。今回もその2分の1の補助を適用いたしまして、123万円の予算を計上しているところでございます。

事業の内訳としましては、85平米の土木工事、法面の成形工事、法面工のネット張り芝と芝、それとフェンス工事が37メートルございます。場所的には昨年、大雨のときに護岸が削られておりまして、その部分の用地が掘削されている部分がございますので、その部分をこの条例に基づきまして、今回、予算化をしたというところでございます。以上でございます。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 橋本和則君。

○住民福祉課長（橋本和則君） 先ほどの施設の整備の補助金ですけど、これはうちじゃなくて介護保険のほうの整備補助金ということで、うちが福祉課のほうで補助を出しております整備のほうは、社会福祉協議会で社会福祉総務費のほうで計上しております。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 4番 芹口議員のご質問にお答えいたします。

まず、備品購入のあり方と申しますか、これからのあり方にもつながってくと存じます。財産管理課が4月から発足いたします関係もあります。当然、共通の物品等については、そのように共同購入ということでの見積もり等も取ったりとかです。そういうふうなことは当然、職員のほうには指導いたすことになろうと思っておりますし、今現在も基本的に備品の購入のあり方につきまして、それぞれ各課に指導も行っているところであります。

それと、備品に関する2つ目のご質問でございますが、補正で組むべき点もあったんじゃないかということでございます。消費税も確かに3%という、大きな金額となってまいりますことから、そういう取り組みも必要であるというふうに当然思います。現在のところ、そういった物品購入が補正を組んで購入するというものがなかったということでご理解いただきたいと思います。芹口議員のご質問のとおりですね、そういうふうな今後そういうことがありましたら、当然考えていくべきだと思います。なお、来年の10月からは10%に消費税が拡大いたします。そ

ういった点からもですね、含めたところで職員には経費の軽減ですね、そういった意識も含めたところで、十分に浸透させる必要があるというふうに改めて思ったところであります。ご質問、ありがとうございました。

○議長（田上更生君） すみません。私のほうで、先ほど橋本和則課長のほうの指名を誤りましてですね、橋本課長の答弁した部分につきましては、64ページの芙蓉館駐車場整備事業助成金でしょう。村上健康推進課長の部分が社会福祉法人施設整備助成金と、123万円というようなことでございます。そういうふうにご認識をいただきたいと思います。

それでは、次に進めていきます。

そのほかございませんでしょうか。3番 興梠壽一君。

○3番（興梠壽一君） 3番 興梠です。どうも申し訳ございません。

概要書についてですが、先ほどの町長のほうからですね、詳しくご説明がございましたけれども、教育費のタブレットパソコン導入についてですね、教育委員会のほうから少し詳しくご説明をお願いをしたいと思います。

それから、概要書によりますと、パソコン導入ということになっておりますが、予算書においては債務負担行為でリースということになっておりますけれども、これは導入されるのかどちらかですね、お尋ねをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教委事務局長（後藤正三君） タブレットパソコンの導入ですけれども、これにつきましては240台を導入します。先ほど町長のほうの説明でもありましたが、授業で1人1台使えるようにということで、現在、生徒・児童が約460名います。1年生から3年生までは、先般、企業より貸し付けをいただいておりますタブレット120台を、だいたい150名弱ぐらいが、1年生から3年生まで、4年生以上で320から300ぐらいの生徒について240台のタブレットパソコンを使うということでございます。これにつきましては、基本的に総トータルで1億円近く、7,000万円ぐらいですかね、七、八千万円いきますので、一時購入というのは非常に難しゅうございます。すみません。無線LANとかいろんな経費も含めてですね、それで導入となっておりますが、購入ではなくて、導入ということで、年度当初はですね、一応7月か8月ぐらいからということで、12カ月じゃなくて、9カ月程度で組んでおります。2年目からはリース料ということで12カ月で組んでおります。購入ではなくて導入ということで、リースの5カ年ということで一応現在考えております。以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第24 議案第25号 平成26年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第24、議案第25号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） 議案第25号でご提案いたしました平成26年度高森町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

平成26年度の国民健康保険特別会計予算は、総額で11億3,001万9,000円を計上いたしております。

歳入の主なものについてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

第1款国民健康保険税につきましては、少子高齢化に伴う被保険者数の減少により、一般被保険者及び退職被保険者、合わせて前年度より71万6,000円の減を見込んでおります。

次に、9ページの4款国庫支出金の国庫補助金につきましては、それぞれ過年度の実績により計上しておりますけれども、10ページの5目国民健康保険調整交付金につきましては、平成26年度実施予定の特定健診、特定保健指導にかかる非常勤職員等の人件費に対する補助として400万円を計上しております。これは全額、県のほうからいただくものでございます。

続きまして、5款療養給付費交付金の前期高齢者交付金、これにつきましては過年度の実績により計上いたしております。

11ページをお願いいたします。

共同事業交付金につきましては、熊本県国民健康保険連合会より指示のありました額等をそれぞれ計上いたしております。

次に、繰入金につきましては、これは同じく熊本県国民健康保険連合会より提示のありました額と、法定の一般会計からの繰入金等を計上しております。

また、12ページの基金繰入金につきましては、先ほどご提案いたしておりますけれども、貸付基金の減額しました分、400万円を繰入金として入れております。この結果、基金残高は100万円となっております。

次に、繰越金でございますが、例年5,000ないし6,000万円単位で繰越金が発生しておりますことから、その見込額を計上いたしております。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

14ページをご覧ください。

総務費の調整交付金用コンピュータのシステム改修費ということで、今年度は9万9,000円を計上いたしております。

15ページの保険給付費の一般被保険者療養給付費でございますが、これは過年度の実績等から25年度より720万円を増額したところでございます。

19ページの6款共同事業拠出金につきましては、国民健康保険連合会からの指示された予想額1億6,219万円を計上したところであります。

第7款保健事業費の特定健診等事業費につきましては、平成26年度から実施予定の頸部エコー検査費と特定健診、特定保健指導等にかかる管理栄養士と非常勤職員の人件費を計上したところであります。

20ページをお開きください。

これにつきましては、平成20年度をもって廃止しておりましたあんま・鍼灸等の施術にかかる助成を、町長の指示、また住民の皆さまの要望等もございまして、平成26年度から復活することといたしまして、60万円を計上いたしております。なお、この件に関しましては、1回当たり助成額を1,000円としまして、年間1人当たり最大12回を限度と設定をいたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第25 議案第26号 平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第25、議案第26号、平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） 議案第26号でご提案いたしました平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

平成26年度の後期高齢者医療特別会計予算は、総額で9,359万6,000円を計上いたしております。

歳入の主なものについてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

第1款後期高齢者医療保険につきましては、広域連合が試算いたしました額を計上しております。

3款繰入金につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合から同じく提示がありました一般会計からの繰入金等を計上したところでございます。

次に、7ページ、諸収入の受託事業収入につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて、町が実施しています後期高齢者の健康診断事業にかかる額を計上いたしました。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、同じく広域連合が試算しました保険料と、提示のありました保険基盤安定負担金の合計額を計上したところであります。

9ページの保健事業の健康診査費につきましては、後期高齢者の健康診断事業にかかる費用を計上し、保健事業では国民健康保険と同様に平成20年度で廃止しましたあんま・鍼灸等の施術にかかる助成を復活しまして、39万6,000円を計上したところでございます。これにつきましても1回につき1,000円、最大1人当たり12回ということで設定したところでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第26 議案第27号 平成26年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第26、議案第27号、平成26年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） 議案第27号でご提案いたしました平成26年度高森町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成26年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,948万6,000円とし、平成25年度に比較しまして2.85%の伸びで計上するものでございます。

本町におきましても、多分に漏れず少子高齢化は顕著でありまして、高齢化率も上昇の一途であります。同様に、要介護認定者の数も増加傾向にあるわけでございます。このことを要因の一つとして、介護サービス費及び介護予防サービス費の伸びが顕著であります。施設及び在宅それぞれのサービス費が共に伸びを示していることから、その現状を踏まえ編成したところであります。

また、介護保険法に基づき、3年を1期として、町が行います介護保険事業の実施に関する計画を定めることとされていることから、平成26年度中において、町の介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定のための委託料をはじめとした予算を計上したところであります。

今回の計画策定におきましては、国の社会保障審議会から介護予防サービス事業、いわゆる要支援事業の市町村への移行が明記されておりまして、新しい総合事業の

施行を第6期介護保険事業計画のスタートの平成27年4月からとし、市町村の円滑な移行期間を考慮して、平成29年4月までにはすべての市町村で実施し、平成29年度末にはすべて事業に移行することが適当であるとなっておりますことから、先の委託料を計上したところでもございます。

介護保険特別会計におきましては、保険給付費が歳出の約96.3%と大きな割合を占めており、昨年度より約2,000万円の伸びを見込んでいるところであります。それに伴いまして、一般会計からの繰り入れも1億1,500万円を計上したところであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

7ページ、保険料につきましては、65歳以上の方に負担していただく保険料1億1,873万円を計上し、国庫支出金の介護給付費負担金として1億4,816万3,000円を計上しました。また、国庫支出金の調整交付金として、保険財政の調整金として8,180万円を地域支援事業分として1億64万3,000円を計上したところであります。

8ページでは、支払基金交付金として、支払基金負担分2億3,722万1,000円を、また介護保険給付費の県負担分として1億1,768万8,000円を計上しています。これは事業の一般会計からの繰入金として総額1億1,543万2,000円を計上いたしました。

次に、11ページでございます。

歳出の主なものとしましては、一般管理費として先ほど申し上げました第6期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定のための委託料をはじめとしまして2億63万5,000円を、12ページは介護保険料収納事務費、介護認定審査会等の経費を計上いたしました。

13ページでは、保険給付費で7億870万円を計上し、介護予防サービス等諸費として4,360万円を計上いたしました。

14ページでございます。

低所得者の方が施設を利用した場合の居住費、食費負担限度額を超えた場合の措置として、特定入所介護サービス等費としまして4,496万円を計上いたしております。

15ページでございますが、介護予防事業として社会福祉協議会への委託料など6億57万1,000円を計上し、非常勤職員の報酬やケアプラン作成のための経費として1,486万5,000円を計上いたしております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。
して、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は文教厚生常
任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第27 議案第28号 平成26年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第27、議案第28号、平成26年度高森町簡易水道事業
特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 議案第28号でご提案いたしました平成26年度高森町簡
易水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

平成26年度におきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,264万
7,000円とするものであります。

4ページをお開きください。

第2表地方債は、老朽化及び民地に布設してある水道本管の布設替工事を行うも
のであり、過疎債、簡水債、いずれも限度額を1,050万円とするものでありま
す。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

第1款使用料及び手数料につきましては、総額9,748万円を計上いたしてお
り、昨年より196万円の増額となっております。

第3款繰入金につきましては、起債の定期償還金分の2分の1として一般会計か
ら3,297万円を繰り入れるものであります。

第4款財産収入につきましては、基金運用利息として744万3,000円を計
上いたしております。

8ページをお開きください。

第5款繰越金については、1,200万円を計上し、第7款地方債につきましては、施設事業債として2,100万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

第1款水道費については、経常的な経費、また工事請負費につきましては、先ほど申し上げましたが、水道本管布設替工事費として1,800万円、並びに定期的な水道メーター取替工事費230万円を計上しております。

第2款公債費につきましては、起債の定期償還分として元金、利子合わせまして6,594万円を計上いたしました。また、予備費としまして399万6,000円を計上いたしております。

以上、今回提案しております予算の主なものについて、その概要をご説明いたしましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたしまして、提案説明いたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第28 議案第29号 平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第28、議案第29号、平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 議案第29号でご提案いたしました平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

平成26年度につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,506万8,0

00円とするものであります。

歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

第1款財産収入につきましては、基金運用利息1,199万1,000円を計上し、第3款繰越金として307万7,000円を計上しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

第1款農業用水費につきましては、第1項管理費、第7節賃金は、施設の草刈り人夫賃や水道管理人夫賃等39万円、また第11節需用費は1,316万1,000円で、そのうち電気料である光熱水費に1,235万円を計上いたしました。修繕料につきましては、以前からの大型修繕も完了しまして、本年度においては一般的な修繕料として80万円を計上いたしております。

第12節役務費については、テレメーター代等91万5,000円を計上いたしました。また、予備費としまして7万8,000円を計上しております。

以上、今回提案しております予算の主なものについて、その概要をご説明いたしました。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたしまして、提案説明とします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第29 議案第30号 平成26年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算 について

○議長（田上更生君） 日程第29、議案第30号、平成26年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 議案第30号でご提案申し上げました平成26年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、ご説明いたします。

当初予算の規模は、歳入歳出それぞれ427万4,000円であります。

予算の内訳を説明いたします。

6ページをお開き願います。

平成25年度末の自治体基金の元金は1億8,158万66円、民間基金の元金は3,386万9,529円となっており、昨年度末、平成24年度末ですけど、から自治体基金で30万100円、民間基金で3万3,835円の増となっております。これらの元金から生じる利子相当分を、自治体基金24万円、及び民間基金3万4,000円、及び自治体基金繰入金400万円の合計427万4,000円を歳入予算に計上し、歳出では基金運用収入の総額の27万4,000円を積立金として、また負担金補助及び交付金として400万円を支出するよう計上いたしております。

負担金補助及び交付金400万円につきましては、鉄道輸送の安全性の向上に資するため、国の鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に取り組み、平成29年度までに順次、枕木の交換等を実施するもので、本年度は線路の曲線部分の軌道ぐるりの部分についてPC枕木、これはコンクリートの枕木ですけど、PC枕木化するもので、総事業費2,018万7,000円のうち、3分の2の1,345万8,000円を国及び県の負担で、残りの3分の1の672万9,000円を事業主体負担で実施するものであり、このうち400万円を基金繰り入れくるものであります。なお、差額分の272万9,000円につきましては、南鉄の経常収益から支出することになっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は総務常任委

員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第30 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第30、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

3月11日から3月17日までは休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、3月11日から3月17日までは休会とすることに決定しました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れでございました。

-----○-----

散会 午後2時25分

3月18日(火)

(第2日)

平成26年第1回高森町議会定例会（第2号）

平成26年3月18日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
4番	芹口 誓彰	道路の整備計画について	① 今回の降雪による除雪作業復旧の状況及び今後の対策について ② 狭あい道路の整備計画について ③ 道路、橋梁の老朽インフラ対策について ④ 町道永野原・河原線の整備計画について
1番	宇藤 康博	これからの町の教育は	① 高森町新教育プランに取り組んで3年となるが現在の状況と今後は。 ② 通学路の整備や、スクールバス事業のこれからは。 ③ 図書館や公園等の整備の考えは。 ④ 光ファイバー整備、行政放送を活用した教育の今後の取り組みは。 ⑤ これからの町の教育は。
10番	後藤 英範	高森町における高齢者の健康づくり及び観光道路の整備	1. 高齢者に関する医療費の実態 2. 高齢者に対する健康づくりの現状及び今後の対策（高森町社会福祉協議会との連携） 3. 今後の根子岳観光線整備事業とパークゴルフ場の建設計画

5 番	立山 広滋	再生エネルギーの導入促進	<p>1. 住宅用太陽光発電システムの補助制度</p> <p>① 補助制度による普及状況等</p> <p>② 補助制度の今後</p> <p>2. 大規模太陽光発電所(メガソーラー)の設置</p> <p>3. 木質バイオマスの利活用</p> <p>① 薪・ペレットストーブの補助制度</p> <p>② 木質バイオマス利活用の事業化の支援</p> <p>③ 薪ストーブの庁舎等への設置</p>
		県との人事交流	派遣期間（2年間）の感想と今後の高森町の課題
3 番	興梶 壽一	大雪のよる農林業関係の被害状況について	<p>① 大雪による農林業被害状況について</p> <p>② 倒壊した農業用施設等の再建にむけた今後の対応について</p> <p>③ 高森町独自の補助対策は</p>
		農林業相談窓口について	農林業相談窓口及び相談員の新年度対応について
		フッ化物洗口について	<p>① フッ化物洗口の取り組みの現状と効果</p> <p>② 実施要綱上保護者の承諾のある者とするとあるが、実施対象者数は</p> <p>③ 新聞紙上によると安全性懸念する声も、という記事について（県と県教職員組合の見解の相違）</p> <p>④ 安全性について（報道により薬物使用に対する不安や、安全性が疑問視されるのでは。）今後の対応について</p>

2 番	後藤 三治	大雪の状況とその後の対応	1. 大雪に対する町長の考え 2. その後の対応 ① 学校関係の対応 ② 要援護者の対応（透析患者含む） ③ 町長の考える対応策 3. 私の提案 ① 消防団活動の拡充 ② 有償ボランティアの登録 ③ 提案に対する町長の考え
-----	-------	--------------	---

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	宇藤 康博 君	2 番	後藤 三治 君
3 番	興 梶 壽一 君	4 番	芹 口 誓 彰 君
5 番	立 山 広 滋 君	6 番	森 田 勝 君
7 番	田 上 更 生 君	8 番	甲 斐 正 一 君
9 番	三 森 義 高 君	10 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
総 務 課 長	岩 下 公 治 君	政策推進課長	甲 斐 敏 文 君
健康推進課長	村 上 源 喜 君	住民福祉課長	橋 本 和 則 君
税 務 課 長	色 見 継 治 君	農林政策課長	佐 藤 武 文 君
建 設 課 長	松 本 満 夫 君	会 計 課 長	廣 木 富 八 君
教育委員会事務局長	後 藤 正 三 君	政策推進課審議員	服 部 信 一 郎 君
健康推進課審議員	沼 田 勝 之 君	総務課長補佐	東 幸 祐 君
健康推進課長補佐	新 井 堅 太 郎 君	住民福祉課長補佐	阿 南 一 也 君
税務課長補佐	佐 藤 幸 一 君	農林政策課長補佐	後 藤 健 一 君
教育委員会事務局次長	阿 部 恭 二 君	監査事務局長	安 方 含 君
総務課財政係長	岩 下 徹 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 古庄良一君 議会事務局庶務係長 丸山雄平君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りします。

お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（田上更生君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） おはようございます。4番 芹口です。

先ほどの大雪によりまして、長い期間、不自由な生活を余儀なくされました方々に対しまして、お見舞いを申し上げたいと思います。また、農業用ハウス等に多大な被害を受けられました農家の方々に対しまして、より高率な補助が受けられまして、一日も早い復旧ができますことをお祈りするものでございます。

さて、今回は先に通告をしておりましたように、道路の整備計画等についてお尋ねをいたします。

まず、1点目といたしまして、今回の大雪による除雪作業、復旧の状況及び今後の対策につきましてお伺いをいたします。

今回の大雪は、今月13日から17日にかけて断続的に降り続き、特に山間部におきましては、1メートル近くの積雪を記録するなど、何十年振りかの大雪に見舞われました。そのような状況の中で、特に積雪の多かった集落におきまして、交通手段が確保するまで何日ぐらいかかったのかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） おはようございます。

4番 芹口議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃいましたように、2月12日から13日にかけて、四十数年振りの記録的な大雪に伴いまして、交通網が麻痺し、道路等をはじめ、たくさんの被

害が出たところです。除雪も停電地区解消及び孤立集落解消のため、昼夜を問わず建設業者は休む暇もなく除雪作業に力を注いでいただきましたが、再度、17日、18日の積雪で追い打ちがかかりまして、町内一円に想定外の大雪が降ったわけです。そのほかで除雪作業が難航いたしまして、思うように作業がはかどらず、時間を要し、完全な除雪には至りませんで、生活道路の確保と孤立集落の解消を最優先とした作業を行いまして、開通まで3日から4日間かかっております。特に、議員おっしゃいましたように、豪雪地帯であった尾下、河原、永野地区の大分県境方面におきましては、除雪作業がさらに遅れまして、積雪から、路線バス等、ある程度の交通手段の確保並びに車の離合ができる幅員の確保や、路面の見える程度の除雪には1週間から10日間かかっております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 今の答弁では、バスが通ったり、あるいは離合ができるまでには10日ほどの期間を要したというようなことでございますが、この間、除雪作業にあたられました建設業者の方々、また除雪サポーターの方々、また共同として自らすすんで除雪作業にあたられました方々、並びに連日復旧作業にあたられました役場職員の皆さん方に対しまして、感謝を申し上げたいと思います。

今回の大雪では、集落の孤立を防ぎ、町民の安否や安全の確保のために除雪サポーターが組織をされておまして、その除雪サポーターの活動の状況が熊日の新聞で詳しく報道をされたところでございます。

そこで、今回、除雪サポーターは延べ、どのくらいの動員数となったのか、またその経費はどのくらいかかったのかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 自席から失礼いたします。

今お尋ねの作業延べ動員数ということでございますが、登録者全員からまだ請求書が出揃っておりませんが、今、現段階の見込みとしまして、約350名となる見込みです。また、経費につきましては、本年度から開設した除雪サポーター制度で、総務課予算の防災管理費で計上しております予算規模で約900万円程度の実績になる見込みとなっております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 動員数が350名、経費がおおよそ900万円というようなことで、かなりの動員数ということになっております。草部南部におきましては、高齢者ばかりで除雪サポーターがいない集落がありまして、建設業者に除雪をお願いを

いたしましても、建設業者は野尻地区の幹線道路の交通の確保に向いており、手が回らないというようなことから、やっと3日ほどして除雪作業が完了し、車が通れるようになったというような集落がありました。新聞では、トラクターなどを持つ農家、約70名がサポーターとして登録されるというふうに書いてありましたけれども、地域ごとのこの除雪サポーター、どのくらい登録者があるのかお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） ただいまのご質問ですが、完全に除雪作業が終わってない中ですね、県道等を含め、度重なる積雪でですね、町内バス路線等、最悪な道路状況となったわけですが、常時、除雪に対応できる建設業者は7社程度しか機械を有している業者はですね、なかった状況でありまして、2月19日の日に早朝に、建設業組合に招集をかけまして、除雪作業に向けた協議を行い、住民の生活道路の最優先とするために、積雪道路の現況の共通認識と業者間の連携を求めまして、除雪作業にあたったわけです。ただいまの今年から始めました除雪サポーターの地域ごとの登録者数ということですが、昨年に各地区の駐在員さんの推薦に基づきまして、機械を保有している対象者に登録をお願いし、山東部を中心に登録を済ませまして、12月から3月の期間で活動を準備していたところです。駐在区ごとで申し上げますと、上在区で2名、上色見の中原区4名、前原区3名、色見の小倉原区1名、草部南部では草部区5名、芹口区4名、永野原区4名、草部北部では中区の4名と、矢津田区の7名、野尻地区では津留1区で3名、津留2区で6名、野尻1区で3名、尾下1区では2名、尾下2区では9名、河原1区で4名、河原2区で15名の、合計76名の登録となっております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ただいまお聞きいたしますと、各駐在区によってばらつきが見られますし、また菅山地区や下切地区はゼロということになっております。今回、積雪におきましても、菅山地区や下切地区におきましても、何人かのボランティアで除雪作業を行っておられますし、このようにサポーターが登録されていない地区や、多くの積雪が見込まれる地区につきましては、今後、サポーターの新たな登録や増員をされる考えはないのかお聞きをいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 先ほど申し上げましたけれども、駐在員さんより機械を保有している事業実施に適した方の推薦に基づきまして、事業の趣旨をご理解いただ

き、登録をお願いしたものでありまして、地区割でお願いしたものでないため、また初年度です、事業の周知不足、近年の暖冬への油断、並びに雪に対する地域差に加えまして、高齢化や離農による機械未所持等も関係しまして、登録者のばらつきにつながったのではないかと考えております。

また、今回の大雪では、サポーター登録以外のたくさんの方が除雪作業をされて、たいへん有難く思っておりまして、昨年まではですね、当たり前のように行われてきたボランティア的な作業ということで、自助共助ということですね、地域ごとにばらつきはありましたけれども、今後もですね、登録できる方の対象者の方へですね、登録依頼を各駐在員さんのご推薦・ご協力をいただきながら、制度の見直しと併せまして、登録者の増員はぜひ行いたいと考えております。

また、除雪作業の効率を図るため、新年度予算ではフロントグレーダー、除雪用廃土板をですね、試験的に導入する予定としております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ただいま、今後、駐在員さんも話し合いながら、増員をするというような考えのようでございます。

先ほど、経費につきましてお尋ねをいたしましたけれども、一人で除雪に12時間かかったとしても、3人の動員で4時間で終われば、経費もそう変わらないというふうに思いますし、何よりも大事なことは、いかに短期間に交通手段を確保するかということでございます。そのことから、やはりサポーターの増員は必要なことだというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

また、一方では積雪の形状によって、過剰に動員する必要もないわけでありまして、あくまでも必要最小限の生活道路の確保にとどめるべきだというふうにも考えております。この除雪サポーターは非常に大事ないい制度でもありますし、町民の方からも感謝をされている制度でもあります。先ほど課長が言いましたように、まだ発足したばかりで、ただ工夫や、今後改善しなければならない点多々あるかというふうに思います。制度としてのシステムや運用方法につきましては、さらに今後検討を加えられまして、より良い制度となるように取組み方をよろしくお願いを申し上げます。

また、先ほど課長から、交通手段が完全に確保されるまで約10日間を要したというような答弁がございました。一昨年7月11日豪雨災害でも、このように長期間にわたりまして、集落が孤立したような状況はなかったわけでございます。大雨災害の場合は、道路が決壊したり、また崩土をしても、迂回路の利用というこ

とも可能なわけでございますと、今回の大雪のように、まったくの孤立状況が長く続くということになりますと、高齢者や、あるいは通院が必要な方、また学校生徒や保育園児などもおられますでしょうし、それよりも何よりも不慮の火災、あるいは急病人が発生した場合、消防車や救急車が通行できないということになれば、状況はより深刻でありまして、大きな打撃というふうになるわけでございます。何十年に一回の大雪といたしますけれども、近年の異常気象から見れば、また来年、このような大雪に見舞われないとも限りません。先ほど言いましたように、大雪による被害の重大性から、今後しっかりとした対策や取り組みを日頃から当てておく必要もあるんじゃないかというふうに思いますけれども、その点につきましては町長にお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。傍聴者の皆様、おはようございます。

まず、4番議員のご質問にお答えいたします。今、今回の豪雪に対しての状況、要は経過と、今後の新しく用いた除雪サポーター制度へのさらなる拡充という形で、議員さんをご提案も含めて申されたとおりであったのではないかなというふうに思っております。今の質問の内容から考えますと、総括的にですね、今後どうするかということで答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、その前にやはり今回、4番議員がおっしゃったように、やはり住民の方のですね、生命に関わるような事故につながらなかったこと、このことが一番だったのではないかなというふうに思っております。今回の除雪サポーター制度というのは、私が就任いたしました今4年目でございますが、実は就任1年目から建設課を中心に総務課の防災担当とお話を積み上げてきて、去年、予算化をしたわけでございます。その中に、4番議員がおっしゃったように、九州北部豪雨災害がありまして、雨、それ等に伴い、この高森町で考えられること、それはやはり雪ではないかと、すなわち大きい大雪が降れば、これは災害としての対策・対応が必要であるというふうに考えておりまして、今回の除雪サポーター制度を議会にお願いをいたしまして、制度化したわけでございます。

もちろん、この制度というのは、新しく始めた制度は、4番議員さんがおっしゃったように、最初から完璧なことはありません。やりながら修正すると、やるのが大事ということで、除雪サポーター制度を駐在員さんの皆さんにお願いをして登録をさせていただきました。その際、そもそも高森町も含めまして山間部を抱えている自治体は、やはりその地域その地域に応じて、自分たちでどうにかするという、

この文化が根付いているわけでございます。しかしながら、先ほど議員さんがおっしゃったように、ある地域ではもう後継者がいない、若い世代がいない、サポーターに登録している人もいないというようなことも今回見られております。要は、一番厳しい状況の地域の方々、地域を基準にした制度でなければ、これは最終的には危機管理対策にはならないのではないかというふうに思っております。

その中で、今、もう議員さん一番ご存じですけど、行政がやらなければいけないことは、今回も融雪剤の確保であったり、除雪の体制、それと要援護者の方々の状況を把握する、そのへんに対するスピード感をもった対応、それと4つ目が通信手段というふうに思っております。融雪剤の確保に関しては、議会の皆様のご協力・ご理解をいただきまして、以前より多く確保させていただいております。除雪体制につきましては、今回の除雪サポーター制度を導入したわけでございます。要援護者の方々の把握と対応に関しましては、役場の職員が直接一人ずつ電話をします。そして、民生委員の方や駐在員さん、そして今、会長さんが民間人であられます社会福祉協議団体の職員の皆様のご協力を得ながら、これをやらなければいけない。

そして、通信手段の確保、このことに関しましては、これは電気・ガス、電気のことでございます。これは高森光ネットワーク株式会社が高森に設立されたことにより、九州電力の高森営業所が約15年振りに復活をいたしております。今回も九電工の営業所の職員の皆様の迅速な行動によって、ある意味、国や県の除雪の車が来るよりも、電気工事の業者のほうが早かったということもございます。要は、先ほど申し上げましたように、行政の体制、除雪、要援護者、通信手段、議員さんが一番、常におっしゃられているこの4つに関しては、やはり常に担保しなければいけない。緊急的なこの大雪を災害と同じような位置づけで、今後、行政が対応していかなければいけないのではないかというふうに考えております。

今回、この大雪が降った後に、熊本県議会のほうも平成元年に近いとき以来のようですね、スピード感をもった対応をしていただいて、現地の視察をしていただきました。また、国土交通省の緊急対策派遣隊（テックホース）というこの制度がございまして、今回、高森町は国土交通省のこのテックホースという制度を使わせていただきました。この予算に関しましても、国が全額を見ていただけるというふうに総務課のほうで内部協議をいたしておる次第でございます。

そのように、県、国、そして何よりも地域の皆様の自助共助、そして私たち行政がやらなければいけない公助、これがちゃんと加味してからこそ、初めてこの対策が、また対応ができるのではないかと思っておりますので、これから以降、議会議

員の皆さまには何卒ご理解と、そしてご協力をいただき、一緒に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ただいま町長から答弁がありました。集落の孤立を防ぎまして、そして町民の安全・安心の確保のために、要援護者の対策、あるいは通信手段の確保、また除雪サポーターを中心とした、いろんな制度の確立等につきまして、いろいろ工夫や対策をとって、今後、万全の対策をよろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

次に、狭歪道路の整備についてお尋ねをいたします。以前、集落、また住宅地に緊急車両等が入らない道路、いわゆる狭歪道路につきまして、駐在員さんを通じて調査がなされました。その狭歪道路の路線数はどのくらいあったのか、またそのうち整備が必要と思われる路線はどのくらいあるのかお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 狭歪道路の整備計画についてのご質問でございますが、議員がただいまおっしゃいましたように、駐在区における狭歪道路の調査が平成24年4月に総務課のほうにおいて実施されたわけでございますが、24年度、前年度はですね、ご承知のとおり、7月の九州北部豪雨災害が発生したことによりまして、災害復旧復興を最優先としましたことから、調査の取りまとめだけで事業推進が未着手となっております。本年度、総務課より取りまとめました調査票の引き継ぎを受けまして、建設課で調査結果を精査し、現地確認を行いまして、事業の概算額の見積作成等を実施したところで、路線数は合計の48カ所となっております。以上です。

すみません。そのうち整備が必要であると思われる路線数ということでございましたが、必要路線数ですね、最終的な決定には至っておりません。狭歪路線の付け出しは、現地確認を先ほど申し上げましたようにしましたところ、町道ばかりでなく、民家の進入路、里道、部落道等も含まれておりまして、道路整備が困難と思われる路線もありまして、今後、具体的に検討・協議を重ね、優先順位を決定して、必要路線や事業不可能路線等を確定していきたいと考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ただいま課長の答弁では、狭歪道路、駐在員さんから上がってきた路線数は48路線というような答弁がございました。これまで24年度ですか、災害等のために整備ができなかったということでございますけれども、それ以降、

整備された路線は何路線ぐらいあるのかお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 自席から失礼いたします。

今の48路線をですね、あくまでも概算ですけれども、全部工事をするとなれば、約8億8,000万円程度かかる見積もりとなっております。本年度、要望箇所の中で、全線ではございませんけれども、部分的に改善した箇所を含めまして、4カ所については完了しております。現在、施工中の3カ所、また26年度当初予算計上しております2カ所を含めると、合計9カ所につきましては既に対応及び整備計画を立てているところでございます。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） この狭歪道路につきましては、以前から関係戸数や農地の相談の可能性、また利用頻度などランク付けをして、計画的に整備をしていくというように言われておりました。そういったことで、住民の方も承知をされているというふうに思っております。今、答弁がありましたように、調査をされました狭歪道路、全路線整備をするということになりますと、かなりの年月と経費を要するというふうに思っております。住民の中には、道路の整備に期待をされている方もおられるというふうに思います。そこで、せめてここ4、5年ですね、整備可能な路線以外につきましては、一度地元の方に4、5年のうちには整備ができないかというようなことを説明をされまして、十分に住民の方の納得がいけるような方策をとられることも必要じゃないかというふうに思っておりますけれども、その点につきまして、建設課長にお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 地域住民のですね、安心・安全な生活道確保という観点から、集落において消防車や救急車などの緊急車両が通行できない路線の解消のため、また道路の拡幅等を行いまして、防災道路の機能を有し、住民の不測の事態が生じないような道路確保のためにですね、今後、検討委員会等を開催し、路線ごとに判定、協議、決定しまして、緊急車両進入困難な高森町狭歪道路整備計画書を作成いたしまして、事業を進めていきたいと考えておりますが、先ほど申し上げましたように、町道だけでなく、用地等、条件の厳しい箇所もございますので、事業推進の不可能と思われる場所につきましては、今、議員がおっしゃいましたように、駐在員さんや地元にも周知し、ご理解をいただきながら、十分な検討・対策を、防災、福祉など総合的に検証し、計画を立てながら、各種補助事業や今後打ち出されます

経済対策事業等に要望しまして、交付金など補助金等も有効に活用しながらですね、事業を推進していきたいと考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） この狭歪道路につきましては、調査された全路線整備されるのが一番いいわけでございますけれども、もし整備ができない、また整備が遠い将来になるということであれば、やはりそのことをきちっと住民の方に説明をする、そういった説明責任を果たしていただきたいというようなことも考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、道路、橋りょうのインフラ対策についてお伺いをいたします。今年の2月21日の熊日新聞に「インフラ老朽対策の一環として、国土交通省は早めに手を打たないと危険が高まり、対策費も膨らむ」として、「緊急性が高い橋に関しては、早急な補修や撤去も視野に対応するよう、自治体に求めた」とされておりますし、これは昨年の9月14日の西日本新聞でございますけれども、その見出しに「九州の自治体、道路、橋りょう補修の9割未着手、老朽インフラ対策、財政難が壁、4,900本市町村の遅れ顕著」というような見出しで、「国土交通省は15メートル以上の全道路橋を対象に、点検後に補修計画などを盛り込む長寿命化修繕計画の策定を各自治体に要請した」というようなことが報じられております。

本町におきましては、この長寿命化修繕計画に該当する橋はどのくらいあるのか、また調査をされたのか、また調査をされたとすれば、その調査結果はどのようなことであったかお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） ただいまのインフラ対策の質問でございますけれども、町が管理している橋りょうの多くは、高度成長期に集中的に築造されておまして、建設後50年を経過するような橋りょうもありまして、今後、急速に老朽化が進むことが予想されますことから、平成21年度に国の経済危機対策の長寿命化修繕計画策定を事業に基づきまして調査を行っております。管内橋りょう112基の目視点検を757万3,000円の事業費を投じ行っております。その調査の結果、橋の長さが15メートル以上の橋りょうにつきましては27橋となっております。なお、その点検結果を踏まえまして、補助要綱に基づきまして平成23年度に橋の長さが15メートル以上の橋りょう27橋につきましては、修繕計画書の策定事業を136万5,000円の事業費で行っております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） この112橋のうち27橋が15メートル以上ということで、ただいま答弁がありましたけれども、あと残りの15メートル以下の橋につきましては調査をされたのか、また調査結果はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 自席から失礼をいたします。

橋りょうの老朽化に要する維持管理に対応するため、損傷が小さい時期に計画的かつ予防的な修繕を行い、道路のネットワーク機能の安全性・信頼性を確保するためですね、今の残りの85橋につきましても、平成24年度において修繕計画書の策定を598万5,000円の事業費を投じて行っております。また、補修・修繕につきましても、策定しました計画書の緊急順位に沿いまして、平成25年度から橋りょう補修の設計4橋と、補修工事2橋、2,850万円を予算計上し、補修工事のみの約2,120万円ですが、26年度に繰り越して施工することにしております。

また、26年度におきましても、一般会計の当初予算概要書にも記載しておりましたが、橋りょうの設計及び補修工事を予算計上しております。これはすべて社会資本整備総合交付金事業により、65%の補助率により事業に着手することにしております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ただいま課長の答弁のように、現在、そういう補修計画等も立てられているようでございます。また、実施もされているようでございますけれども、やはり通行の安全性を確保する上からもですね、損傷の状況の点検を実施して、そして将来の劣化予測に基づいた計画的な補修の取り組みや予防的な修繕について、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

次に、道路でございますけれども、現在、町道はだいたい199路線、総延長は250キロというふうになっておりますけれども、その路線の多くは既に舗装済みというふうに思いますが、今後はその舗装の老朽化も進んでまいります。自転車の転倒事故も発生をしておりますし、通行の安全の面からも、是非、計画的にオーバーレイ等の維持補修をしていく必要もあるというふうに思っておりますけれども、今後どのような取り組みを計画されているのかお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 4番 芹口議員のご指摘のとおり道路舗装の現況となっ

ていることは間違いありませんけれども、そのようなことから、今年度ですね、国の緊急経済対策の事業で、永野原河原線、色見環状線の路線のひび割れ、わだちほれなど、路面の状態を調査する路面性状調査及び路面の強度を測定するFWD調査を行いました。その調査結果をもとに道路設計を行いまして、道路舗装工事に着手した次第です。

平成26年度におきましても、概要書のとおり予算計上しておりますが、路面状態の悪い路線を抽出いたしまして、5路線について路面性状調査し、今後とも橋りょう補修計画同様にですね、補助採択を前提とした年次計画を立てながら、整備を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移りますけれども、当初の質問事項で取り上げました除雪サポーターは、ほとんどの駐在区に登録をされております。このサポーターは除雪を任務として登録されているわけでありましてけれども、道路の安全確保を図るということでは共通する面もありますので、道路サポーターとして道路の損傷情報の提供、またあるいは軽微な補修、軽微な崩土の除去や風倒木の除去などに素早く対応できるように、除雪サポーターと道路サポーターを兼務されるような制度にしたかどうかというふうに思っておりますけれども、そのへんにつきましてお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 松本満夫君。

○建設課長（松本満夫君） 今年新設しました除雪サポーター制度につきましては、基本、町道の除雪作業ということでお願いをしておりましたけれども、今回の記録的な大雪では、町道ばかりでなく、生活に密接した道路の確保、駐在員さんをはじめ、地域住民や登録されたサポーターさんが多く活動されまして、たくさんの課題も残りましたけれども、雪が多かった割には、先ほど町長も申されましたように、場所によっては県道よりもですね、道は早く開き、被害の少なく、人災もなく、効果・成果は大きかったと思っております。

先ほど、議員さんが除雪対策に対するご提案もいただきましたことも参考にしながら、道路の除雪だけでなく、今提案をいただきました道路サポーター及び兼務委託も含めまして、倒木除去や大雨時の土砂の除去、また災害時の対応と併せまして、地元建設業者の育成も加味しながら、対策を立てながら、地域防災、福祉、地域づくり、過疎地の担い手育成の観点・目的からですね、総合的に今後、制度の見直し

を行い、充実したより良い制度につくり上げていく必要があると考えております。
以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） それでは、最後の質問に移らせていただきますけれども、永野原河原線の整備計画等について、町長にお伺いをいたします。

この路線につきましては、25年度におきまして、上玉来から東中学校におきまして、約6,300メートルの道路舗装工事が行われております。また、26年度は残りの区間、永野原の国道325号線までの道路舗装工事の予算が計上されまして、今議会に提案をされております。この道路は、高森側が広域団体営農道として、また上玉来から波野小地野までが広域林道阿蘇東部線として整備をされたものでありますが、この道路は国道57号線と325号線を南北に結ぶ道路ということになったことから、大型輸送トラックや大型バスの通行が多く、その機能や道路の役割は、まさに国道並みでございます。

町長は、全線道路舗装工事が終了したら、県道昇格のお願いをしたいというふうに言っておられました。私もこの道路が果たしている状況や役割を考えますと、当然、県や国が関与しても当然だというふうに思っております。県道昇格となりますと、国道57号線の波野小地野から国道325号線の永野原の区間というふうになると思います。そのためには阿蘇市との共同歩調や連携が必要となりますけれども、その点も含めまして、町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

町道永野原河原線においての残りの半分の工事の施工並びに将来の県道昇格についてということですが、もう議場でお答えしており、また4番議員さんのですね、強い要望をいつもいただいているとおりでございます。必要性はございます。まずは、そのためにはこれは延長が約13キロ、12キロ弱ある、この先ほどおっしゃった199路線の町道の中でも最も長い町道の一つでありまして、またこれを毎年毎年町の単独予算で1,000万円、2,000万円程度の事業をやっていくと、最終の12キロをやる前に元に戻らなければいけないぐらい、今、交通量が多いわけでございます。将来、私たちの子どもの世代、皆さんのお孫さんの世代に、それだけの財力が高森町にあればたいへんよろしいことではございますが、やはり大事なことは、平成24年度の緊急経済対策事業でこれを採択をしていただいたように、今後、国の大型補正並びに緊急経済対策のような交付金事業にやはり

採択させて、一気に工事を終わらせるのが一番ではないかというふうに思っております。要は、町が出すお金をゼロ円に近い状態にして一気に工事をする。そして、なおかつ、路面調査の結果どおり、必要性があるということです。残り半分に関しましても、通常の3センチ厚の舗装ではなく、5センチという舗装の厚みによって、将来の県道昇格に向けて、その形をつくっていかなければいけないのではないかと考えております。

また、今回のこの議会の皆様をお願いをして予算を計上いたしておりますが、議会初日にお話しましたとおり、今年度の採択事業、交付金事業にまずは採択をしていただければ、なかなか始まらない状況でございます。65%の国の補助、そして残り35%も過疎債、辺地債、若しくはそこに緊急経済対策を充てることによって、町の出すお金を少なくしたいというふうに考えております。

将来の県道昇格におきましては、議員さんの考えのとおりですね、やはり阿蘇市との連携が必要になります。阿蘇市におかれましては、まだこれははっきりどこからどこまでというのは、今ここでははっきりは申し上げられませんが、償還ができてない部分もあるのではないかとこのように私自身考えております。これを県道昇格するためには、高森町の方向性、そして阿蘇市の現状、そしてそれを改善する阿蘇市の方向性、それが伴って初めて県道昇格になる。そして、なおかつこの県道昇格にもっていくためには、本当に強いですね、やはり県への要望、そして政治家としてのこの活動、これを必要性があるのではないかとこのように思っております。将来、皆様のお子さん、お孫さんの世代にツケを残さないような、この長い、特に町民の皆様、草部、野尻の方がたくさん利用されているこの道をですね、しっかりした形で舗装をして、将来に向かって踏み出さなければいけない、それが今回の予算の計上だということにお考えをして、ご協力・ご理解も議会にもいただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 今回、道路の整備計画等につきまして質問をいたしましたが、道路はやはり住民の日常生活や経済活動に果たす役割は大きいものがあります。しかし、道路をはじめとしたインフラの老朽化は、将来、必ずやってくる緩やかな震災ともいわれております。是非、住民の安全・安心確保のために、今まで以上の維持管理修繕の取り組みを推進していただきたいというふうに思っております。

また、永野原河原線につきましては、今、町長からご答弁をいただきましたが、確かに県道昇格、ハードルは高いものがあるかというふうに思いますが、しかしな

がら、あの路線を将来、維持管理していくということになりますと、かなりの財政的な出動を伴いますので、是非、永野原までの道路舗装工事の確実な実施と、県道昇格に向けての取り組みをよろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。10時55分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 皆さん、こんにちは。1番 宇藤です。

先ほど、芹口議員からも大雪の被害について質問されましたが、大雪の被害に遭われたですね、多くの町民の皆様にお見舞い申し上げます。

私の今回の一般質問は、「これからの町の教育は」と題して、これからの町の教育について、通告のとおり質問したいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

3年前にですね、私も町議選に立候補して、そのときいろいろとですね、町の方々とお話をしたときに、この町の教育をどうにかしてくださいというですね、たくさんの方の声を聞きました。私も当選させていただいて、また町の教育に力を入れていきたいという思いでですね、文教厚生の方にも入りまして、この町の教育を良くしたいということで、思いをいっぱいにしてやってきたわけですが、しかし何をやったらいいのかわからない。また、町長のほうもですね、政策集の中に「人づくりは町づくり、町づくりは人づくりだ」ということで、政策集の中にも挙げられ、町長としてですね、町政をこの3年間になってこられたわけですが、その中で、佐藤教育長がご就任をされまして、また先生の方ですね、産山での小・中一貫の教育にも携われて、私も産山にも友達がいるんですが、今、教育委員もしているんですが、産山でも相当活躍された先生だから期待されていいよということ

聞いて安心しておりました。その教育長が就任をされて、いち早く文部科学省とかにも行かれてですね、さまざまな情報を勉強されて現在に至っていると思います。

まず、最初の質問でございます。新高森町教育プランに取り組んで3年となりますが、現在の状況と今後はということで質問したいと思います。今まで新高森町教育プランに取り組んできたことを、今日は傍聴の方もおられますし、動画配信でも放送されるので、詳しく詳細に説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 皆さん、こんにちは。1番議員さんの質問にお答えいたします。

現在の状況と今後はということでございまして、まず総括的に4点ほど申し上げたいと思います。

まず、取り組みまして、第1点は、草村町長の政策と国や県の教育改革の動向、そして教育委員会の施策が一体となって、町上げての高森の教育が確実に動き出したというふうに捉えております。町上げてというのがキーワードでございまして、この点、各方面から現在注目をいただいております。

2点目ですけれども、文部科学省や熊本県教育委員会の支援、それから企業等の支援、そしてマスコミの報道等が高森の教育の推進に大きな力となってきているというふうに捉えています。

3点目ですけれども、学校の表彰、先日も教育論文の表彰がありましたが、特選、準特選等、高森がかなり独占的にいただいておりますが、学校の表彰、教職員の表彰、文部科学大臣、教育功労表彰等も受けております。また、児童・生徒の表彰等が相次ぎ、高森町の教育に活気が出てきたというふうに捉えています。

本日の4校のホームページのアクセス件数でございますが、昨年7月、県の教育委員会のシステムを入れましてリニューアルしたところでございますが、本日、高森東小学校はアクセス数が昨年7月から3万2,841件、中央小学校が3万2,249件、東中学校が1万5,382件、高森中が1万9,798件と、ちょっとびっくりするぐらいのアクセス件数がございまして、今まさに高森の教育が注目を受けているということを実感しています。

4点目ですけれども、熊本県の学力調査結果等を分析しまして、学力が向上傾向にあると。本来の目的である学力向上に手応えを感じているという4点を総括的に考えております。

この新教育プランの重点施策は、コミュニティスクールを基盤とした小・中一貫

教育、ふるさと教育というふうにして施策をしておりますので、それにつきまして現在の状況と今後についてお話をさせていただきます。

まず、コミュニティスクールの推進でございますが、この2年間、文部科学省の委託事業を受けまして、コミュニティスクール導入に関する実践研究を行いまして、昨年12月1日付けで高森町教育委員会規則で、町内の4小・中学校をコミュニティスクールとして指定をいたしました。国は3,000校に増やすという計画でございますが、現在、全国で1,500校ぐらいコミュニティスクールに入っております。高森もその仲間入りをしたところでございます。いよいよ4月から高森東中学校区、高森中学校区コミュニティスクールの実働に入ります。これからが正念場でございますが、文部科学省からは新たにコミュニティスクールのマネジメント力の強化に関する実践研究の委託事業の指定をですね、新年度、受けることができました。それに関わりまして、高森中学校に推進のための事務職員を1人ですね、加配という形で措置されることが決定しております。また、県の教育委員会からは、学校、家庭、地域の連携による教育支援活動促進事業というのがございまして、その指定を受け、コーディネーターの配置等により、地域とともにある学校づくりをですね、幅広く推進していきたいというふうに考えているところでございます。このようにして、学校教育、それから社会教育を融合させて、高森型の教育体制を構築する、こういったコミュニティスクールは絶好の機会であると考えておりまして、地域の皆様方にもかなりコミュニティスクールという言葉が浸透しつつありまして、いろんな方から今協力をいただいているところでございます。

次に、小・中一貫教育でございますが、その中心にいわゆる小・中一貫英語教育の推進というのを中心に置いておりまして、本年度より文部科学省の教育課程特例校の認可を受けまして、小学校に新たな教科として「わくわくイングリッシュ」という教科をですね、創設しております。小学校1年生から中学校、小・中9カ年の英語教育をですね、スタートさせております。熊本大学の准教授のピーターソン先生をアドバイザーに、またNPO法人SSH英語研究所の支援等により、高森型のカリキュラムを編成し、発音を重視した英語教育に取り組んできています。これにつきましては、カリキュラムの問題、指導体制の問題、授業のやり方、小・中の連携、それから評価等ですね、いろいろクリアしなければならない点がございまして、本年度の反省を活かしてですね、現在、次年度の積み上げを図っているところでございます。このような小・中一貫教育の取り組みの中で、今、高森の小・中4校の連携がですね、大きく進んでいます。町上げての教育改革が4校の教職員の意識改革

につながり、教育効果を上げてきているというふうに捉えております。

高森中学校区では、中学生が中央小学校に出向き、英語の授業を行うなどの動きが出てきておりまして、高森東中校区では、高森東学園構想として敷地を隣接する保育園、小学校、中学校が一貫した教育の取り組みをやっという動きが出ております。4月からは、県の教育委員会の小・中兼務辞令というのをございまして、それを受けまして、東小学校に一部、教科担任制を入れます。中学校の先生が小学校の教科を担当するということですね。そういったことがいわゆる学校の中でですね、現在、具体的に計画が進んでおりまして、この小・中一貫教育は、これからの教育のやはり方向性でございまして、高森も非常に4校が一緒になりまして、この教育のあり方ということを進めているところでございます。

次に、ふるさと教育でございまして、新教育プランの狙いは「高森に誇りを持ち、夢を抱き、元気の出る教育」ということをキャッチフレーズにしておりますが、ふるさと教育は其中でも特に重要であると捉えています。ICTの教育、それから英語教育が流行であるならば、ふるさと教育は不易の部分であり、高森町の教育の土台であると考えております。

その中で、今3点ほど進めておりますが、1点は高森ふるさと学というのを本年度から創設しております。これも文部科学省の教育課程特例校の認可を受けて、高森型の教育をスタートしています。小・中9カ年間を4期に分けまして、1期、小学校1年生・2年生は高森を探検しようということで年間35時間、2期は3年生・4年生、高森の自然や暮らしを知ろうということで35時間、3期は小学校の5年生・6年生、そして中1、この3カ年間で高森の人々の仕事を学ぼうということで50時間、そして4期は中学校の2年生・3年生で高森と自分たちの未来を考えようということで70時間のカリキュラムを作っております。その中で、中学3年生には総括的に議会にもいろいろとお世話になりました子ども議会を位置づけて、この9カ年間の積み上げをですね、議会の場でいろいろご提案し、またご指導していただくというようなカリキュラムを今年度からスタートしています。中身につきましては、高森東校区、それから高森中校区では、いろいろその地域の様子が違うところもありますので、全体的なカリキュラムをそのようにして、それぞれに校区ごとに9カ年のカリキュラムを今作って進めているところでございます。

2点目が社会科副読本「私たちの高森町」の作成と活用ということで、これは議会にもお世話になりまして、本年度より小学校の3・4年生の社会科地域学習で活用をさせていただいております。

3点目が道徳教育副読本「高森の心」の作成と活用ということでございまして、平成26年度中には配本できるよう、現在、編集作業を行っています。編集方針を述べますと、子どもの道徳教育に資する読み物資料ということで、小学校1年生から中学校3年生まで、週1時間、道徳の時間がございしますが、その道徳の時間で活用する読み物資料ということで、中身につきましては、これは町民に親しまれる読み物資料にもあたるということで、その有効性も考えながら進めているところでございます。中身につきましては、高森町の歴史、自然、伝統、文化に関わる人物遺産や自然遺産を掘り起こして教材化をしております。人物遺産では、特に高森町史等で取り上げられている人から選定をしているということで、開発の状況ですけれども、4分冊、42編、今作成をしております。小学校の低学年・中学年・高学年にそれぞれ10編ずつ、そして中学校には12編ということで作業をしておりますが、これが出来上がりますと、これは学校のみならず町民の方々にもですね、たいへん有効な資料になるというふうに、私ども気合いを入れてですね、今、編集をしているところでございますので、どうぞよろしくお願いたします。

最後に、基盤となりますICT環境でございしますが、文部科学省が平成23年の4月に教育の情報化ビジョンというのを出しまして、21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指してということで、二つの方向性を出しています。一つは学びの場における情報通信技術の活用ということで、もう一つはホームの情報化ということでございまして、高森町では町長、それから議会等ですね、ご理解・ご支援をいただきまして、先駆けてICT環境の整備に取り組みまして、わずか2年ではありますが、現在では熊本を代表する全国レベルのICT環境教育実践の町となりました。昨年は台湾の師範学校をはじめ、県内外の市町村教育委員会、議会、学校関係者の視察が現在相次いでおります。1月16日に開催しました研究発表会には、北は北海道から南は沖縄まで、全国から500名を超える参加者がありまして、大きな手応えを感じているところでございます。

国の教育の情報化ビジョンでは、これからの方向性として3点上げています。1つは全普通教室に電子黒板の配置、2つ目が校内外で通信を行うことが可能な無線LAN環境の構築、3点目が全生徒、全教員に1人1台のタブレットPCの配置ということでございまして、これに基づきまして高森町はその文科省の教育の情報化ビジョンによって町のICT環境の整備をお願いしているところでございまして、本予算にもですね、お願いしておりますが、どうぞよろしくお願いたします。

さて、26年度の取り組みでございしますが、県の教育委員会の未来の学校創造プ

プロジェクト推進事業というのを受けておりますが、これは次年度も県のほうから、是非、高森は継続してほしいということで、県の支援をいただいております、また産学官のD I Sスクールイノベーションプロジェクト事業につきましても継続という形でございまして、そういったものを受けまして、本年に引き続きまして次年度も本年の12月5日で今検討しておりますが、本年並み、また本年以上の研究発表会を高森で実施するというので、今進めているところでございます。そういう町上げての精神に今後とも努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 自席から失礼いたします。

今、教育長からですね、ご答弁いただいたとおりですね、まさに日本一の教育環境となっております。この間もですね、今年に入っての先ほど答弁の中でもありましたが、1月の16日ですね、「高森中でICT活用事業発表会、関心高く、全国から500人」という、この朝日新聞の掲載もあっております。また、熊日のほうとかですね、いろいろなメディアの中にもたくさん報道もございまして、もう私もこれは町民の一人としてですね、うれしく思いました。またですね、26年度も続けて事業をされていかれるということで期待しております。

その中でですね、このICT事業に慣れられた先生たち、ここ1、2年でですね、もう対応はすごく素晴らしくなって、そしてまた子どもたちの授業等もですね、私も見に行きまして、かなり皆さん慣れられて素晴らしい授業体系になっているなど思っております。その中で、この間の教育研究会の中でも質問等があつておりましたが、その慣れられた先生たちがですね、先生たちは異動があるわけですね。その異動されるわけです。そうすると、また新しい先生、また慣れてられない先生たちがですね、たくさん高森に来られるわけです。その対応策はどうされるのですか。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 私は、教育を進める中でですね、一番大事なのは、今、議員指摘のですね、学校の先生方だと思っております。したがって、新教育プランのですね、狙いの4番目に高森町教育研究会の活性化というのを上げております。最終的には、子どもたちの目の前に立つ先生方が変わらなければ、教育は変わらないということでございまして、じゃあ異動等で先生方が変わったらどうするかというご質問でございますが、この教育研究会の中にICT部会というのを設定しております、このICT部会、この中に各学校の代表者が一人ずつ入りまして、そし

て会長の校長先生を中心として、4校の推進の核になっております。ですから、このICT部会が研修をうったり、またいろいろと先生方ですね、新しく来られた先生方の指導等をやっております。

ところが、これだけ高森がICT環境が進み、全国的に注目されておりますと、これ以上の組織がきちっとしておかなければいけないのではないかと、町長からのご指摘がございまして、今、国がCIOという教育の情報化を進めるためですね、組織づくりを推進してございまして、したがいまして、教育委員会のCIOは教育長でございますが、教育委員会にCIO補佐官という立場をですね、やはりどうしても必要だということで考えております。学校の校長がCIOということであれば、そのCIO補佐官という高森町のこの情報CIOのシステムということと併せて次年度は整備し、強化していきたいという、その中でいろんな先生方が来ても対応ができる体制をつくっていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 答弁、ありがとうございます。

そういう対応が私は一番だと思いますので、また今後ともよろしく願います。先ほどの答弁の中でもございましたが、コミュニティスクールですね、これは立ち上がってですね、今、山室会長を中心とされとるわけでございますが、まだまだ見えてないわけですね。今後、先ほど26年度に取り組むということでございましたが、何か取り組まれる詳細なことがあるならば、よろしく願います。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 文科省から2年間指定を受けましたのは、コミュニティスクールを立ち上げるための委託事業でございましたので、山室先生にもお世話になりましたが、コミュニティスクール推進委員会ということでございます。4月からはいよいよその本体でございまして、私は少しブレーキをかけております。なぜブレーキをかけているかといいますと、国の動き、県の動きがですね、予算に伴いましてまだ見えてない部分がございます、先ほど申しましたように、文科省の続きの事業はもう決定しておりますけれども、県のほうでその社会教育の分野の事業がどういうふうに進んでいくのかというところが、今ひとつ見えてない部分がございます。大分明らかになってきました。それから、今後ですね、予想される土曜授業の問題とか、いろんな問題等が関わり合いますので、早急に動き出すよりも、そこをじっくり方向性を見極めて動き出したほうがいいと。少なくとも教育はいろんなと

ころで何とか委員会、何とか委員会というのがたくさんありますので、そういったものをできるだけ集約した形で、コミュニティスクールという中で地域の方々にも応援していただくような体制をつくる。そのためには、もう少し国や県の動き、教育の動きなどをですね、見極めたほうがいいのではないかとということでございまして、4月から動き出しますが、いわゆる初めからですね、猛スピードでというところよりも、そこでしっかり見極めていきたいということでもあります。地域とともにある学校づくりということですので、地域の方々に応援していただく体制をつくるということはそのとおりでございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 今からの学校教育はですね、やっぱり地域で育てていくというのが一番重要になってくると思いますので、コミュニティスクールのほうもですね、進んでいかれますようによろしく願いいたします。

2番目の質問に移らせていただきます。通学路の整備やスクールバス事業のこれからはということですが、今ですね、PTAの保護者の方達からですね、私もいろいろ話を聞きまして、通学路の問題ですね、高森町は非常に歩道が少ない、そして危ないんですよというですね、議員さん、聞いてくださいというお話がございました。この歩道がない道路が多いということですが、その対策はとられておられるのか、よろしく願いします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教委事務局長（後藤正三君） 通学路の問題ですが、おっしゃるとおり、教育委員会のほうにもですね、どうにかならないでしょうかという話が来ております。通学路の危険箇所ということで、実を言いますと、平成24年度に、学校、教育委員会、建設課、警察とですね、実際の通学路を点検しました。その中でも特にここを改善できたらという箇所が、中央小学校校区で6カ所、それから東校区で1カ所ということで行っております。

その中で、東校区の1カ所につきましてはですね、路肩の問題でしたので、もう建設課のほう等で対応していただきました。それから、中央小学校の6カ所ということで、一つはですね、ちょうど中学校線の渡邊商店と村田屋のところなんですけれども、時間指定になっております。ここに対しては、ドライバーの方が無視して通られるということで、これについては警察のほうで違反強化を取り締まります。それから、PTAのほうではですね、子どもたちの通学路になっていますけれども、登校の際は十分注意してくださいという啓発活動と両方やっております。

それから、天神前原線のJA齋場から出たところですが、これはどういうことかという、路地より上り坂になってたりしますので、とか下になってよく見えませんので、急に車がぱっと飛び出すということですね、これについては建設課のほうで停止線をもう一回しっかり引いていただいたり、指導の強化ですね。それと、児童・生徒には、当然、通学路の十分注意するよということ、学校で指導しております。

それから、高森中央線の天神のところなんですけれども、篠田商店前の交差点ですけれども、非常交通量が多いということですが、これについてはですね、通学路が何とか変更できないかということなんですけれども、なかなか通学路の変更が難しいということで、当面はもうPTAへの啓発活動、当然、子どもたちもそうですけれども、十分注意して通るよということ、です。

それから、高森中央線ですね、多分この問題だと思いますが、下町の今村自動車さん前のところの交差点ですね、ここについてはもう以前から建設課ともかなり協議をしております。実際、現在は児童・生徒の注意の看板は付けております。これについては、警察等ともですね、かなり協議したんですが、なかなか歩道をとることが難しいということで、場合によってはその部分だけ1車線化したらという話も出ております。ただし、それまでが2車線から急に1車線化になるということ、かえって危険ということで、現在のところはですね、通学路の変更等も学校とも事前から打ち合わせたんですけれども、かなり迂回しなくちゃいけないということで、かなり通学時間もかかるということですね、現在は子どもたちは十分そこは注意して通るよにと、できるだけ路肩が通れるよにですね、建設課等々にも草刈りとかですね、できる範囲内では整備をさせていただいております。

それから、村山天神線ですけれども、高森生コンさん前のところですね、あそこが非常に狭いということで、これについては路肩があまりないということで、これについてはもうなかなか改良等は難しいですので、もうあくまでも子どもたち、PTAのほうにしております。それから、今のがですね、言いました中央小学校の6カ所が非常に危険だということなんです、現在ですね、建設課のほうで小・中学校の通学路を中心にですね、区画線を引いていただいております。これはもう町長の政策集にあります安心・安全ということが基本ですので、できる範囲内ですね、建設課をお願いしているということです。特に村田屋さんから渡邊商店前ですね、道幅を拡げることはできませんので、ここについてはですね、路側帯のカラー舗装ということで、路側帯を色を塗ってから舗装させていただいていると。

それから、三森歯科から中学校の三又交差点といいますか、要は中学校のプールがあるところですね、ここについても路側帯をつくるというのは非常に難しいので、この路側帯のカラー舗装ということで、現在、建設課のほうでされております。

それから、上町になりますが、中川精肉店から横町公民館ということで、天神のほうから上町のほうから入ったところですね、これについても路側帯のカラー舗装をしていただくようにしております。そういうことについて、通学路につきましてはですね、なかなか道幅を拓げるといことはできませんけれども、もう建設課のほうでいろいろ考えていただいて、できる範囲内のやり方ですね、現在お願いをし、進めていただいているところです。それにつきましては、今後はですね、建設課とできる範囲内でいろいろ意見が出た場合、協議しながら建設課のほうにお願いをしていきたいと思っております。

それから、学校についてですけれども、実を言うとですね、新1年生が4月からまいります。これについてはですね、新1年生の登校ということで、先生たちがついて一回登校を、予定を計画をしておりました。ちょうど大雪の日の計画でですね、まったく実施できなかったということで、これにつきましては新学期始まってすぐに、通学路をですね、一緒に先生方が登校して、注意喚起を促すところを子どもたちに、すみません、下校から一緒に行って、先生たちも危険箇所の再確認と、そういう場所については子どもたちに改めてまた指導、注意を行うということとしております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） やはり子どもたちの安心・安全に関わる問題でございますので、カラー舗装というお話がございましたが、やはりですね、子どもに何かあったときには、やっぱり何らかの責任を負わなければならなくなるわけでございます。今、交通安全協会等もですね、また4月から春の全国交通安全運動も始まりますが、いろいろな皆さん方の協力によりまして、子どもたちの安心・安全が図られているわけでございます。どうかまた予算化されてですよ、対策を講じられるようよろしくお願ひいたします。

次の質問でですね、本年度からスクールバスの事業がまた新しくなってですね、このスクールバスの事業は大きく変わろうとしております。このスクールバス事業の今までで取り組まれてきたわけでございますが、今年取り組まれることにつきまして、詳細に説明をよろしくお願ひいたします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教委事務局長（後藤正三君） 今質問の今年度からですけれども、昨年12月の補正予算でですね、新しくスクールバス購入ということでご承認いただきました。現在、14人乗りのスクールバスを購入しております。これにつきましては、東小・中学校校区で5台で運行するというごさいます。以前はですね、町所有3台のバスと、業者さんからバスを3台借り受けて運行してございまして。これについては、以前は6路線でしたけれども、今回から5路線とするというごさいます。これにつきましては、草部南部地区についてが生徒数も減少しておりますので、3路線から2路線へ変更するというごさいます。すべてを町有バスで運行するようにしてございまして。これにつきましても、業者のほうにはバスの運転と管理を行うというごさいます。このスクールバスの新しく購入したのは、先ほども道の問題等々も出ましたけれども、4校利用して、できるだけ安全に運行したい。それと、もう一つ、今まで児童・生徒数も減りましたので、大きなバスを使ってしまったが、それを小型化することによって非常に安全性が少しでも向上すると考えてございまして。

それから、高森中校区ですけれども、これにつきましては今まではバス会社さんよりバスを借受けまして4台で運行してございまして。小型車1台、中型車3台でございまして。これにつきましても、現在、町で所有してございましてバス、東中校区で所有してございましてバス3台を高森中校区で購入、下ろしまして、1台を町でリースで借りまして、4台すべてを町所有というごさいます。町の管理下のもとに行います。それに基づきまして、業者さんのほうには運転と車両管理業務を委託するというごさいます。以前はバスを借りての委託と、町のバスの運行と二方法でありましたが、26年度からはすべて運行管理と車両管理というごさいます。バスについては町ですべて所有という形をとってございまして。以上でございまして。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） その5台のスクールバスを購入をしてされるわけでごさいます。今後のですね、子どもたちの生徒数推移、5年間ぐらい分かるならば教えていただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教委事務局長（後藤正三君） 現在、生まれている子どもたちからで、現在もですね、1、2名程度の多少変更はあっておりますけれども、東校区になります。ほとんど人口の変化はありません。26年度、東小・中で56、27年度、52、28年度、53、29年度、49、30年度、50、31年度、50というごさいます。これは調査した段階が昨年秋ですので、多少1、2名の変更はあると思っておりますけれども、

だいたいほとんど推移的には変わらないということです。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 各市町村ですね、かなり今、統合とかですよ、いろいろ進んでいるわけでございます。5年間は一緒の生徒数ということで、分かりましたが、もう一つこのスクールバス停の問題がございまして、高森町のほうは今、防犯灯ですね、街路灯の整備事業が終わりまして、かなり明るくなっております。このスクールバス停ですね、色見、上色見、また山東部のスクールバス停があるんですが、そこに行きますとですね、なかなかこれ夜は暗くてですね、子どもたちが通学するのに、私、大丈夫なのかなという思いがしておりますが、そのへの対策はどのように考えておられるのか、よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教委事務局長（後藤正三君） スクールバス停の街路灯ということでよろしいですか。町の街路灯につきましては、ちょっと答弁ができませんので。スクールバスのバス停の街路灯ということでおっしゃられたことは分かります。場所によっては、たまたま地域の街灯があったり、明るいとところと暗いところとあります。現在のところですね、学校のほうから、暗いからどうかしてほしいという要望はほとんど出ていませんが、これは一つはですね、スクールバス停の一番はですね、朝のほうがつ時間はどうしてもありますので、朝のほうでどうしても雨風のときにとということが一番大きな理由でございます。冬寒いから待っている間に、中で待つと。帰るときの状況を一応確認すると、ほとんどスクールバス停には寄らずに、そのままぱつと帰ってしまうということですね、そんなにスクールバス停の街灯は、子どもたちが困ったということはありません。ただし、おっしゃるとおり、全体的に暗いところはあると思います。これについては、街灯の問題ですので、なかなかここですね、検討して、何とか進めたいという返答はなかなかできないんですけども、まずは現状等をですね、実際に現状等を確認しですね、学校の先生たちも含めて、子どもたちの状況を聞き取り調査まではちょっとやってみたいと思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） やはり夜になるとですね、まだまだ暗くて、今いろいろなですね、事件等もあっておりますので、今後とも対策のほうをよろしく願いいたします。

3番目の質問でございます。町にはですね、図書館や公園等の整備の考えはとい

うことでございます。いろいろですね、今やっぱり若い保護者の方たちからですね、高森町にはなぜ図書館がないんですかとかいう保護者のお話がございます。そういう図書館等の建設あたりのですよ、何か考えがあるならばよろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教委事務局長（後藤正三君） ただいまのご質問ですが、建設はということで、建設のことは私の担当のほうでなかなか言えませんので、概ね状況等をですね、少しお話をさせていただきたいと思えます。市町村の県内の図書館の設置状況ということですね、だいたい25市町村が48カ所あります。ただし、これは独立した図書館、例えば施設の一部に図書館を造っているというのも全部含めてでございます。ですので、独立した図書館というのがいくつあるかというのは、ちょっとこちらのほうもすべて把握はしきれないんですけども、例えばですね、建設するにあたって、どのくらいかかるんだろうということなんです、大津の図書館がですね、だいたい7億5,000万円くらいかかっております。だいたい14万冊収蔵でございます。だいたい、結構ここは大きなきれいな図書館です。単純に本を置いてあるということじゃなくてですね、いろんな活動ができるという設備でございます。それから、菊陽町のほうはですね、ちょっと参考にならないんですけども、これは500名のホール付きの図書館で、かなり大きい図書館が出来ております。これも14万冊収蔵でですね、ホール込みの19億円ということで、建設に対してはものすごくかなりの費用がかかっていると思えます。

それですね、図書館のご意見が出たんですけども、これにつきましてはですね、高森町でかなり以前からも出ております。以前ですね、教育委員会とすれば、町立図書館がないということで、高森中学校図書館、これを一般開放できるような造りになっております。これをですね、休日に臨時の職員さんを入れて、以前、開放していたそうです。ただし、非常に、もうほとんど利用度が少ないということで、単純に開放したから利用があるかといったら、やっぱり設備、いろんな事業の取り組みが必要だと思えます。それをもうほとんど利用がないということで、取りやめということになっております。それから、現在はお話会グループ等々がありまして、そういう中で非常に子どもたちの読書活動を進めていらっしゃるという現在の活動もでございます。そういうこともありまして、図書館というのは教育委員会としては必要なものだと思いますけれども、今言いましたように、図書館を造ると建設費がかかるということで、維持費がもっとまたかかります。

それから、図書館というものは、子どもたちにとってですね、どういうものだろう

うということで、私たち教育委員会も、あれば一番いいとは思っているんですけども、子どもたちにとっては、やっぱり読書というのが徐々に減ってきております。そういう意味でも読書活動の中心にということで、読書というのは言葉の学びとか、感性を磨くとか、想像力ですね、私たちも本を読んでいたけれども、本を読むことによって頭の中でいろんなことをイメージするというので、非常に知的活動に大事な場所であると思っております。それから、町民の皆さまのですね、教養とか調査研究、専門書を置いてますと、調査研究をやるとか、余暇活動等で利用していただけるということだと思います。

それから、教育委員会としてですね、最も、もう一つ大きなものとしてですね、今、先ほども言いました高森町の心とか、社会科の副読本とかしていますけれども、そういういろんな歴史・文化、町の継承活動ですね、そういうのの大事な資料を保管する場所として一括管理できる場所ではないかなということで、教育委員会とすれば本当に町民の皆さまのためにあったほうがいいとは思いますが、今言いましたように、ものすごい金額、それから維持費がですね、人件費等々を含めて、かなりかかります。そういうこともありまして、私たちのほうではですね、事業についてはどうこうだというのはちょっと教育委員会では言えませんので、ご勘弁をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番 宇藤議員のご質問の図書館の整備についての考えはということで、これは図書館はじゃあなぜ今まで高森町になかったんでしょうかと言われた場合、私もそれは分かりません。通常、やはり図書館の必要性というのは、子育てをされている方や地域の方は、皆さん思われていると思います。しかし、現在、高森に町立図書館がないというのは事実でございます。また、隣接している自治体にもそんなこの阿蘇全体でですね、あまりあるところもないということも現実ではなかろうかというふうに思います。

まず、1番議員さんの今日のご質問の中でですね、図書館もそうですけど、コミュニティスクールに関しては、ご地元であられる地域でも、山室先生も含めまして、皆さん本当に有難いなと思います。佐藤教育長先生ご答弁のように、私のように最初からアクセル全開で行くような場合は、やはりなかなか失敗も多くなることもありますが、やはり本当に教育に関しては、やはり熊本県内でもナンバーワンじゃないかと思われるこの見識をもたれている教育長先生でございますので、コミュニティスクールに関して、国・県の動向をもとに、また地域でですね、一緒にやっ

かれるということに関しましては、私も良いことではないかというふうに思っております。

それで、この図書館に関しまして、先ほど局長が申しあげましたように、少なくとも10億、20億のお金がかかり、そもそも公共施設というのは、建てる時は民意があります。で、建てちゃうんです。それを後の年になって、10年、20年後に、維持管理になれば、またそのときの人たちが、これは何であの頃建てたんだとか、そういう話が必ず出てきています。高森温泉館も赤字になれば、そういうふうな話が出るわけでございます。これが事実なんです。これから温泉館に関しましても、約2億円近い修繕費用が今後、多分予想されるのではないかというわけです。だからこそ、じゃあ建てなくていいのかではなくて、やはり私は図書館というのは必要じゃないかなと思います。そもそもICT教育というのは、先ほど1番議員さんがおっしゃられましたが、この読書することで一番大事なのは、やっぱり想像力を、言葉を学んで想像力が豊かになるということです。ICTも実は言葉は違うんですが、同じなんです。要は日本の高度成長に時代の大量生産で大量消費をする時代、何でもいっぱい作って、いっぱい消費する時代じゃなくて、今からはやはりこの国、日本の国というのは、多様性が求められます。答えが決まっているものではなくて、答えを最初から大人が与えるものじゃなくて、子どもがいろんな方向性で考える教育、これはある意味、私はICTはそれで導入したかったし、若しくは、今1番議員さんがおっしゃった図書館も、読書ということに関しても、これは同じじゃないかなというふうに思っておりますので、図書館の建設は本当に必要だと思います。そういう中でお金の問題もありますが、先ほど申しあげましたように、例えば高森町で建てます、南阿蘇村で建てる、お隣の何々町で建てる、昔は自治体同士でやれやれという競争のようなですね、ここの町にあるから、うちもみたいな、そういう話があったんですが、私はそれは非常に利用見込みや資金調達の面に関しまして、たいへん厳しく、将来はなるのではないかというふうに思っています。

それと、一方では道路がきれいになって、情報基盤も、例えば高森町も光ブロードバンドが今整備しています、南阿蘇村も今度やります、山都町もやります、いろんなところもやってないところは今後やっていくんです。そういう中で交通、情報も、同時に進化しておりますので、私は今後は広域化として、住民もそもそもが広域化しているんです。南阿蘇村の人が高森に買い物に来るし、高森町の人南阿蘇村の温泉に入りに行くし、そもそも広域化しているわけなんです。だからこそ、広域の中です、やはり考えることはできないのかというふうに、私個人の考えは

思っております。それはどういうことかと申し上げますと、高森町や南阿蘇村、近くの隣接自治体と一緒に話をし、この南阿蘇も大きい括りの中でどこかにちゃんとした図書館や、どこかにちゃんとした施設が将来出来ることによって、南阿蘇全体のですね、活性化につながるし、一つの一体感が生まれるのではないかと、財政的にも将来どこかの町だけが、村だけが負担を背負うということはないのではないかと、私個人は思っております。

今後、国のほうでも連携協約ということ、国会議員のレベルで今お話をされているようです。まだ何も決まっておきませんが、これは国も将来的には広域化を求めてきておきますので、そういう中でこの高森町を中心とした隣接自治体に呼びかけ及びお話をすることは、この図書館設立に向けては一つのワンステップじゃないかなと思っておりますので、スピード感をもって取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博議員の持ち時間が迫っておりますので、質問・答弁についてはですね、簡潔にお願いしたいと思います。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、分かりました。連携をされていかれるということでございますので、ご期待しておきます。

公園をですね、同じなんですけど、今後、子育てのですね、支援センターが今度出来ますので、これと併せましてですね、公園等も少ないという保護者からの要望があつとるわけでございます。また、今後ともそういう連携の中でやっていかれたらよろしいと思っておりますので、今後ともご期待します。

光ファイバー整備のですね、行政放送を活用した教育の今後の取り組みはということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） お答えいたします。

光ファイバー整備については、町長の指示により、学校は先行してADSL回線から光ファイバーへの整備を行っていただきました。高森中学校では、先日開催しました1月16日の研究発表会に間に合いましたし、また残り3校につきましても、2月20日までには光ファイバーが学校には通していただきました。たいへん有難く思っています。

回線の速度でございますが、光に変わったことで、インターネットを開くときの速度が18倍以上、それから動画、それから画像などをインターネットに掲載するときの速度が100倍以上の速度となったというふうに聞いております。これによ

りまして、先日、熊日新聞等で大きく取り上げられましたテレビ会議システム等の利用がですね、より使いやすくなったということになります。ソフトウェアでのクラウド型のソフトウェアの活用等がですね、どんどん進んでいきますので、学校の教育にとって、この光ファイバーの整備というのは大きな力になってきておるわけでございます。今後ですね、そういったインターネットを使った教育の充実とともに、学校間の交流、他市町村または他の国との交流等もですね、高森にいながらできる可能性が広がってまいりました。

また、行政の放送につきましては、たいへん教育をですね、町民の方に知っていただく有効なツールだと考えています。先日、熊本県のICTコンテストがありまして、最優秀賞を高森が独占したわけでございますが、その中で中央小学校と東中の作品は最優秀賞大賞なんですけれども、映像部門でございましたので、そういったものはこれからの行政放送の中で町民の方々にもですね、作品をお届けするということができるようになっております。いわゆるコミュニティスクールを基盤として、今後ですね、町民の方々にも学校に関心をもっていただき、また学校の中にも入っていただきたいと考えておりますので、そういう行政放送等でも学校の情報、教育の情報をたくさん提供して、そしていわゆるコミュニティスクールとして地域とともにある学校がですね、ますます広がっていくように努力してまいりたいと思っています。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） もう最後の質問でございますけど、先ほどですね、教育長先生からも26年度の動向は説明されましたので、最後にですね、今までの質問の中で町長ですね、今後の行政のトップとしてですね、今からのこれからの町の教育はということで簡潔にご答弁をいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員さんの、行政のトップとしてということでございます。教育機関のトップは佐藤教育長でございます。佐藤先生が今、1時間にわたって高森町の将来に向かっての教育の施策を述べていただきました。そして、結果も出てきております。町といたしましては、全面的なバックアップ、議会の皆様にもご協力とご理解をいただいて、誇れる高森町、将来の子どもたちにつけを残さない、そしてそのためにはしっかりした教育を、佐藤教育長のもと、教育施策を邁進してまいりたいというふうに思っておりますので、ご協力とご理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） これからの町の教育はということで、一般質問をずっと続けてきたんですけど、昨日ですね、新酒まつりがございまして、その前ですね、新酒まつりのほうでございましてですね、南阿蘇村に住んでおられる方からお話がございました。高森のほうは教育のほうはえらい進んでいますねと。今度、南阿蘇村のほうも統合の問題が出ていて、長陽のほうに通わせなきゃいけないかもしれないから、将来的には、両併の方だったんですよ、その方が言われるには、もううちの子には自転車を買ってでも高森のほうに行かせてですね、教育をさせてやりたいというお話がございました。ああやはりよそからも高森で教育を受けたいという方々がですね、このようにお話をされるということは、私もうれしかったしですね、今からまたこの教育のことにつきまして、私も一緒に勉強していきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いたします。

これもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君の質問を終わります。

10番 後藤英範君。

○10番（後藤英範君） こんにちは。時間もありませんので、本題に入ります。

今回、通告いたしております高森町における高齢者の健康づくり及び観光道路の整備についてを質問をさせていただきます。執行部の回答をよろしくお願いたします。

まず最初に、高齢者に対する医療費の実態ということで質問しますが、過去3カ年間の高齢者の医療費、また1人当たりの医療費の推移を答弁いただきます。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） それでは、後藤議員さんの質問にお答えいたします。

まず、高齢者に関する医療費の実態をということでございます。平成20年度から老人保健制度に変わりました、後期高齢者医療制度になりましたことで、これまで国民健康保険や社会保険等に加入していたとか、そういったことに関係なく、75歳以上の方は一律後期高齢者医療の被保険者となることとなりました。

まず、医療費の前に、被保険者数の推移について申し上げます。平成20年度で1,365人、21年度で1,397人、平成22年度で1,393人、平成23年度で1,406人、24年度で1,451人となっており、高齢化により徐々にではありますけれども、増加の傾向にあります。

次に、ご質問の医療費につきまして申し上げます。過去3年間ということがございますので、まず平成22年度で12億3,679万円、1人当たり88万8,000円、平成23年度で12億10万円、1人当たり85万4,000円、平成24年度で12億8,564万円、1人当たり88万6,000円となっております。これによりまして、熊本県後期高齢者医療広域連合に対し、高森町が負担しております負担金等につきましては、平成22年度で7,829万5,000円、平成23年度が7,992万9,000円、平成24年度で8,505万2,000円となっております。ちなみに後期高齢者医療保険料として、被保険者に負担していただきます額は、平成22年度が4,908万7,000円、平成23年度で5,058万5,000円、平成24年度で5,427万9,000円となっており、いずれも負担金の6割程度にとどまり、残りにつきましては国等からの交付金や一般会計からの繰入金に頼っているのが現状であります。

高齢化による被保険者数の増加と、医療の高度化によります医療費の高騰により、今後も負担が増加することは明らかでありますので、今般の消費税増税にありますとおり、国からの一層の支援を期待するものであります。以上が高齢者に関します医療費の実態でございます。

○議長（田上更生君） 10番 後藤英範君。

○10番（後藤英範君） ただいま健康推進課長から回答いただきましたが、本町における65歳以上の高齢化、平成25年4月1日現在で34.2%と高齢化が進む中、ただいまの村上課長の答弁にもありましたが、年々高齢者数及び高齢者の医療費も延びているようです。そこで、高齢者に対する健康づくりが大事になってきていると考えておりますが、町における高齢者に対する健康づくり施策の現状をお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） 自席から失礼いたします。

高齢者に対する健康づくりの現状ということでございますので、答弁いたします。後期高齢者の医療費の状況を先ほどご説明申し上げましたが、年々増加します医療費をいかに削減していくかということを考えますときに、74歳までの病気の予防、重症化防止を図り、年を重ねていくことが前提にあるというふうに考えております。そういったところから、後期高齢者の医療の確保に関する法律では、40歳から74歳に特定健診、特定保健指導が義務づけされているところであります。当町では、平成24年度検診受診率65%の目標に対しまして、46.7%の受診率にとどま

っているところですが、検診データを活用し、糖尿病等の生活習慣病を予防し、重症化しないよう、保健師、栄養士で、家庭訪問や健康教室を通じ、保健指導を実施しているところであります。

また、後期高齢者には、検診結果に基づき、結果説明、家庭訪問を行っているところであります。さらに、高齢になることで気力・体力の低下や交通手段確保などの要因から、閉じこもり、認知症など発症される方も多くなるという現状もございます。

一方、自らの健康は自ら維持することが基本であります。趣味や高スポの利用、老人会活動など、積極的に健康づくりを行っている方も多く見受けられます。また、そのことが少し困難になってこられた方に対しましては、健康レベルに応じて、社会福祉協議会によるサロン事業や、要介護状態にならないための予防事業として、認知症回復教室、運動機能低下防止通所事業を行っているところでございます。以上が現状でございます。

○議長（田上更生君） 10番 後藤英範君。

○10番（後藤英範君） ただいま村上課長より、町の高齢者に対する健康づくり施策の現状を回答いただきました。健康メーターを活用して、糖尿病などの生活習慣病を予防し、習慣化しないように、保健師、栄養士で、家庭訪問や健康教室をやりまして、保健指導または社会福祉協議会によるサロン事業や高齢者向けの保健教室を実施しているとのことでございます。私も高齢者であります。自らの健康は自ら維持するというを基本として、いろいろな高齢者向けの教室には参加をしました。老人クラブにも入っておりますので、老人クラブの皆さまも喜んで行きたいと考えております。

それから、これは旭通りのある組の話ですが、2年前ぐらいから、毎日朝6時半からラジオ体操をされ、お互いに健康づくりをされていると聞きました。たいへん素晴らしいことと感心をいたしました。また、高森温泉館でいろいろと健康づくりで散歩をしたりしておりますが、100人ばかりが、今、健康づくりで歩いておると思います。その中の話で、町がそんなに赤字が出るならば、ボランティアでやって、掃除ぐらいしたがよからうという話も出ておりますので、また町長さんともお話をしておるところでございます。

次に、高齢者に対する健康づくりの今後の施策と高森町社会福祉協議会の運営はどうなされているかお聞きいたします。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 後藤議員のご質問にお答えします。

その前にですね、老人会のクラブの活動において、議員自らいつも率先してなされていただいております。感謝申し上げたいというふうに思います。

まず、今後の高齢者の健康づくりや、いろんな福祉施策と、高森町社会福祉協議会との連携についてということのお尋ねだということのお尋ねだというふうに思っております。まず、私が町長に就任をさせていただいたときは、社会協議福祉会、社協の会長は歴代町長がなされておりました。1年間、この会長をさせていただきましたが、町長、首長という職責はたいへん重く、毎日毎日、社協の事務所に伺って、いろんな細かいことまでチェックすることは、私は不可能という決断をいたしました。より県からの指摘やいろんな地域住民の皆様の声にお答えするためにも、民間の方を会長にどうにかできないかということで思っておりましたところ、理事会の中で民間の会長を承認していただいたところでございます。議会におかれましても、文教厚生文教の委員長さんが社会福祉協議会の理事になっていただきまして、いろんなご協力や助言をいただいているところでございます。そういう中で、先ほどの議員のお尋ねにつきましては、やはりこの高齢者の健康づくりと社協の連携、やはり民間の会長さんだからこそできること、これを何かと考えましたところ、一にやはりスピード感、そして二に毎日常勤することによって、社協の職員さんの意識の改革、そして三つ目はやはり事業をやるということです。一の職員さんの意識改革については、役場の私たち行政も一緒でございます。やはり国の事業だったり、いろんな補助事業だったり、若しくは一番大事な法律だったりすることをしっかり勉強しながら事業を展開していかなければいけない。そして、二にこの事業についても民間の会長さんが就任なされたことによって、これは高齢者の健康づくりには必要ですと、必ず将来的には医療費が安くなると、だからこそこに予算が要るんだと。要は先に予算を付けて、高齢者の健康生きがいがづくりを例えばやりました。議員がおっしゃるように、それによって予防ができた、要は最終的にはお金が減るんです。だからこそ、そういう発想こそが民間の会長さんじゃなければ、なかなか首長、市長さんや町長さん、村長さんがトップだったら難しいのではないかとということでさせていただいております。その中に今後もですね、先ほど申し上げましたように、連携ということについては、職員の意識の共有、社協の職員と行政の職員の意識の共有、そして事業の意識の共有、そして最終的にはそれがですね、住民の福祉につながるという、この一番大事なところを真剣に思うか思わないか、ここだというふうに思っております。特に、昨年、モデル的に始められましたサロン事業、

地域で高齢者の方が寄り添って、集まっていたいて、いろんな話をしたり、ゲームをしたり、食事をしたりされております。私個人の考えでございますが、高森町の行政の職員も若返っております。ご承知のように、3年間、言い続けてきました。40代がほとんどいません。50代の人、先輩方がいらっしゃるときは、住民の皆さまにも十分行き届くサービスができると思っておりますが、本当に組織がいびつな組織になります。公務員には途中で入れられません。だからこそ、若い世代の職員に、この広い高森町、街中も含めまして、色見、上色見、山東部、野尻、草部、すべてをですね、これを全部網羅するのは難しいことだと思います。だからこそ、こういうサロン事業で各地域で行われている、高齢者が集まられているサロン事業に月1回でもいいので、若い職員が出かけて行って、そこで高齢者の方と話をしたり、どういふことをなされているのかと見ることによって初めて顔が一致する、そして名前も一致するのではないかと、私個人の考えでは思っております。今後もですね、やはり職員も社協と連携して、議員さんがおっしゃるような高齢者の健康づくりにしっかり邁進してまいりたいというふうに思っておりますので、議会のご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。以上です。

○議長（田上更生君） 10番 後藤英範君。

○10番（後藤英範君） ただいま町長さんの素晴らしいお話をお聞きしまして、老人会も皆、喜んでおると思っています。高齢者が住み慣れた地域で安心して住めるまちづくりを社会福祉協議会と連絡して取り組んでいきたいので、たいへん安心をいたしました。今後とも高齢者に健康づくりのため努力していただきたいと思っております。私たち高齢者も自らの健康は自らという思いでがんばっていきますので、よろしく願います。

最後に、今後の根子岳観光線整備事業とパークゴルフ場の建設計画について質問いたします。平成21年度から平成25年度基本計画実施事業の中で、根子岳観光線整備事業を実施されておりますが、今後の計画はどうなっているのか、また生きがい対策、健康づくり、観光客の誘致にもつながって考えられます。パークゴルフ場の建設、南阿蘇村には現在3カ所あり、高森町からもたいへん喜んで利用されていると聞いております。高森町では鍋の平キャンプ場付近でのパークゴルフ場建設の考えはないのか、町長のお考えをお聞きいたしたいと思っております。よろしく願います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番議員のご質問にお答えをいたします。

今後のですね、ご地元であります上色見地域にありますその温泉館の前から根子岳観光橋が出来ております。根子岳観光線の整備とパークゴルフ場の建設計画ということでございます。議員が日頃からおっしゃっているように、鍋の平キャンプ場は、たいへんこれは高森町にとっては、これは宝物でありまして、またほかの自治体にはなかなか持ってないような立派な観光名所の一つだというふうに思っております。言われるように、この隣の南阿蘇を見た場合は、3つのパークゴルフ場があります。あそ望の郷、一心行、ウイナスでございます。この高森町の町内の高齢者の方がパークゴルフを好んでなされていることも一つでありまして、もう1点では、先ほど議員がおっしゃるように、健康づくりの面もあるということでありまして、熊本県内における公認のパークゴルフ場は7つ公認されておりまして、3つが南阿蘇地域にあると。そして、高森にはないので是非ということ、そして場所は鍋の平ではどうかということだと思っております。この考え方につきましては、非常にこれはいい考え方でありまして、やはり高森町でもですね、将来的にはそういう考えがあってもいいのではないかと思います。ただ、鍋の平に造ると、仮にそこに固定をいたしますと、いろんな問題が、その前に解決しなければならない問題が実際あるのが現実でございます。また、広さ的にはですね、やはり十分でございますが、鍋の平のこの中にはですね、地上権が設定されている問題とか、いろんなことがございますので、町の一存では決められない部分もありますし、若しくはやはりこの世界農業遺産に認定後は、環境や景観を壊す、景観にそぐわないものという考えも、県あたりもやはり考えるのではないかとこのように思っております。町としてもやはり世界農業遺産のこの認定地である以上は、やはりその景観についても考えなければいけない。もう1点は、やはり交通のアクセスも考えなければいけないのではないかとこのように思っております。議員が長年切望なされておりますこのパークゴルフ場につきまして、熊本県内7つの公認の中に南阿蘇が3つあるということは、これはたいへん好ましいことでありまして、4つ目としては、やはり南阿蘇村があれば、高森町と思われる考えも当然だと思っておりますので、今後もその方向性でですね、やはり夢を見る方向性で考えていかなければいけないというふうに思っております。

もう1点、根子岳観光線の整備に関しましては、議員のご尽力によりまして、根子岳観光橋も出来ているわけでございます。観光道路としての整備は終了いたしております。私がやはり今回、26年度の当初予算で概要書でも説明いたしました、特に上色見地域に関しましては、九州北部豪雨災害の後、実際に水の流れが国や県が思っている以上の水の流れであり、それも100ミリも降らず、50ミリ程度の

雨でも通常の予想とはかけ離れたこの水の流れがあるのが現実でございます。去年の7月28日に発生しました、ちょっとした集中的な大雨のときもそうでございますが、議員のご地元であります前原部落もそうです。縦道、そして横からの、このどこから来てるか分からないような、この水の流れがあるのは事実でございますので、私は上色見のこの地域の復旧・復興、そして危機管理、防災道路としての新設の道路に関しては、やはり必要性があるということで、今年、提案をさせていただいております。しかしながら、申し上げましたように、これは国の補助事業、補助採択を受けなければ、到底できる道路ではございません。やはり交付金のこの整備事業として65%国からいただき、残り35%もすごく高い率の補助を緊急経済対策や、若しくはいろんな起債を使ってですね、やっていければ5年程度で完成するのではないかというふうに思っております。ぜひ、この上色見地域には観光道路ではなく、復旧の、そして防災の復旧と危機管理防災の新設の道路の必要性を感じておりますので、ぜひとも議会の皆様にもご理解とご協力をいただき、そして国にも何十回も訴えております。ですので、ぜひ国に交付金の採択、高い率の採択事業として採択をしていただいて、今後やっていければいいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 10番 後藤英範君。

○10番（後藤英範君） さっきは1枚間違いました、どうもご無礼しました。

今回、高森町における高齢者の健康づくり及び観光道路整備について質問をいたしました。今後、高齢者に対する健康づくり施設を充実していただき、高齢者が安心して暮らせるまちづくりをお願いします。また、町長様をはじめ、議会議員一丸となって今後頑張っていくつもりでありますので、どうかよろしくをお願いします。どうもありがとうございました。

○議長（田上更生君） 10番 後藤英範君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。1時30分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時30分

再開 午後1時30分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 皆さん、こんにちは。5番 立山です。

本日は、再生可能エネルギーの導入促進について、質問要旨に沿いましてお尋ねします。

ご案内のとおり、我が国はエネルギー資源である化石燃料の大部分を輸入に頼っています。従来、我が国では化石燃料への依存を減らすために、原子力発電の利用とともに、太陽光などの再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギーの取り組みが進められてきました。しかしながら、平成23年3月の東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により状況は一変し、原子力発電への依存を減らし、持続可能で安心・安全なエネルギーをできるだけ有効活用しようという方向へ大きく進みはじめました。本町でも再生可能エネルギーの有効性を十分理解した上で、再生可能エネルギーの導入促進のため、さまざまな取り組みを行っているところですが、まず初めに太陽光発電のうち、住宅用太陽光発電システムの設置に関する補助事業制度について、これまでの普及実績、効果についてお答えください。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 5番 立山議員の質問にお答えいたします。

太陽光発電システムの補助制度についてというご質問だと思いますけど、太陽光発電のですね、本制度の経緯についてご説明申し上げまして、今までの結果をご報告いたします。本町の誘致企業であります青山製作所熊本工場が平成3年から稼働しております。平成19年にですね、進出15周年を記念して、社長自らが町のほうにお出でになりまして、環境とかエネルギー関係に活かしてほしいということで、現金の寄附をされました。町としては、それを採納したわけであります。それに伴いまして、町としましては、住宅用太陽光発電システムの補助事業を規則を作りまして、平成19年7月1日から適用しているところです。当初はですね、平成19年から22年までは、1キロワット当たり4万円を上限に補助制度をつくっております。実績としましては、平成19年度が4件、平成20年度が2件、平成21年度が5件、平成22年度が8件、合計の19件で、総額で273万9,000円の補助を行っております。平成23年度からはですね、寄附金、つまり寄附採納した金額が補助事業を上回りましたので、1キロ当たり2万円というふうに減額で規則を改正しまして、上限額を8万円としました。それで、23年度が実績としましては13件の102万7,000円の補助を行っております。平成24年からはさら

にですね、4キロワット以上の出力をするシステムについて、一律5万円というふうにまた減額改正を行っております。結果的には、24年度で16件、25年度で13件、補助金の額が145万円となっております。今申しましたように、平成19年度から平成25年度まで、トータルの件数で61件となっております。補助金額にしましては、521万6,000円の補助金を支出しております。

平成25年度のこの13件の補助を行った太陽光発電の設置に伴いますCO₂（二酸化炭素）の削減量ですけど、これは経済産業省のホームページのほうに数字を入力すると出てまいります、CO₂削減量としましては55.3トンとなっております。これをですね、年間の原油に換算しますと28キロリットル、つまり200リッターのドラム缶ですね、これに換算しますと140本分の原油を削減したということになります。結果的にですね、今、補助金の削減を言ってきておりますけど、平成23年度からですね、1件当たりの補助金額は減額しておりますけど、件数は飛躍的に伸びてきています。これもですね、3.11の東日本大震災に伴いますエネルギーに対する関心が急激に高まってですね、再生可能エネルギーの活用をしようという動きが町内にも出てきたということが予想されると思います。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 自席から失礼いたします。

これまで61件の実績があり、効果も上がっているとのことでした。さて、この住宅用太陽光発電システムについては、国・県にも補助制度があります。国の場合、太陽電池の出力1キロワット当たり1万5,000円から2万円、9.99キロワットを上限として補助されています。また、県の場合、1件当たり3万5,000円、県内産パネルを使用している場合は7万円が補助されています。しかしながら、国の補助制度は発電システムの価格低下などを理由として、本年度で終了する方針が発表されており、県も国に歩調を合わせるように引いています。こうした中で、本町の補助制度については、どのようにされるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 自席から失礼いたします。

再生可能エネルギーにつきましては、震災に伴う原発事故を受けまして、世界レベルで期待が高まっておりますが、10キロワット未満、つまり住宅の戸別の売電価格につきましては、平成23年で42円ということでしたけど、平成26年では37円で売買価格が決定される見込みとなっております。議員、今言われましたよ

うに、平成26年度からは国の補助金も終了するというようにいわれております。今後の太陽光発電の設置は、非常に厳しくなるものと思われております。このような中ですね、本町におきましてはエネルギーの大切さを踏まえまして、この太陽光発電システムの補助は継続していきたいというふうに考えておりますし、また26年度においても予算計上をしている次第であります。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 住宅用太陽光発電システムへの補助制度は、単に再生エネルギーの導入という視点だけでなく、住民一人一人にエネルギー問題への関心をもつていただくという観点からも重要であります。システムの価格は低下傾向にあります。引き続き支援をお願いしたいと思います。

次に、県内でも各地に設置が進んでいる大規模太陽光発電所、いわゆるメガソーラーの誘致についてお尋ねします。平成24年7月に始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度、これは太陽光などで生み出された電気を、一定期間高値で電力会社が買い取る仕組みですが、この制度によって日照時間などの条件の良い九州あるいは熊本県内で一気に整備が進んでいます。メガソーラーが誘致されれば、土地所有者に賃借料収入が、町には固定資産税が入るほか、草刈りなどのための新たな雇用が期待されるところです。中には、メガソーラー設置事業者が地権者である集落の管理組合に対して、借地料のほかに売電収入の一部を地域活性化対策に充てる契約を結ぶなど、集落再生のために活用されている例も見られています。

その一方で、メガソーラーの設置が優れた景観に影響しないよう、メガソーラー設置事業者に対して、事前に地元住民に説明会を開くことなどを義務づける条例を制定する市町村もあるなど、事業者の進出に対しても地元住民が不安を抱えているケースもあります。本町では、町有地におけるメガソーラーの誘致が進んでおりましたが、現在、その協議がどのような状況にあるのか、併せて町有地以外のメガソーラーの設置計画があるのか、またそうした情報をどのように把握しているのかお答えください。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 5番 立山議員の大規模太陽光発電所、メガソーラーの本町への設置状況ということのお尋ねかと思っておりますので、お答えいたします。これまでの経緯・経過としての説明もさせていただきたいと思っております。議員、先ほどご質問の冒頭に、国の再生可能エネルギー対策事業につきましては、平成23年3月1日に発生いたしました東日本大震災による福島第一原発事故を受けて、国におい

て風力、太陽光を主とする再生可能エネルギー普及が期待され、進められてきたものでございますが、風力、太陽光を主とする再生可能エネルギーを電力会社に買い取りを義務づける制度は、大災害が発生した翌年の平成24年7月、これも先ほど立山議員ご紹介のとおりですが、スタートいたしております。

このことにより、全国各地で計画が進行し、本町におきましては、その後、発電事業者による現地調査等も行われております。その中で本町町有地におきましては、平成25年2月22日に議会議員の皆さま方の現地視察もいただいておりますけれども、平成23年度に全伐をいたし、その後、植林を計画しておりました西化粧田団地、約6ヘクタールのうち、日当たりの良いところを検討された上で、そのうち4ヘクタールを太陽光発電施設に貸し付けることといたしまして、平成25年度当初予算にも財産貸付収入、これは1ヘクタール当たり150万円で、全体では600万円となりますが、その半期分の300万円を計上させていただいたところでございます。

そういった状況であり、事業が進められようとしておりました昨年、平成25年5月8日に、発電された電力を現在の九州電力所有の送電線を経由するという送電方法にあたっては、送電線の既定容量を超過するため、本事業は認可できない旨の通知を九州電力より受けたということの報告を発電事業者から受けました。このことにより、町といたしましても、発電事業者と一体となって九州電力に対して要望を申し上げたところでございます。

さらに、平成25年8月16日には、立野～大津間の送電線の許容量を超過するので、事業開始は困難であり、事業を推進するにあたっては、その改修、つまり送電線ですね、の改修に必要な費用として、概算で9億円程度の負担が必要であるとの回答があったという報告を発電事業者から受けたところでございます。これは家庭用ソーラー発電を除いての話でございますが、本町にのみならず、阿蘇地域全体の事業用発電事業に影響が生じることになったということでございます。

このことにより、本町及び阿蘇管内の市町村内で発電事業を計画しております事業者間において、協議が継続されているとの報告は受けておりますが、未だその決定には至っておりませんので、先ほどご説明いたしました財産貸付収入、半期分の300万円を今回の補正予算において減額補正させていただいたところでございます。

以上、経緯と経過を説明させていただきました。なお、今後の発電事業、こういった事業用発電につきましての考え方ということのお尋ねが今あったところでござ

いますので、その点も少々付加させていただきますが、ご存じのとおり、この発電事業と申しますのはいろいろな許認可が出てまいりますが、基本的にですね、今申し上げた事業者間における送電線改修に係る調整等が行われて、今後進むことを町としては期待いたしております。当然ながら、この許認可に関しましての許認可権は町にはございませんけれども、ですので明確なお答えはできない立場ではございますけど、その発電所設置に係る事業について、国、経済産業省に対しての正しく申請がなされ、町が関係する法令、つまり農地法とか森林法、景観条例等がございますが、それに違反とか問題がなければですね、それが前提となるのは当然でございますが、それに問題がなければ、特に町としては制限するものじゃないというふうに考えております。

なお、この発電事業に関する情報収集ということのお尋ねもありましたので、それについては政策推進課からお答えしたいと思います。以上でございます。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） メガソーラーの設置計画の状況の把握はどのようにして行われているかという質問だと思いますけど、メガソーラー等の情報の収集につきましては、土地の認可申請があれば可能であります。例えばですね、メガソーラーにつきましては、その土地が農地や森林であれば、農地法とか森林法の許可が必要となりますので、そこで把握することができます。特に農地であれば、農業委員会のほうで把握ができます。

それと、もう一つ、土地の売買がそれと同時に発生すればですね、これは面積的には10ヘクタール以上ということになりますけど、国土利用計画法に基づく申請が出ますので、それで担当課のほうで把握することができます。しかしですね、許認可や届出が不要な土地、つまり宅地等で事業を計画される場合、把握はかなり厳しくなりますし、土地取引も賃貸借になれば、さらに難しくなるというふうに思われています。

経済産業省はですね、メガソーラー等の事業者の認定の際に、パネルの設置や管理体制を審査し、建設予定地については登記簿や賃貸借の契約書など、用地確保を証する書類の提出を求めています。これらの内容につきましては一切公表されていない現状であります。このようなことからですね、町としましては、現行法令の規定に基づきまして、県の関係機関と連携をし、できる限りの情報収集に努めたいというふうに思っております。ちなみにですね、県のエネルギー政策課で把握している現在のメガソーラー、つまり1メガワット以上の導入及び計画ではですね、立

地協定が締結されている件数につきましては、現在稼働中の施設が33件、それと建設中の施設が11件あり、それと申請はされているものの未着工のところは4件、その他1件ということで、総数49件のメガソーラーの導入計画がなされております。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） さまざまな効果をもたらすメガソーラーの誘致が実現するよう、最後までご尽力いただきたいと思います。また、町有地以外の企業の進出についても把握はなかなか難しいかもしれませんが、情報収集を怠らず、必要な対応を行っていただきたいと思います。

次に、バイオマスエネルギーの導入促進についてお尋ねします。バイオマスとは動植物から生まれた再生可能な生物資源のことで、家畜糞尿や建築廃材、生ごみ、林地に残された間伐材など、さまざまなバイオマスがあります。中でも本町には豊富な森林資源があります。林地に残された間伐材などを燃料化し、それが林業家の収入につながるようになれば、化石燃料の使用量の削減、二酸化炭素排出の削減といった地球環境に対する効果だけでなく、森林の活性化という目に見える形での地域経済に対する効果にもつながります。もちろん薪やチップの販売がビジネスとして成立するためには一定の顧客が必要となります。そうした中で、本年度から始まった薪を燃料とするストーブ等を購入する費用を補助する制度は、木質バイオマスの導入促進のための取り組みであり、林業活性化のための事業化を支援していくための薪等の需要拡大に一步を踏み出したといえます。

そこでお尋ねですが、本年度の補助実績について、また補助制度利用者の薪等の調達状況について把握されていればお答えください。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 5番議員の質問にお答えいたします。

薪、ペレットストーブの補助制度ということですが、本町におきましては、平成24年度におきまして、高森町バイオマス活用推進計画を策定しております。現在、太陽光発電、先ほど申し上げました太陽光発電システムの補助金だけでなく、住民に最も身近で使いやすい制度として、ペレットストーブ等設置費補助金制度を25年度から適用しております。25年度の実績としましては、11件に対しまして補助金額107万7,000円を補助しております。先ほどと同じように、太陽光と同じようにですね、ペレットストーブの補助事業によりまして、CO₂の削減効果を見ました場合、CO₂の削減が20.5トンになります。これは原油換

算で9.2キロリットル、年にしてですね。それで、ドラム缶にしましたら44本分となります。

それと、薪ストーブの補助を行っている関係上、薪の調達の方法というご質問ですけど、これにつきましては補助金を出した世帯につきましてアンケート調査を行っております。薪はどのようにして調達されていますかということをお尋ねしておりますが、そのほとんどがですね、やはり自分で調達されておりまして、購入という世帯はほとんどなかったような状況であります。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 薪などの木質バイオマスの需要拡大に引き続き取り組んでいただきたいと思います。一方で、薪などを供給する事業者に関していえば、どうしても大きな利益が見込めるわけではないので、なかなか事業に参入しようという動きが自発的に起こりにくいわけですので、町自体が事業主体となって木質バイオマスの供給を行うとか、あるいは林業家等へ働きかけを行うなどの取り組みが必要となると思います。全国的に見れば、市町村あるいは第三セクターにより、木質ペレット製造工場を運営している例もあります。もちろん相当程度の需要が見込めないと採算が合いませんので、現時点でそこまでの取り組みを行うのは難しいかもしれません。このほか県内では天草の森林組合が薪ストーブ向けの薪の販売を行っており、売れ行きは好調であると新聞に掲載されていました。いずれにしても、供給側での事業化が進まなければ、薪ストーブ等への補助制度も効果は限定的で、林業活性化にはつながらないということになります。さまざまな形で供給体制を整える手法があるかと思いますが、事業化への支援の取り組みについてお答えください。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 自席から失礼いたします。

木質バイオマスの事業化についてですけど、これは全国的に広がりを見せております。木の駅プロジェクトという制度があります。これは現在ですね、全国に23カ所実施されておりまして、九州では福岡県の糸島市が実施しております。この内容につきましてご説明申し上げます。地球温暖化や震災、原発事故を契機として、エネルギー政策が見直され、再生可能なエネルギーの利用促進がクローズアップされてきています。

一方、林地残材等の未利用材はこれまで需要がなかったことや、搬出コストが割高であることから、利用されないまま林内に放置されている現状です。そこで、農林家が休日や農閑期を利用し、集荷拠点となる木の駅に林地残材等の未利用材を取

集し、その運営母体はペレット工場やチップ工場へ運搬し、最終的にはストーブやボイラー施設、紙を作る製紙工場での利用されるものであります。

このようなシステムを構築することにより、産業が生まれ、農林家の副収入の確保や、エネルギーの地産地消、森林林業や地域の活性化が図られることとなります。本町としましても、このようなプロジェクトへの取り組みについて、住民の中にも興味をもっておられる方がいらっしゃいます。

また、県におきましては、このような取り組みの仕組みづくりについて、必要な支援を行う旨の報告を受けておりますので、森林組合等の協力を得ながらですね、大いに町としては応援していくべきであるというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 木質バイオマスの利活用促進を林業活性化につなげるためにも、さまざまな働きかけを行っていただきたいと思います。

ところで、先般、1月27日ですが、農林水産省は木質バイオマスの利用を積極的に推進するため、農林水産省も1階に薪ストーブを設置しました。これは建物の暖房を薪に切り替えるということではありませんが、農林水産省を上げて林業活性化や環境問題に取り組んでいることを来客者へアピールする手法としては非常に効果的であると思います。

また、今月の7日と8日、熊日紙上に「温室効果ガス削減に取り組む環境モデル都市に小国町を選んだ」と掲載されておりました。同町と地熱と木質バイオマスを活用したまちづくりが観光に活かされ、住民との連携も取れているなどと評価されたとのこと。この環境モデル都市は、2008年にスタート、本年度は8都市から応募があったとのこと。小国町は、地熱エネルギーや木質バイオマス燃料などを公共施設などに広く普及させる方針で、4月以降に今後5年間の具体的な行動計画を策定、今回の選定で町が取り組み環境対策事業に対し、国の優先的な予算配分が見込まれていますとの報道が載っておりました。

そこで、例えば本町も庁舎玄関や総合センターの玄関に、薪ストーブを設置することはできないでしょうか。再生エネルギーの導入促進、林業の活性化に積極的に取り組んでいること内外に大いにアピールできるものと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 自席から失礼いたします。

小国町の新聞掲載の記事を言われましたけど、ちょっと小国のほうにですね、こ

の記事の内容についてこちらから問い合わせをしております。まず、今、小国では、このように環境モデルということで決定されておりますけど、どこに主眼を置いておられますかということをお尋ねしましたところ、まずですね、木魂館のほうで温泉施設をもっておられますけど、この温泉施設について木質系のボイラーを導入したいというふうに考えておられるということです。ですけど、今、小国のほうで供給しているのは、森林組合のほうで薪を供給しておられます。それと、株式会社、まあ民間の会社ですけど、それでチップのほうを供給されております。木魂館としてはですね、今後、木質系ボイラーを設置されるのであれば、どちらを選択されるかということをお聞きしましたところ、チップボイラーにつきましてはボイラー自体が非常に高いということで、入れるのであれば薪のボイラーで検討していくということでありました。木魂館をはじめとしてですね、その他の公共施設については、木魂館の導入状況を見てですね、検討していくという回答を得ております。

そこで、町のPRのために薪ストーブでの導入はということをお尋ねになっていると思いますけど、エネルギーを担当している政策推進課としましては、平成26年度の当初予算を要求する時点ですでね、庁舎または総合センターで薪ストーブはできないかということで検討を行いました。庁舎内には、ご存じのとおり、暖房施設がありますことから、総合センターの1階のロビーですでね、設置することを、薪ストーブの設置事業者を呼んでですね、検討してみましたが、どうしても薪ストーブには煙突が必要になります。それと、あそこの場合、2階まで吹き抜けとなっております。ですから、煙突の工事とかで、建物の構造上ですでね、非常に難しいという結論が出ておりますので、結果的に26年度予算では計上いたしておりません。先ほども申しましたように、エネルギーを担当する課としましては、木質系バイオマスの事業化を推進する上でですね、是非とも公共施設等に薪ストーブ等を設置してですね、PRしていくべきだというふうには考えている次第です。以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） もう少しでも広がるようにですね、今、課長が答弁されましたように、設置数をできるところから増やしていただきたいと思います。

最後に、政策推進課の服部審議員におかれましては、2年間の派遣期間が今年度で終了し、来年度は本庁へお戻りになり、職務に精励されます。たいへんお世話になりました、また、2年間、お疲れ様でした。そこで、この2年間の派遣期間の感想と今後の高森町の課題についてどう考えておられるのかお答えください。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 服部信一郎君。

○政策推進課審議員（服部信一郎君） 5番 立山議員のご質問にお答えいたします。

まず、本会議という場で、2年間の感想について述べさせていただく機会をいただいたことにまずもって感謝を申し上げます。

私は、2年間、高森町で勤務をさせていただきましたが、最も感じましたのは、今日の一般質問の答弁の中でも何度も出ましたが、人と人とのつながりの大切さについてでございます。一昨年7月の九州北部豪雨、それから先般の大雪と、本町には甚大な被害をもたらした災害がございました。公共の支援もございましたが、その中でも地域で解決できることは地域で行おうという自助、それから共助の姿勢が最も印象に残ったところでございます。こうしたことは、日頃からの人と人とのつながりがなければできないことであると思います。一般に人付き合いは煩わしい部分もございますし、そうした人間関係が希薄になりつつある現代社会におきまして、地域内の結びつきが非常に強いこの町で2年間勤務させていただきました、その大切さがあるとか、重要性を感じたところでございます。

こうした人のつながりの強い町でございますので、これから始まりますケーブルテレビ、高森ポイントチャンネルでございますけれども、こちらも町民の皆様方に大いに関心をもっていていただけることになると思っております。この番組は、人々の顔が見える地域密着の番組を目指して進めております。地域の絆づくりにも役立つと思っておりますので、まだこれから始まるところでございますが、住民の皆様大きく育てていただきたいと思っております。

それから、私が携わった業務といたしましては、観光の関係がでございます。観光立町推進条例と、それから計画策定に携わらせていただいたことが、また思い出深く残っております。この観光につきましては、じっくりと住民の皆様方のご意見をお伺いしながら、条例、それから計画と、1年ずつ、計2年かけて出来上がったものでございます。ぶれない施策を展開していくためには、やはり条例ですとか、計画は必要不可欠でございます。この条例・計画に基づいた観光施策についての取り組みについて、私個人的にも今後期待しているところでございます。また、ほかに兼務としましては、温泉館ですとか、いろんなイベントに携わらせていただきまして、2年間、本当に学ぶことが多い期間でございました。本当にありがとうございました。

次に、高森町の課題についてということでございます。私のほうから課題について申し上げるのは、おもんばかられるところもでございます。それに過疎化ですとか高齢化、農林業施策など、全国的な課題もございますが、私のほうからは地域でこ

の取り組みを今後積極的に考えられる事項について、2点、述べさせていただきたいと思います。

1点目は、いわゆる定住施策についてでございます。人口の減少、自然減につきましては、全国的な現象でございます。その一方で、都市から地域ですとか、地域から都市へという社会的な人の動きは今後も続いていくというふうに思われます。こうした中で、この高森町は生活環境、自然環境、それから教育環境にも恵まれておりまして、これまでも多くの方々が入ターン・Uターンという形で移り住んでおられます。移住者にとっては働く場も課題となりますが、道路事情も改善しておりますので、通勤圏は大幅に改善しておりますし、光ケーブルの全町の敷設によりまして、インターネット環境が整っておりますことでも、都市部に住まなくても技術のある方であれば仕事ができるということも期待されます。もちろん一方で、移住者が地域に溶け込めるかといったような課題も多くございますが、私が2年間見た限りでも多くの方々が高森町に拠点をおいて、町内外に活躍をされております。今後、積極的に高森町、住んでいいところをPRしていくことが一つの大きな取り組むべき事項ではないかというふうに考えております。

もう1点、2点目が広域行政の取り組みの推進でございます。交通環境等が整う中で、住民の生活圏は大きく広がっております。既に阿蘇地域全体、あるいは南阿蘇地域での取り組みなど、さまざまな広域的な取り組みが行われておりますが、これを一層進めていく必要があると感じております。私が携わって業務で申し上げますと、一つ観光がございます。観光立町については、当然、高森町独自の魅力を高める必要はございますが、一方で阿蘇全体あるいは南阿蘇地域の魅力、ブランド向上も重要なテーマの一つであるというふうに思います。この点については阿蘇地域の構成団体として積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。熊本県あるいは九州全体で見ましても、阿蘇地域というのは最も集客力のある地域でございますし、そのほかの地域へ波及する効果は大きく、県内その他の地域から阿蘇地域への期待は大きいものがございます。本町に直接効果が結びつくものではない取り組みかもしれませんが、熊本県あるいは九州を牽引するという意味で、是非とも推進をいただきたいと思っております。また、観光以外でも公共施設の整備など、投資が大きくなるようなものにつきましては、南阿蘇地域全体で考えて、効率的な財政運営を目指す必要があるのではないかというふうに考えております。こうした広域行政の取り組みの推進を是非ともお願いしたいと思います。

最後になりますが、2年間、数度にわたりまして、この本会議で答弁をさせてい

いただきました。非常に緊張感のある中で、出席するだけでも緊張する中でございますが、答弁という貴重な経験をさせていただきました。このことにつきましては、議長をはじめ、議員の皆様方、それから執行部、町長をはじめとした執行部の方々に改めて感謝を申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。どうもお世話になりました。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 服部審議員におかれましては、本庁へお戻りになられましても、高森町のことは忘れずに、この2年間の派遣期間でのいろいろな出来事を、または勉強されましたことを必ずや活かしていただきたいと思います。今後、ますますのご活躍を衷心よりお祈りいたします。

また、今年度をもって定年退職を迎えられる職員の方々に一言申し上げます。本年度をもちまして高森町役場職員としての任を退かれます。私はそのことにあえておめでとうございませと申し上げたいと思います。皆様のまさにその奉職の精神に心より敬意を表します。皆様は、これから新しい時代を迎えられます。皆様は、確かにこの時代に自分が存在していたことを誇りとされ、来るべき新しい時代に踏み出してください。本当にお疲れ様でした。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君の質問を終わります。

続きまして、3番 興柵壽一君。

○3番（興柵壽一君） 皆さん、こんにちは。3番 興柵です。

本日は、午前中にですね、芹口議員のほうから、今回の記録的な大雪による被害、道路についての質問はございましたので、私のほうからは農林業の被害に限ってですね、質問をさせていただきたいと思います。また、農林業相談窓口について及び現在実施されておりますフッ化物洗口についてですね、質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

また、今回の大雪によりまして、被害をお受けになりました皆様方に対しまして、心からお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧を心から願うものでございます。一昨年九州北部豪雨の記憶がまだ生々しく脳裏に残っておるわけでございますけれども、四十数年振りというような記録的な大雪に見舞われました。地球温暖化が原因とされるこの異常気象は、日本各地でですね、日常的に甚大な被害をもたらし、雨、風の被害のみならず、雪による被害も想定しなくてはならなくなりました。私、中学生の頃ですね、今回のような大きな大雪を体験しております。その

頃は施設園芸等はですね、ハウス等はありませんでしたけれども、ほとんどがもう水稲の倒伏による被害だったんじゃないかなというような記憶であります。しかし、現在では農業形態も変化をいたしまして、ほとんどの農家がハウス等の施設を建てておられます。新聞紙上によりますと、熊本県では阿蘇地域を中心に被害が集中しておりまして、県内において被害施設の撤去並びに債権に関わる経費は10億円を超えるのではないかというふうに報道されております。高森管内におきまして、山東部を中心にですね、大きな被害を被っておるわけでございますけれども、この大雪による農林業の被害の状況をですね、町のほうで把握されているかと思いますが、この被害状況についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 3番 興輿議員のお尋ねにお答えをいたします。

農林業は、常に自然災害の被害にいつも心を配っているところでありますけれども、私が最近、農政に関わりまして、例えば口蹄疫の蔓延でありますとか、九州北部豪雨災害が発生して、現場ではたいへん苦勞をしているところでございます。また、最近では阿蘇山の動向も心配しておりまして、平成元年の噴火から25年が経つということで、いつも心配しておりましたけれども、まさかこのような大雪が降るとことは想定もしておりませんでした。本町では、2月13日から18日にかけて、断続的に雪が降り、河原のあるところでは1メートル50センチほど積もったのではないかという方もいらっしゃいました。

そういう中で、農家から被害の報告がございまして、1週間後ぐらいに報告があった分については、私どもが現地を確認して被害額を集計したところです。3月14日に被害確定報告をいたしましたけれども、この時点では1億4,240万円あまりが被害額として報告をいたしました。主にパイプハウスが多かったわけですが、畜産関係で40棟、5,575万円あまり、それから園芸関係で6,405万円あまり、その他農業機械でありますとか、資材倉庫に使われていた部分が25件で、1,815万円の被害を算出しております。

また、町の施設といたしまして、ガラスハウスがございまして、これがガラスが130枚ほど割れまして、その修理が450万円あまりかかるというふうに算出をしております。合計いたしますと、1億4,245万円あまりの被害が発生しております。なお、被害の報告につきましては、属地主義でございまして、本町内で把握した分について、今、被害額を申し上げましたけれども、大字河原の方は竹田市にハウスをお持ちの方もございましたので、その方が町外の分として1,320

万円ほど被害がございますので、総計をいたしますと1億5,500万円を超える被害額が出ております。

また、林業につきましては、私どものほうで取りまとめはいたしておりませんが、森林組合のほうで取りまとめておられて、26カ所で330立米ほどの枝折損、それから倒伏の被害が確認されております。ただ、ご存じのとおり、本町は山林面積が広くて、また町外の所有者も多くて、さらに今後確認されれば、被害額が大きくなるのではないかというふうに思います。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 管内におきまして、町外も含めまして1億5,500万円ほどの被害があったということがございます。今回の被害はですね、パイプハウスから畜舎、鶏舎、倉庫と、いろんな多岐にわたって被害を被つとるわけですが、参考までにですね、個人の方でどのくらい被害最高額にされたのか、把握されていればですね、参考までにお答えをお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 私どものほうで把握をいたしておりますのは、ハウスが13棟、1,450万円の被害が出ているというふうに把握をしております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） お話を聞きますとですね、再建、それから営農の意欲すらわいてこない農家等もあろうかと思えます。当初ですね、町長のほうからのご紹介がございましたけれども、熊本県のほうの県議団のほうもですね、いち早く河原のほうの被害状況を、被害調査をされております。また、国会からはですね、農林水産委員長の坂本代議士、それと3名の地元国会議員が阿蘇市を視察されたということです。国、それから県、市町村がですね、連携し、再建に向けた対応を急ぐべきというような考えを示されております。その後ですね、復旧に向けた支援内容が、国会、それからまた県議会においても具体的に協議内容が示されてはいるかと思えます。その支援内容につきましてですね、農林政策課のほうで把握されていればご紹介をいただきたいと思えます。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 倒壊した農業用施設等の再建に向けた今後の対応策でございますけれども、昨年からの大雪は全国的に大きな被害となったため、国においてはいち早くその対策を取りまとめられ、平成25年11月以降の大雪による農

業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設の復旧及び施設の撤去等を緊急的に支援することとされております。主に被災前の施設と同程度の施設の取得、修繕のために必要な資材の購入、倒壊した施設の撤去を支援の対象とすることとしていますが、既に振興局段階で2回、熊本県本庁段階で1回の説明会がなされておりますけれども、現場におきましてはそれぞれの農家にとって、一つずつケースが違いますので、私どもも一つずつ質問をしまいいりますが、なかなか明確な答えが返ってこないということもございまして、現時点で詳細にわたって農家の皆さんに説明をできていないこともありまして、復旧を目指す農家の皆さんにはたいへんご迷惑をかけているということで、お詫びを申し上げたいと思います。基本的には、再建、修繕にかかる補助率は国が5割、県が2割というふうに決定をいたしておりますので、町といたしましては、県と同率の2割を補助するように予算化させていただきたいと考えております。農家の負担は結果的に1割となる見込みでありますので、また議会の皆様のご理解もいただきたいと思います。

また、撤去費用については、定額助成でありまして、国と同額を地方公共団体が負担することとなっております。地方公共団体ということになりますので、県が全額見るのか、県と町が半額ずつ負担するのかということになってくるかと思っております。多分、県と町が4分の1ずつを負担することになると思っております。

なお、再建、修繕にかかる地方公共団体が負担します補助分の7割、それから撤去費用については、地方公共団体の負担分の8割を地方交付税措置がとられるというふうになっております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柵壽一君。

○3番（興柵壽一君） 今回の雪害は、25年の11月から来ているということではないですかね。今、説明がありましたようにですね、補助率で国が5割、県が2割、それから当町で2割を予定されているということでございます。しかし、補助残として1割がですね、受益者に残るわけでございます。といいましても、たいへん有難い補助率だと思います。しかし、今回の被害は先ほど言いましたように、多種多岐にわたる被害が考えられます。ハウスにおきましては、先ほどもお話がありましたように、パイプ等の撤去、それから再建に向けた新設ですね、パイプの新設、こういった目に見える実質的な費用が発生するかと思います。そして、その影には目に見えない部分としてですね、今回の雪害は全国的にまたがっておるわけでございます。そう考えますと、復旧に向けた作業において、パイプハウス等の資材が不足するのではないかと懸念がされております。そうしますと、当然ですね、農家の

方におかれましては、本年度の営農には間に合わないのではないかとというような懸念がされます。そうしますと、本年度分の所得の相当の減につながります。また、4月1日からは、予定されております消費税のアップ、また農家にとりましては補助残に対する1割の対応といったような、いろんなことが考えられます。先ほどです、一定の補助率については説明をいただきましたけれども、加えて所得減の減少部分、また補助残に対しましての高森町独自の支援策について、何かお考えがないか伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 高森町の独自の補助対策ということでございますけれども、当初、町独自の対策として、国の事業によって営農を継続される農家が、少なくとも1割を自己負担されますので、それを借り入れされる場合、資金の利子補給を行うことを考えておりました。ただ、その後、国の具体策が少しずつ明らかとなっていく中で、この利子補給も対策としてとられるということが分かってまいりましたので、全体的に今回の被害の状況は全国的に及ぶものであり、また被害もかなり甚大なものでありますので、利子補給を含んだ今までにない手厚い補助及び助成策が講じられることとなりました。国も当初は、国の補助率を10分の3と、3割というふうにしておりましたけれども、やはり被害の大きさに鑑み5割に引き上げた経緯がございます。そういう中で、手厚い対策がとられるということで、現時点では町独自の対策はいかがかというふうを考えておまして、具体策はまとめてはおりません。ただ、議員、今おっしゃいましたように、減収の部分とか、改めて精査をした上で、また必要となれば考えていきたいというふうを考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） こういった災害におきましては、町としてはですね、今まで利子補給等が慣例ではございませんけれども、対策として利子補給をされた経緯がございます。今言われましたように、本年度の所得減ですね、これに対する対応をですね、先ほど課長も言いましたけれども、十二分に考えていただきたいと思います。現物については今のおりございましたように、9割の補助、それから1割に対しては利子補給というような形がございますけれども、ただ本年度の営農がもし満足にできないということになれば、本年度の所得は相当のマイナスになるわけでございますので、併せてですね、加えて町の補助等をですね、対策をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。町長はですね、公約どおりに魅力ある安定した農林業を実現するために、24年4月から農業専門員を設置、また24年10月から農林業の相談窓口を開設されております。今回、政府はTPPを見据えてですね、農業の競争力強化を図るために、5年後には米の生産調整を廃止することを決めております。こういった農業政策、農業の大転換期にですね、農林業の相談窓口を設置され、対応されていることにつきましては、高森町の農業振興におきまして、たいへん意義深いものと評価されていることだと思います。相談員の設置から2年、それから窓口開設から1年半が経過するわけですが、現在までにですね、どのような効果があったのか、また将来ですね、どのようなことを窓口、それから相談員に期待されるのか、また相談員におかれましては、JA阿蘇からですね、2年の契約で本町に、町長のほうが招かれましたわけですけれども、その2年がですね、この3月で満期を迎えるということでございます。その相談員につきまして、今後どのような対応をなされるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 農林業相談窓口及び相談員の新年度対応についてということでご質問いただいております。今、議員おっしゃいましたように、現在、農業相談員を務めていただいております井芹太一君は阿蘇農協から2年間の約束で派遣をさせていただいておりましたけれども、この3月いっぱいをもってその期間が満了いたします。この2年間、井芹君におかれましては、農協で培った豊富な知識、広範な人的つながり、そして新たな取り組みへのチャレンジ精神で、高森町の農政はもとより、教育から町おこしまで、多くの場面で活躍いただき、今ではなくてはならない存在であります。2年間という約束でありますので、やむを得ません。一時は期間の延長も考えましたけれども、やはり農協の職員さんとして、本来の形でまた頑張ってくださいだということで、この3月を迎えることになりました。この間、いろんところで相談業務をやっていただきましたけれども、今、件数的にはまだその途中でございますので、取りまとめが終わっておりませんので、ここでのご紹介はできませんけれども、本当にいろんところでですね、頑張ってくださいました。この2年間、私をはじめ、農林政策課課員一同、たいへんお世話になり、感謝の気持ちでいっぱいでございます。農協に帰られてからも、またいろいろなことでお手伝いをいただくようお願いするとともに、農協でのさらなるご活躍を祈念するところでございます。

また、新年度からの体制でございますけれども、新たな方に相談員を務めていた

だき、農林業相談窓口は継続して設け、農家の皆様のご支援ができるよう、体制を整えたいと考えております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） たいへん、私もJA出身ということで、お褒めの言葉をいただきました。たいへん嬉しく思います。私は、できればですね、先ほど課長が言われましたとおり、期間の延長、若しくは再契約、そういうことを望んでおりましたけれども、双方の都合もございまして、3月で満期ということでございます。できますならば、町長のほうからですね、どういう感想をもっておられるかをお話いただければと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番 興柁議員のご質問にお答えいたします。

まず、政策集の中で記載していましたように、農林業の相談の専門員を窓口を設けると、魅力ある農業を伝えるということでございます。まずは、先ほど農政の佐藤課長が先ほど、この場で発言いたしました。私からもですね、JA阿蘇、工藤組合長をはじめ、組合員の皆様、理事の皆様、そして農家の方々がですね、ご理解のもと、この熊本県下では熊本というよりも、なかなか全国的にこの事例というのはありませんでした。農協の職員が行政に2年間、専門職として来ると。そして、その地域の農家の方に対してアドバイス、相談に乗る、また助言をするという、この制度自体に、2年前に英断をいただきましたJA阿蘇の皆様へ感謝を申し上げたいというふうに思います。それと、来ていただきました井芹さんにおきましては、先ほど佐藤課長が申し上げたとおりでございます。何の、もうクレーム等々も一切ないほどのですね、広範囲にわたる農業のみならず、やはりまちづくり全般にこの農業という部分をしっかり根付かせていただいたのではないかとというふうに思っております。感謝申し上げたいというふうに思います。

その上で、3番議員がやはり先輩として、あれだけの人材であるならば、期間延長、若しくは何かほかにもう少しいただける方法はないのかと、私の考えはどうかというこの質問でございますが、当然、私もそうは思っておりました。しかしながら、やはり農協の職員であります、井芹君は。そして、農協が2年間の人事交流の一環として派遣をしていただいたと、英断をしていただいたということであるとすれば、やはり本来のですね、農協に一旦帰り、彼のこの行政で携わった、この経験を今後は農協の中で生かしていただきたいというふうに思っております。

しかしながら、この農業相談員、相談の専門の窓口を設けたことにより、やはり今後、国もそうですが、高森町も当然そうでございます。やはり新しい新規就農の若い農家、そして今やっている若い農家の、やはりこの育成をですね、これが一番必要でございますので、その中でこの相談員や相談窓口というのは、本当に重要性をもっているというふうに認識をいたしております。もちろん補助事業の助言やそういう部分は大事だと十分認識をいたしておりますが、そのほかに例えば今日、議員さんがおっしゃったように、この大雪の災害でハウスが倒壊した、メンタルの部分、思いの部分でどうしようかなと思うときに、やはり一人の兄貴分となるような存在として井芹君も頑張っていたいただきましたので、若手農家に対しての今後の育成という意味を兼ね合いますと、やはり今後もこのような形で農協にご相談を、今回のような形でして、さらにこの人事のですね、交流を図っていかなければいけないと、そしていくべきだというふうに認識をいたしております。

井芹さんがですね、ここに相談員として来ていただきまして、非常にスピード感が出たことも多々あります。そして、なおかつ高森町にいるとよく分かりませんが、ほかの自治体のJAの若い職員さんや農家の方から、高森町は本当にすごいことをやっていますねということ、幾度となく私も言われましたので、うちがやっていることも大事ですけど、そもそもがやっぱり農協の方が、先輩たちが理解を示していただいたことによって、この形ができているということも、この2年間、言ってきたわけでございます。将来、どうしてもこの農業専門窓口、そして相談員、この部分に関しては、この高森の産業を考えると、どうしても必要です。是非とも今後、また何らかの形で提案をするというふうに思っておりますので、議会議員の皆様もご理解とご協力をお願いを逆に申し上げたいというふうに思っております。井芹さんの2年間の相談員としてのですね、活動を議会としてバックアップをしていただきましたことに、改めましてお礼を申し上げます。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 今、町長のほうからですね、紹介がございましたように、経済団体から行政へというのは、出向ではございませんけれども、そういう形で役場の行政の携わったというのは、今まで農協職員の中では全然なかったことだと思います。彼もですね、JAに帰りまして、この2年間の培った、勉強になったことをですね、JA阿蘇に帰って、阿蘇全体、それから高森町の農業の振興にですね、活かしてくれるものと信じております。どうもありがとうございました。

それから、続きまして、フッ化物洗口のですね、質問に移らせていただきます。

これは3月の5日にですね、熊日新聞に「フッ化物うがい急増へ」というような見出しとともに報道されました、この新聞の記事に基づいてですね、今回質問をさせていただきたいと思います。現在、高森町におきましては、子どもの虫歯を予防し、歯の健康の保持・増進を図るということを目的に、健康推進課におきまして、現在、推進・実施されておりますけれども、その取り組みの現状とですね、現在までどのような効果が出ているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） お答えします。

本町におきましては、平成22年10月、熊本県条例として制定されました熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例第1条に規定されておりますけれども、この条例は歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることに鑑み、途中略します、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の健康の保持・増進に寄与することを目的とするという条例でございます。この条例に熊本県下で一番最初に取り組んだのが本町でございます。すなわち現在行っております小・中学校におきますフッ化物洗口の取り組みであります、特に保育園・幼稚園におきましては、県条例に先駆けて、平成10年から初めていたところでございます。

現在、フッ化物を利用しました虫歯予防事業としましては、1歳児から3カ月ごと、年4回ですけれども、歯科医師によるフッ素塗布、これはうがいではございません。フッ素を塗るということで、幼児につきましてはうがいができませんので、そういった形で年4回、フッ素を塗布しておりますし、保育園・幼稚園、小・中学校では、フッ素洗口を実施しているところであります。

先ほど申し上げましたように、フッ素洗口は平成10年10月から、保育園・幼稚園の全園で開始し、平成24年度から小・中学校全校で開始したところであります。状況を具体的に申し上げますと、フッ化物は歯科医師の指示書に基づき、薬剤師により1回量ずつ分包され準備されます。フッ素洗口は分包されたフッ化物を指定の容器で溶解し、洗口液を、いわゆるうがい薬を作ります。洗口液を口に含み、1分間うがいをして、はき出すものであります。保育園・幼稚園では、保育士が洗口液を準備し、週5回、給食後の時間などを利用して行っております。高森小・中学校では、保健師、栄養士、母子保健推進員が、また東小・中学校では、臨時職員が洗口液を準備し、それぞれを週1回、始業前の時間を利用し、実施しているところであります。

フッ化物の利用効果につきましては、WHOや厚生労働省、小児歯科学会等で科学的根拠、つまり実験の結果をもとに、根拠があると考えられる事項に基づき、効果が認められているところです。当町におきましても、平成7年から実施しておりますフッ素塗布事業で、未塗布者との1歳半検診から3歳児検診での虫歯増加状況の比較したもので申し上げますと、フッ素塗布幼児が1人当たり1.94本、塗布していない幼児が4.21本という結果が出ております。また、平成10年から実施しておりますフッ素洗口事業では、保育園・幼稚園児の小学校歯科検診における6歳臼歯の虫歯発生状況を未実施年と比較しますと、2分の1から3分の1に抑えられており、その効果は有効だと判断いたしております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 保育園におきましてはですね、平成10年からフッ素洗口を実施されているということで、3倍ほどの効果が出ているようなお答えをいただきました。この実施要綱におきましては、実施対象者は保護者の承諾のある者とするということになっておりますけれども、承諾書はですね、どのように取られているのか、また現在、フッ素洗口を行っている子どもはどのくらいいるのかお分かりであればお答えをお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） 自席から失礼いたします。

年度初めに、各園、学校にフッ素洗口希望調査を実施しております。その際、申込書を提出することによって承諾の有無を確認しております。現在、保育園・幼稚園では130人が実施しております。対象者は133人でございます。率にして97.7%が実施、小・中学校におきましては、468人の対象者に対しまして435人、同じく93.8%の申し込み状況となっております。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 今の数字におきますと全員ではないということですね。

次に移らせていただきます。新聞紙上によりますと、熊本県の健康づくり推進課は、安全性・有効性は明らかというふうに言っておられます。これに対しましてですね、学校現場からは使用する薬剤の添付書類を読む限り、安全を担保する説明はないと。学校現場で薬物を使用すること自体問題という報道がなされております。このフッ化物うがい、洗口についてはですね、熊本県と学校現場において見解の相違があり、一部の学校現場からは薬物を扱うことに対する不安や負担、有効性・安全性に疑問の声が上がっておるものと思います。要綱によりますと、実施施設の長、

その他の職員に対して、この事業の説明と、理解と協力を求めることになっておりますけれども、この記事に対する感想をですね、併せてお願いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） お答えします。

ただいまの新聞紙上によると、安全性を懸念する声もという記事についての質問でございました。フッ化物利用は米国カナダで70年前から開始され、我が国では新潟県が56年前から開始しておるといふふうに聞いております。この間、安全性・有効性についても研究が行われ、先ほど申し上げましたWHOや世界歯科連盟など、世界各国の医学専門機関が認めているところでございます。また、フッ素は自然界に広く分布しているもので、お茶や海産物、野菜等にも微量に含まれているということでございます。一度に摂りすぎると中毒症状が現れるということでございますが、その量は体重1キログラム当たり2ミリグラムといわれ、体重20キログラムの子どもの40グラムとなっております。本町で実施しております量としましては、毎日行うタイプの濃度のもので1.6ミリグラム、週1回の濃い濃度のもので6.3ミリグラムでございますので、そういったことから普通を使用するには全く問題はないというふうに考えております。

次に、県教職員組合で、学校現場で薬剤を使用することに対する不安や負担、有効性や安全性に疑問の声があり、今月1日の臨時大会で反対を決議されたということが、先ほどおっしゃいました熊日のほうに掲載されておりました。一方、熊本県健康づくり推進課は、世界保健機構など専門機関も推奨しているとして、安全性・有効性は明らかとしているとの報道がなされておるものも、この中に掲載されております。このように、学校現場と県行政の考えに違いがあるといえますが、本町としましては、保育園・幼稚園、学校現場、相互の理解を含めつつ、今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 学校現場の話になりましたので、一言説明をさせていただきます。昨日、県の教育委員会から訪問がありました。訪問の目的は、フッ化物洗口についてですね、感謝をしたいということでお出でたわけです。先ほど説明がありましたように、高森町は条例ができて、いち早くフッ化物洗口に取り組みました。この高森方式というのがモデルとして、県下ですね、実施に非常につながってきております。来年度は、26年度は熊本市を除く全小・中学校に広めたいと、またその勢いであるということは、この前、新聞報道で出されたとおりでございますが、

ここですね、私ども高森方式という、私どもがこのフッ化物洗口を始めるにあたりですね、検討してきたこと、これを少し説明させていただきたいと思います。

県の条例ができて、そして高森町がフッ化物洗口を実施する、しかも就学前では以前からその取り組みが行われてきたという中で、小・中学校をどう受け止めるかということで、いち早く私どもは検討をしてまいりました。検討につきまして、いろんな角度から検討したわけですが、その中で基本的なことは、これは地域医療の一環であるという捉え方で一致して進んできたわけです。町が健康づくりをする地域医療の一環なんだと、じゃあ学校の役割は何かというと、これは家庭でそれぞれやれば済むことなんですけれども、なかなか徹底しないという事情等も、これは当然あるかと思えます。したがって、学校はそのフッ化物洗口の場所を提供すると、それが学校の役割だということを前提として検討いたしました。したがって、実施する上での問題点、課題は何かということで、養護教諭部会でも検討させましたし、最終的にはそういった職員の意見等を総合して、学校を預かる校長会、校長先生方の会ですね、それと住民福祉課、一緒になってその実施するということを決定したわけですが、その中にはですね、やはり学校はなかなか一日の生活が決まっておりますので、どこで実施するのか、こういう多忙感の中で、学校にはその時間帯がないんじゃないかというような意見が非常に初め、当初強かったわけですが、一番児童・生徒数の多い中央小学校において、シミュレーション等もやりました。そのシミュレーションには、当然、住民福祉課のほうから来ていただき実施しましたし、また校医の先生からもですね、説明等もいただきながら、アドバイスをいただきながら実施して、学校は提供する場所として、朝の時間であるならば、どうにかできるのではないかとということで、校長会で実施するということを決定してきたわけですが、したがって、何も学校は、学校の先生たちがフッ化物洗口をするということではございませんので、この地域医療の一環として学校がその一つの場所を提供すると。当然、場所を提供する以上はですね、ああこれは町のことだから知らないというわけにはいきませんので、そこのできるだけの協力はいたしていこうということでやっております。これが学校現場のですね、立場でございます。それについて何か町内で異論とか問題等が起きたということは、今のところ、何もそういうことはございません。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 新聞紙上を読む限りですね、どうしても今、教育長が申されたような感じを受け取ることもあるかと思えます。今の説明を聞きますとですね、学

校現場の状態も分かりますが、家ですれば済むことではございますけれども、学校は場所の提供というのが現状かと思えます。

最後にですね、安全性についてお伺いをしたいと思います。私もですね、毎日、歯磨き粉を使っておりますけれども、この歯磨き粉にはフッ素配合となっております。したがって、私はこのフッ素の安全性については、全くといっていいほど心配はしていません。しかし、今回の報道によりまして、薬物注入に対してですね、不安や安全性について疑問視された方もおられるのではないかと思います。今後もですね、町としては推進していかれると思います。この安全性について、学校現場、保護者に対して、どのような理解を求めていかれるのか、先ほどとちょっと重複しますが、併せてお願いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 村上源喜君。

○健康推進課長（村上源喜君） 安全性が疑問されるので、今後の対応についてということでございます。今、教育長先生の答弁、それとまた重複するところもあるかと思えますけれども、本町では平成10年から開始ということを申し上げましたが、その当時から歯科医師会の協力によりまして、保護者、学校、園関係者へのフッ素に関する説明会を開催していたところでございます。また、1歳児の歯科検診の際、歯科医師よりフッ化物利用の説明も併せて行い、希望者にはフッ素塗布を3カ月ごとに実施しており、これは約6割の方が参加されておりますけれども、十分ご理解の上、申し込みをされているものと思っております。今後も歯科医師会の協力を得、安全性・有効性の理解を図りながら、事業を推進していきたいと思っております。

さらに、歯科保健への取り組みは、一人の子どもの生涯にわたる健康維持に大きく関係するものでございます。8020運動ということを知られたことがあると思いますが、80歳で20本の自分の歯を持つという運動も推進しておりますし、また20本以上の歯を維持されている方の医療費がそのほかの方に比べ約2分の1から3分の2に抑えられており、歯の健康のみならず、その他の疾病に関しても有効な関係があるとの考えをもっているところでもありますので、今後とも住民の方の十分な理解のもと、推進してまいりたいと考えているところであります。以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 午前中、10番議員の後藤議員のほうからですね、高齢者の健康づくりについて、医療費の削減につながるのではないかとというようなことで質問がございました。フッ素洗口におきましてですね、今の説明のとおり、すぐには

効果が出ないかと思えますけれども、将来の医療費の削減・節減につながるかと思えますので、統計調査をとりながら、保護者、それから学校現場に対して十分なる説明と理解を得ながら取り組みをお願いをしたいと思います。

それから、今回の雪害におきまして、国、県、町と、たいへん手厚い補助対策をいただき、被害に遭われました農家の皆さんはですね、一安心かと思えます。それから、農業の振興におきましても、もうご承知のとおり、大転換期を迎える時期が来ておるかと思えます。当町におきましても、たいへん難しい政策をなされるかと思えますけれども、今後とも住民、それから農家への丁寧なる指導をお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。3時15分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後3時05分

再開 午後3時15分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 皆さん、こんにちは。2番 後藤です。

本定例議会、最後の質問者となりますが、よろしくお願ひいたします。

まずもって、今回の大雪で、対象地域住民の皆さん、それから被害等を受けられました方々に対し、お見舞いを申し上げます。

さて、今回の質問は、先に4番 芹口議員、3番 興柁議員が質問されました大雪に関する質問で、一部重複するところがあると存じますが、私からは主に文教厚生に関する事項について質問を行いたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

まず、今回の大雪の状況については、先ほどからも質問やそれに対する答弁のとおり、この議場に参集されているほとんどの方も記憶にないほどの大雪であり、町長をはじめ、職員の皆様には、その状況確認と復旧に全力で取り組まれたことと思っております。対象地域の地区住民のある方に話を伺いますと、近年、暖冬続きで

雪が少なく、このように家から出られない状況は本当に久しぶりで、私の記憶では45年ぶりではと話をされました。また、ある方は車社会の時代にあって、一日も早い除雪をお願いしたい。特に、明日、病院へ予約を入れていたが行けず、不安でならないと話された方もいらっしゃいます。さらに、ある方は大雪の影響で仕事に行きたくても家から出ることができず、2日間、仕事を休んだ。ようやく家から来るまで出られるようになったと思えば、今度は家に帰りたくても家に帰れず、3日間、車の中で寝起きをし、仕事に通ったと話される方もいらっしゃいます。本町の街中に暮らす私たちからすれば、雪が降っても大型重機を使い、また融雪剤等をまくなどの対応により、昼過ぎには道が通れる状況にいる者として、そのような状況は全く考えていないのが現状であります。

そこで、初めの質問は、町長にお伺いいたします。町長も私同様、現在、街中でお暮らしであります。この大雪の状況確認と、その復旧対応として現地に入られたと思いますが、そのときのこの大雪の率直な感想をまずお聞かせください。よろしくお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番 後藤議員のご質問にお答えをいたします。

午前中もご質問があった、この豪雪に対することでございます。その中で、街中に住んで、そしてやはり今回は山東部、山間部が集中でしたので、そのこの差というか、率直にその現場に行ったときの感想はどうかということだと思います。私も現場のほうに伺わせていただきました。まず、率直に感じたのは、これは災害的な対応が必要だと。通常、30センチ、40センチぐらいの雪であるなら、私も経験はございますが、私は生まれた年に実はこの大雪があったというふうに家族から聞いた次第でございます。そういう中でですね、率直な感想といたしましては、感想というよりも、とにかく次から次に指示を出さなければ、これはもう間に合わないということで、これはもちろん指示もそうでございますが、これは何かやるにつれてお金も必要になってきますので、議会の皆様にもですね、やはり突発的なことですから、予算もお願いもしなければいけない。なおかつ、午前中申し上げました除雪サポーター制度が効果がある地域もありましたので、たいへんそれに関しては良かったというのが率直な感想です。

それと同時に、やはり道のある程度見て回りまして、総務課長補佐も、東補佐と一緒に伺ったわけでございますが、やはり重機の不足、重機もそうですが、長い間、公共事業の激減に伴う建設業の担い手の不足ということがよくマスコミでいわれて

おりますが、重機があっても、それを運転できる技術をもたれている方がなかなかいない。それと、重機自体がリース屋さん自体がもうあまり重機を持ってないということが浮かび上がってきます。それに対する今後の対応策をですね、考えなければいけないというのを思いました。すぐできたことは、やはり今回、国土交通省が緊急な対策として上げておりましたテックホースという制度を、これは多分使ったのは高森町だけではないかなと思います。それを逆の意味で建設課が思い出しまして、私より先にですね、国土交通省に連絡を入れた迅速な対応もとれたのではないかとこのように思っております。

それと、2番議員さんは文教厚生の方からと最初に申し上げられました。これが実は本当にどういうふうなことを、この制度としてこれから構築していけばいいのかというのは、やはりまた文教厚生の方の委員さんも含めましてですね、細部にわたって再検証が必要だと、課題という部分も浮かび上がってきているところがございます。やはり特に高齢者の方ですね、独居世帯の方ももちろんその確認も大事なんですけど、やはり自宅の民地の中にあるその雪の除雪や屋根の除雪、これは必要です。しかしながら、一歩間違えると、逆にそこで制度設計や指示を間違えることによって、逆にそこで事故につながりかねないことも、ある反面ではありますので、課題ですが、それに伴う制度というのはしっかりこれから積み上げていかなければいけないというふうに思っております。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 自席から失礼します。

町長には、素直な気持ちと、その復旧に対する強い意気込みをお聞かせいただきました。町長にとりましても、この大雪は自分自身、初めての体験ではなかったかと思っております。併せて、町長の答弁のとおり、対象地域の住民の皆様には、多大な心配とご迷惑をおかけしたかと思っております。

さて、今回の大雪による道路の復旧、農林業被害状況やその対応については、それぞれの議員の質問で答弁いただきましたとおりであります。私からはまず学校関係の対応についてお伺いいたします。ご存じのように、学校統合により、登下校のほとんどがバス通学であります。今回のような大雪となりますと、バスの運行に大きな支障となります。そこで、どのような影響があり、どのような対応をされたのか、教育委員会にお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教委事務局長（後藤正三君） 教育委員会でスクールバスの対応ですけれども、これ

につきましてはスクールバスはまず雪に限らずですね、大雨とかそういうときには必ず学校と、委託を受けております運行业者さんのほうでまずは確認をしております。今回の大雪に対しまして、まず学校及びバス運行业者さんのほうで道路状況確認をしていただいております。その中で高森中学校校区については、ある程度、道を確認できたんですけども、バス運転を實際される方の意見を聞いてですね、非常に危ないということで、高森校区については2月14日と19日の2日間を休校としております。

それから、東校区ですけども、これも同じように学校とバス運行业者さん等のほうで、道路状況確認をお願いしましたが、実を言いますと、そこまで行けないと、全く。バスの運転をされている方は、たまたま地元の方でしたので、トラクターで確認に行っていたという状況があります。これも全てではありません。これについてもできませんでしたので、2月14日、18、19の東校区が3日間を休校としております。これにつきましては、私たち教育委員会でも14日に、前に降りました雪に対しまして、私たちも道がある程度のかないと東校区のほうへ行けませんでしたので、16日の日曜日の日にですね、教育委員会としても東中校区のほうの道路確認をしております。その時点で、やっぱり全ての道路が行けませんでした。本当に道が1車線分空いているんですけども、四駆の車を使って行ったんですけども、それでも滑っても行けないということで、即、学校等と協議しまして、もう安全第一ということで、早く運休を決めてくださいということをしております。

それから、学校等々で決めました、基本的には前日にできるだけ決定をしてくださいということですが、なかなか雪の状況で前日に確認ができなかった場合には、朝、早朝6時ということで、東校区については校長先生が住まれていますので、必ずそちらに残って、朝から確認をするということで、以上のような状況になっております。

それ以後につきましてはですね、高森校区については平常どおり運行なんですけど、東校区については、先ほどのお話でもう全てご存じだと思いますけれども、バスが入りません。ですので、草部南部地区以外につきましてはですね、バスの通るところまで行きまして、そこまでは保護者の方に子どもたちを連れていっていただくということで、それが3月3日登校まで続いております。3月3日の下校便からは平常どおりということで、やっぱりかなり長い期間ですね、保護者の協力を得られて、完全通行までは至らなかったということでございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいま道路除雪の関係で、高森中関係では2日間、高森東中関係では3日間の休校を行ったというお話でございます。私は、高森東小・中と高森中央小、高森中では、雪の量が全く違い、さらに日数を要したのではないかとというような気持ちでございましたけれども、そのへんは今言われましたように、学校、それから委託業者、それから教育委員会のご努力によりまして、その差1日でバス通学ができるようになったということを聞きましたので一安心いたしましたけれども、特に中学校ではこの時期、高校受験等が控えていることや、この休校により、授業時間の大きな影響が考えられます。そのような実態はなかったのか、またあるとすればどのような対応をされたのかお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教委事務局長（後藤正三君） 今言いましたように、高森中学校区で2日間、東校区で3日間ということで、小学校についてはですね、ある程度、時数的にゆとりがございます。しかし、中学校については、正直な話、結構いっぱいでございますが、実際の現状としましては、休校時の授業時間確保については、各学校でさまざまですけれども、全体的にいえることは、どこの学校も余剰の時間とって、授業時間に対しては多少の時間数を持っております。それによって対応できたところについては通常どおり対応しておりますが、東になりますと3日間で、特に東小学校よりも中学校のほうが授業時数が厳しいということで、できるだけ卒業式もありますし、あとは決まっておりますので、それについては7時間授業をするということで、もう標準授業時数を十分確保できているというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 今の局長の説明に少し付け加えさせていただきます。学校は年度当初に1年間の授業の計画を綿密に作成いたしまして、年間の授業時数、各教科の標準時数ということを確認するというのが1年間の教育活動の命題となっております。今回の休校等によりまして、今説明しましたように、標準の時数がですね、確保できているということをお答えいたします。

それで、少しこの時数に対しての説明を加えさせていただきますと、実は法律が変わっております。以前は学校教育法の中にですね、1学期、2学期、3学期という規定、それを受けて県の教育委員会が学校管理規則準則というのを持っております。県が示しておりました。1学期は何月何日から何月何日まで、そして春休

みは何月何日から何月何日までという規定があったんですけども、平成10年に規制改革の中です、この学校教育法のその規定、それから県が示す準則が廃止になっております。したがって、そういった授業のですね、組み方は市町村教育委員会の権限事項ということで、それぞれの市町村教育委員会は市町村教育委員会が定める管理規則で規定をすることになっております。したがって、高森町は平成19年からだったと思いますが、2学期制を敷いておりますが、これもその準則等の廃止に伴う新しいその方向性でございます。したがって、その2学期制を制定する中で、授業時数をできるだけ確保しようというのが2学期制を移行するのですね、目的の一つにありました。これが1点と、それから例えば以前は春休みは県下どこの市町村に行っても5日間という規定がございましたので一緒でしたが、例えば今週の木曜日ですか、もう卒業式をする学校がかなりございます。高森中央小学校、東小学校は来週の月曜日が卒業式ということで、春休みの日数もですね、今は市町村によってばらばらになってきております。したがって、中学校の卒業式も熊本市内などは、高森町より早く卒業式があったのではないかと思います、以前はそういうことはありませんでしたが、今は教育委員会の定めます管理規則によって、その授業時数の枠組みが規定されているということで、精一杯、高森町はその授業が確保できるような方法を考えているところでございます。

もう1点、今回、中学校が非常に助かったという声がありましたのは、2学期制を敷いておりますので、夏休みはですね、高森町は前期と後期に分けるならば、前期の間でございまして、本年度も高森中学校も高森東中学校もですね、7月20日で終業式で終わりじゃなくて、夏期セミナーということで、よそは夏休みになっても、4日ないし5日、授業日をですね、加えて実施しております。そういった中で、東中が非常に厳しかったわけですが、その夏期セミナーですか、それによって授業を多く確保していたのがですね、今回の状況にたいへん助かったという声をですね、教務主任が申しております。しかし、災害等はいかにどれだけ起こるか分かりませんので、また次年度につきましても、そういうことも想定しながら余裕のある授業時数を確保していきたいというふうに考えているところでございます。なかなか授業時数については、町民の方々、特に保護者の方々もご心配の向きが多かったかと思っておりますけれども、そういうような高森町の仕組みの中で、授業時数が足りないということはありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいま局長のほうからは、授業時間に影響があるため、一部

の学校では7時間授業をしたと。また、教育長さんのほうからは、学校管理規則の中で、当初にですね、十分な余裕をもった時間配分をしているということで、安心はいたしましたけれども、このような大雪となりますと、いかに除雪が必要かと、一日も早く学校に通えるようにするかということが一番大事だと思っております。このように、バス通学が主となっている昨今、子どもの安心・安全な登下校をサポートする上でも、今回の大雪をはじめ、豪雨による道路決壊や悪路状況等の運行については、今後とも万全の注意をされるようお願いいたします。

次に、福祉関係の質問をいたします。皆さんも思っておられることと思いますが、今回の大雪で一番心配したことは、子どもさんをはじめ、高齢者の一人暮らしや二人暮らし、また持病をお持ちの方、すなわち要援護者の方々であります。今回の大雪となりますと、そういった方々自身では手の打ちようもなく、雪が溶けるのを待つ以外、対応がございません。特に病院通いをされている方や、透析患者にとっては、病院へ行くこともできず、さらなる不安を抱えられていたことだと考えます。そこで、このような方々の安否確認等をどのようにされたのかお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 橋本和則君。

○住民福祉課長（橋本和則君） 2番議員の質問にお答えいたします。

要援護者につきましては、町内全域で現在1,253名の方が登録をされております。現在、情報をより正確なものにするために、要援護者の追加を含めまして、民生児童委員の協力を得て実施をしているところです。今回の大雪につきましては、広範囲にわたり交通網に支障をきたしました。降雪の多かった地域の対応につきましては、まず特に雪の多かった草部北部、津留、野尻、尾下、河原地域で要援護者支援システムに登録をされています方々の安否確認をしていただくよう、民生児童委員にお願いをいたしました。それと併せまして、町長の指示により、住民福祉課全職員で直接、同地域の要援護者一人一人の方に電話をいたしまして、何か困っていることはないか、不自由していることはないか等、安否の確認を行いました。

返事の中で一番多かったのは、除雪に関する要望がほとんどでありまして、町民バスの運行が困難なことから、食料品等、必要なものは子ども等に連絡をして宅配便等で届けてもらっているとのことで、即、食料品等に対する必要性はありませんでした。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいまの回答で、十分な対応をされたということで安心いた

しておりますが、先ほどちょっと申しましたけれども、要援護者の中には透析患者の方もおられると思います。透析患者にとりましては、その日、打たなければならぬ、それを打たなかったことで、生死に関わる状態になることも想定されます。そういった方への対応をどうされたのかももう一度お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 橋本和則君。

○住民福祉課長（橋本和則君） 自席から失礼いたします。

要援護者の中に安否確認をした際に、透析を受けている方がいらっしゃいましたので、通院先であります立野病院のほうに連絡をいたしまして、本町で車の通行困難なところの透析患者の対応を伺いました。病院の対応としては、透析を受けている患者全員の方と連絡を取り、透析の日を1日延ばして送迎することを全員に確認できたという返事をいただきました。今回、雪の多かった尾下、河原地区は、2名の方がいらっしゃいますが、そちらの方も十分対応ができたという返事でありました。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 透析患者については、役場からも確認をされた、またその上で病院からも行ったということで、やはり患者さんは病院と直接話をするということですね、安心をなされたのではないかなというふうに思っております。

ここで、町長にお伺いいたします。ただいま教育委員会、それから福祉のほうから、大雪に対するそれぞれの対応についてお伺いいたしました。私は適切な対応をされたと思っております。町長が日頃から話される安心・安全なまちづくりと併せ、現在進められている情報基盤整備、いわゆる光ファイバー網の整備による影響力、そしてその活用方法により、今後計り知れない効果が生まれると思っておりますが、そういったものも併せて、今後の対応策をどう考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員 後藤議員のご質問にお答えをいたします。

今ご質問なされて、学校関係の対応、そして要援護者の方への対応ということで、各担当がお答えをしたとおりでございます。また、教育長先生のお答えもその通りでございます。その上で私が考える対応策ということでございます。まず、1番の先ほど言いました、その学校の関係の対応につきましては、今回は迅速な対応が取れたと思います。そもそも2番議員さんがこのご質問をなされているのは、今回、

やはり2、3日でこれが解消が形としてはできたので良かったわけですが、これが例えばの話、災害という括りで見ますと、やはり1週間や2週間、これはもう自然災害ですから分かりません。そういうときにどうかということだというふうに思っております。

その中で特にこの学校関係に関しましては、今年、予算をお願いを申し上げておりますが、学校の生徒一人一人にタブレットPCの、この1人1台使えるような環境ということを議会をお願いをしておるわけですが、先ほど午前中のお答で、教育長先生がおっしゃいました教育CIO制度というのがありまして、これをこの教育CIOの現場、学校教育側にこのCIOを置くということによって、より情報基盤整備、光ブロードバンドを使った、例えばの話、この学校と家庭間の連携をとったこの学習システムの構築というのが可能になるというふうに認識をいたしております。そのためには、これは本来であるならば、行政であるならば、公平性を保たなければいけないという観点から見ると、例えば高森の小・中学校と東の小・中学校で、これは地域によって環境が違います。だからこそ、一辺倒に例えばタブレットPCを高森の場合はこういう使い方をやらなければいけないではなく、やはり私は柔軟な対応、すなわち例えば山間部であるとするならば、これはご自宅で例えば持って帰って、週末使うことができるとか、そういう柔軟なですね、対応を今後は私のほうから教育委員会や学校現場にも提案していきたいというふうに思っております。そのためには、やはり生徒一人一人にどうしても一人一人が使えるタブレットPCが必要不可欠ではないかと、それと現場でそれをしっかり構築できる制度をつくれる教育CIOの、現場のCIO間が必要ではないかというふうに認識をいたしております。

それと、学校関係で交通のお話が出ました。今回、地域公共交通会議等々の中でもスクールバスのお話をして、そして今年新たに山東部、高森東のほうに議会をお願いをいたしまして、車両を5台、これは4WD、四輪駆動車でございます。そして14人乗りであります。今までみたいに五十何人の中で少なくしか乗らないのではなくて、やはりもともとが道が狭いところ等がございますので、その中でもしっかり子どもたちをですね、安心・安全でこの学校に登下校、運行させるためには、やはりその14人乗りの形がベストということで、今回お願いしておるわけですが、それも半分は補助をいただくことになっておりますので、非常に費用対効果的には優れているのではないかというふうに思っております。

また、その上でもう1点、今回スクールバスを新たに導入して、山間部のほうに、

山東部のほうに5台、14人乗りを置く理由といたしまして、今述べましたとおりでございますが、もう1点がやはりバスの運転手さんも、できればですね、委託業者さんに地元の方、これがやっぱり一番ですね、地域の道の実情に、環境の実情に詳しい、精通されているということは、私は紛れもない事実じゃないかなと思っておりますので、柔軟な対応をやはり業者さんにも取っていただきたいなというふうに思っております。

それと、この要援護者の対応についてでございますが、この要援護者の対応については、もう2番議員が一番いろんな施策をお持ちだというふうに思っておりますし、普段、ご協力をいただいているところでございます。まずは、今回は現状がどうなのかという把握をしなければならないということで、民生委員さんをお願いをして、児童委員さんも含めましてですね、お願いをして、把握をして、先ほど申し上げましたように、さらに加えて、一人一人職員に電話をしていただいて、そして困っていることがないかということをお聞きしたわけでございます。3日ほどでしたので、食料は大丈夫だったわけでございますが、今後はこれが1週間、仮に2週間になった場合の施策を考えなければいけないというふうに考えております。この光ケーブルの全戸引き込みにより、独居老人や高齢者世帯等の安否確認に関しては、新しいシステムを構築できるというふうに確信をもっておりますので、有効策の具体的検討を今年度中には行って、これはシステムを作る時間もありますので、しっかり将来に向かって、これをやっていきたいというふうに思います。

それと、要援護者の支援事業で、この整備した備品等に関しましても、今後はやはりこれは柔軟なですね、使用の仕方ということも、もう一度この積雪による被害のときの場合等々も含めまして、考えなければいけないのではないかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいま、町長のほうから今後の対応について、今思っておられることについて、詳しく回答いただきました。特に要援護者の対応といたしましては、新しいシステムの導入も考えているということでございますので、そういう日が近いうちに来ることを強く望みたいと思っております。

これまで、今回の大雪の状況と、その後の対応について質問いたしましたが、これからは私自身が山東部で生まれ育ち、雪を体験した者として、こうあってほしいとの思いから、私の提案として質問をいくつかさせていただきます。提案を行う前に、2つだけまず確認をさせていただきます。

まず、町長にお伺いいたします。町長は今定例会の冒頭の挨拶で、今回の大雪も災害と捉えるべきと考えていると、このように話されました。本日も先ほど議員の質問に対して、この大雪は災害として考えているというお話でございますが、このとき捉えるべきとお話をされました。捉えるべきということは、私が思うには、実際は違うことであるが、今回の大雪はそういうふうにと捉えると、私は認識したわけでございますが、町長の考えはどうであるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 今、2番議員さんがおっしゃったとおりでございます。捉えるべきという考えでございます。なぜ、「べき」という言葉を遣ったかと申しますと、今回、やはり最初のスタートの部分、この部分ではまさかこれほどの大雪が降る、そしてこれだけ積雪が1メートルを超えるような地域があるという認識はございませんでした。これは私も含めて、大多数の方がそういうふうに初日は思われたのではないかというふうに思っております。そういう中で、現場を確認いたしまして、なおかついろんな情報を集める中でですね、やはりこの災害という部分で取り組みが必要というふうに考えました。要は、私は今何を言いたいかと申しますと、初期のスタートの時点で、やはり私自身が消防団の皆さんやいろんな皆さんに、もうちょっと意見を聞けばよかったのではないかということが課題として残っております。ただ、1点、災害と考えますと、これは避難勧告や避難指示の部分も入ってくるわけでございます。俗に言う空振りのこの勧告等々もですね、これは未然に防ぐためには必要でございますので、今後はやはり雪イコール大雪というような認識のもと進めていかなければいけないということで、「べき」という言葉を遣わせていただきました。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 今、あえて、なぜ町長にそういう質問をしたかと申しますと、私自身は、当初から、今回の大雪は災害と考えております。そういったことで、ちょっとお聞きをさせていただきました。

もう1点、ちょっと確認させていただきます。本町には高森町地域防災計画がありますが、豪雨や豪雨出水、火山噴火、火災発生、水害等を想定し、計画が策定されておりますが、今回の大雪はこの防災計画に含まれるのかどうかお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 後藤議員のご質問にお答えいたします。

今回の災害は、災害という、先ほど町長も申しましたが、避難とかそういった災害という捉え方というよりも、大きな意味でのですね、やっぱり天災、そういった捉え方で私たちは対応いたしました。そういうことで、大きな意味で災害基本計画もそうでございますが、基本的に高森町消防団の組織及び運営に関する規則というのがございまして、その中にもその他の災害活動と、ここで災害という言葉が出てまいります、やっぱり同等というふうな捉え方をする必要のあるというふう認識しておりますし、消防団の方々もそういうご認識はいただいているというふうに思っております。

現在でもですね、この消防団につきまして申し上げますと、行方不明等の捜索もいただいておりますし、そういった大きな意味で、我が地域を自分たちで守るといふ崇高な精神と、そういったお気持ちをもっていただいております。ご質問でございますが、やはり大きな意味の災害ということで捉えたいというふうに思います。

なお、私ども総務課長会議の中で、あの災害の後にですね、別の会議がございましたが、やはりこれだけ大きい雪害が発生したということで、基本的に先ほどから町長等も申し上げておりますが、やっぱりオペレーターの不足や重機の不足というのは、これはもう切実な問題でありました。したがって、東北地方でも自衛隊の出動というような話もありましたけれども、そういった観点の捉え方がですね、できないものかというのを、それをですね、私たち町村の総務課長ベースで検討すべきじゃないかと。つまり、上に対して申し上げるときのことを検討を始めるべきではないかという話は出まして、そういった観点であります。以上、お答えいたします。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 先ほどの町長さんの答弁の中でも、消防団の問題、それからただいま総務課長さんのお話の中でも、消防団の関係について、やはり避難勧告あるいは避難指示等の問題もあり、大きな意味での天災と捉えて、今回は対応したということでございます。そういったことで、今回は対応されたと思っておりますが、今回の大雪のような場合、道路の除雪が一番であり、主要路線等は大型重機や除雪サポーター等により除雪されますが、主要路線から部落道にいたっては、除雪が遅れる傾向にあります。まして、部落道から個人の軒先にいたっては、個人で除去するしか方法はありません。先ほど申しましたように、高齢者一人暮らし、二人暮らしの家庭、さらには身体に持病をおもちの方々にとっては至難のことであり、先ほど申しましたように、雪が溶けるのを待つ以外、方法はないのが現実でありま

す。

今申しました高森町地域防災計画の自主防災組織整備計画では、「住民の隣保行動の精神と連帯感に基づく防災組織の整備充実を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成する」とあります。確かに、九州北部豪雨災害を教訓に、本町では各地域で自主防災組織の立ち上げが行われており、今回の大雪でその機能を発揮した地域もあるとの話を聞く反面、山東部では集落形態が点在型集落にあるため、隣に行くのにも何百メートルもあり、自分の家の除雪に追われ、その機能が発揮できない地域もあるとの話も聞いております。

このような状況から、私の提案する一つは、先ほどからちょっと出ておりますが、消防団の活動の拡充です。今回も地元の消防団が除雪作業にあたったとの話は伺っておりますが、町全体の話として、高森町地域防災計画の防災関係機関協力系統図にもあるとおり、消防団の動員を図り、孤立した家からの主要道への最小限度の除雪を行ってはいかがかなということで質問をさせていただきます。よろしく願います。

○議長（田上更生君） 総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） 今、後藤議員のご提案・ご質問、十分に理解できるところであり、それが一番進めるべきところであります。消防団のですね、やっぱり方々が中心になってということも当然あります。それはなぜかと申しますと、一番やっぱり今、組織化されているということですね。今、吉良団長をはじめとしまして、特に今回はですね、今さっきもちょっと申し上げましたが、野尻地区、尾下地区、河原地区と草部北部、河原もそうですが、各分団のご協力を既にいただいております。これは先ほど言いました高森町消防団組織及び運営に関する規則に基づいておりますけれども、基本的にやはり自分の地区は自分で守るというやっぱり、先ほども申し上げましたが、その精神がそれぞれに私たちがお願いしなくてもですね、既に動いていただいたところもございます。

今、議員のご質問の中にもありますが、軒先からですね、道までが、どうしても非常に難しいという状況は当然あります。ですので、今回のご要望の中でも先ほど橋本課長の答弁の中にもありましたが、やはり除雪の問題が一番ということがあります。とにかく道が開かない、ですけど今ご質問のとおり、その幹線道路までもですね、まず開いていかないという状況もありました。したがって、先ほど言いましたように、消防団のご協力をお願いしまして、そして的確に対応いただいております。本当に感謝いたしておるところでございます。今後もですね、この消防団と

地域、そして今ご提案の自主防災組織との連携、これはもう当たり前でございますが、やはりそれを確実に拡充していく、やっていくということを、私たち職員も肝に銘じる必要がございます。そういうことがまず第一点でございますが、しかし消防団の方もですね、やっぱり地域の方でありまして、そこまで動けるかという、それは非常に難しい場合も出てくるだろうと思います。ですので、今、国も東北の大震災の後から、まあ以前からも言うておりましたし、町も言うておりますが、やはり自分の身は自分で守るというその意識もですね、私も含めてですが、すべての方がもう一度確認していただく必要もあるかと思えます。そういったことを、また町としてもですね、進めていく必要があります。これをやはりどうしても公助の限界というのがやっぱりここにありまして、どうしてもそこまでは行き着かないということがあります。ですから、そういった点もさらに、私も含めて、住民の方々みんなです、考えていただくということも私たちは進めていくべきだというふうに考えております。ですけれども、当然、公助は公助としてやっていく、そして自主防災組織の機能強化、そういった点も私たちはご質問の中でお答えいたしますと、その自主防災組織というものを今進めておりますが、その拡充、充実化というのは、私たち、それが一つの公助ということになるかと思えます。要は、ソフト部分の話になりますけれども、そういった点も忘れてはならず、進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） こういった大雪は45年振りということで、先ほど質問の中でも、45年振りだけ、私たちのときにはないかもしれんという話もある中で、また来年、今年以上の、今年は2、3日で道が開いたけれども、先ほど町長が言われるように、1週間あるいは10日、それ以上の大雪が降らんとも限りません。いつも町長が言われる、やっぱりそういった対応の弾込めの意味からもですね、そういった事態が来てからでは、やはりそういった対応はできませんので、ないことが一番いいんですけれども、やはりそういった体制をですね、今後確立していただきたいというふうに考えております。

次に、これも先ほどから何度も申しますが、やはり今回の大雪では、高齢者一人暮らし、二人暮らし、持病をおもちの方々、こういった方々におかれましては、仮に軒先の道が今度は開いたとしても、屋根やハウスに積もった雪下ろし、庭の雪のけとなりますと、また時間をかけてでも自分がしなければならぬ状況にあらうかと思えます。今回ももう少し降雪の時間や量が増した場合、さらに孤立箇所の増大、

雪の重みでの家の倒壊、あるいは下敷き等の大事故も想定されます。

そこで、そういった方々の個人の要望により、屋根やハウスに積もった雪下ろしから庭先の雪のけ等、そのような要望に応えるため、一つの例でございますが、有償ボランティアの登録を行ってはと考えております。先の質問で要援護者の安否確認については質問いたしましたが、先ほども申したとおり、たいへん今回の対応は的確な対応と感じますが、ただ安否確認を行うだけでなく、今そういった方々が何に困っておられるのか、さらに詳しくお聞きいただき、それにいかに対応するかが必要と私は感じます。先ほども申しましたが、そのことが町長がよく言われる弾込め、これが必要と感じます。安否確認の際、今困っていることへの対応はいつでもできる、これこそ地域住民の安心・安全につながることを思っているからです。

この有償ボランティアについては、賛否両論な意見もたくさんありますが、本来の目的は一概にボランティアといっても、毎日ボランティアをしているせいで活動者自身が生活に困っては元も子もなく、そのボランティアに対する最低限の賃金を支払うものであります。この取り組みにつきましては、私が以前、役場におりましたとき、地域福祉の基本であります行政が行う公助、自らが行う自助に加え、昔ながらの隣保関係、すなわち共助の必要性から、高森町社会福祉協議会にお願いし、現役の一線を退いた方々の健康維持と、これまで長い間培った技術を活かし、お困りである家庭の家の中の棚付け、買い物の手伝い、庭先の草取り、庭木の手入れ等、軽微な作業を手伝ってもらえる方を登録したものであります。その後、当時の担当者が現在は病気で休職しておりますが、まずこの現在の状況についてお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 橋本和則君。

○住民福祉課長（橋本和則君） 2番議員の質問にお答えいたします。

お尋ねの有償ボランティアにつきましては、社会福祉協議会に確認をいたしましたところ、以前、募集したが、応募者がなく、現在、有償ボランティア組織としての活動はありませんでした。しかし、有償ボランティアに変わるものとして、草刈り作業、樹木の剪定等、軽作業につきましては、60歳以上で組織するシルバー人材センターにて有償で作業を請け負っております。現在、7名の方が登録をされていらっしゃいます。以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 2番議員の持ち時間、なくなっておりますので、簡潔に質問、答弁お願いいたします。2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいまの説明では、有償ボランティアは現在活動していない

と、その代わりシルバー人材センター7名をもって同様の事業を行っているということですが、私としてはその有償ボランティアに限ることなく、地域住民の要望に応える組織の確立をお願いするものであります。私は、安心・安全なまちとは、このような方々への対応があつて初めて、安心・安全なまちと考えられると信じております。最後となりますが、私はこれまでいくつか提案させていただきましたが、この提案に対する町長のお考えをお聞きし、最後とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

議員さんからのご提案は、私はたいへん的を得ているなというよりも、やはり行政経験が長く、行政に携われておりましたので、その行政時代になされてこの有償ボランティア制度に関しましても、私がそもそも考えた除雪という部分の除雪サポーター制度、これを有償化で最低限の賃金は払うという考えとほぼ同じではないかというふうに思っております。午前中の答弁でも申し上げましたように、できる地域はできます。しかし、できない地域があるんです。だから、行政と公助という部分でいうとするならば、やはり一番できないところをベースに考えないと、私は制度は行き詰まる部分があると思いますので、そのできないところといいますと、先ほど議員がおっしゃいました独居世帯や、高齢化が特に著しく、自主防災組織ですら形成ができないような地域、だからこそ除雪ボランティア、除雪サポーター制度等々を用いまして、地域を越えた形のこのサポート制度ができればいいかなということで、この除雪サポーター制度をつくったわけでございます。それと同時に、有償ボランティア制度の活用も含めてですね、地域で最終的にはすべてが痒いところに手が届くことも必要ですが、それと同時にやはりやらなければいけないことは、やはり住民一人一人のこの災害に関する意識のこの向上と認識、そのことによって支え合う体制づくりが構築できるというふうに思っておりますので、今後とも行政もしっかり取り組んでいきますので、2番議員さんを含めまして、議会の皆様のご協力・ご理解をお願いを申し上げたいというふうに思います。以上です。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 高森町地域防災計画にもあるとおり、私たちはいつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するため、行政による公助はもとより、個々人の自覚に目指した自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であります。県下13番目の面積を有する本町では、生活形態や気象条件

も自ずと違ってきます。災害においても、異なる内容となってきますが、どこに住んでいても、町民が安心して暮らせる、高森町に住んでいてよかった、そう思える町をつくるため、議員任期少しとなりましたが、私なりに頑張っていきたいと考えております。

これで、私の質問を終わります。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君の質問を終わります。

これで、一般質問は全部終了いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後4時15分

3月19日（水）

（第3日）

平成26年第1回高森町議会定例会（第3号）

平成26年3月19日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 発議第 1号 高森町議会基本条例の制定について

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第3 議案第31号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について

日程第4 議案第32号 工事請負契約の締結について

日程第5 特別委員長報告について

日程第6 議員派遣の件について

日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	宇 藤 康 博 君	2 番	後 藤 三 治 君
3 番	興 梶 壽 一 君	4 番	芹 口 誓 彰 君
5 番	立 山 広 滋 君	6 番	森 田 勝 君
7 番	田 上 更 生 君	8 番	甲 斐 正 一 君
9 番	三 森 義 高 君	10 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
総 務 課 長	岩 下 公 治 君	政策推進課長	甲 斐 敏 文 君
健康推進課長	村 上 源 喜 君	住民福祉課長	橋 本 和 則 君
税 務 課 長	色 見 継 治 君	農林政策課長	佐 藤 武 文 君
建 設 課 長	松 本 満 夫 君	会 計 課 長	廣 木 富 八 君
教育委員会事務局長	後 藤 正 三 君	政策推進課審議員	服 部 信 一 郎 君
健康推進課審議員	沼 田 勝 之 君	総務課長補佐	東 幸 祐 君

健康推進課長補佐	新 井 堅太郎 君	住民福祉課長補佐	阿 南 一 也 君
税務課長補佐	佐 藤 幸 一 君	農林政策課長補佐	後 藤 健 一 君
建設課土木係長	荒 牧 久 君	教育委員会事務局次長	阿 部 恭 二 君
監査事務局長	安 方 含 君	総務課財政係長	岩 下 徹 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古 庄 良 一 君	議会事務局庶務係長	丸 山 雄 平 君
--------	-----------	-----------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

お諮りします。

お手元に配付してあります日程にしたがって議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 発議第1号 高森町議会基本条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第1、発議第1号、高森町議会基本条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。提出者、5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

提出者を代表いたしまして、高森町議会基本条例の制定について趣旨説明をいたします。

高森町民から選挙で選ばれた議員により構成される高森町議会は、同じく町民から選ばれた高森町長とともに、高森町の代表機関を構成しているところでありますが、この二つの代表機関は共に町民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を活かして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、高森町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

議会は、町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と、町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなると考えます。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会はそのもてる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点・争点を広く明らかなる責務を有しております。自由闊達な討議を通して、これら論点・争点を発見・公開することは、討論の広場である議会の第一の使命であります。

このような使命を構成するために、今回、高森町議会基本条例の制定を提案する

ものであります。議員各位におかれましては、この条例をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

立山広滋君ほか3名から提出されました発議第1号、高森町議会基本条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、立山広滋君ほか3名から提出されました発議第1号、高森町議会基本条例の制定については、可決されました。

-----○-----

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第2、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

議案第10号 高森町消防施設整備事業分担金徴収条例の制定について

○議長（田上更生君） 議案第10号、高森町消防施設整備事業分担金徴収条例の制定については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第10号、高森町消防施設整備事業分担金徴収条例の制定につきましては、3月12日午前11時25分から、第3、4委員会室におきまして、総務課より岩下課長、東課長補佐及び後藤総務係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

なお、執行部より、議案の字句修正の申し出があり、委員会審議の結果、修正を

許可いたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号、高森町消防施設整備事業分担金徴収条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第12号 高森町国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金条例の一部改正について

- 議長（田上更生君） 議案第12号、高森町国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

- 文教厚生常任委員長（後藤三治君） おはようございます。2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第12号、高森町国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金条例の一部改正につきましては、3月13日午前11時20分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より村上課長、沼田審議員、新井課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号、高森町国民健康保険高額療養費支払資金貸付基金条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第13号 高森町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第13号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第13号、高森町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、3月13日午前11時20分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より村上課長、沼田審議員、新井課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第14号 高森町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

- 議長（田上更生君） 議案第14号、高森町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

- 文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第14号、高森町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、3月13日午前11時20分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より村上課長、沼田審議員、新井課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号、高森町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第15号 高森町奥阿蘇キャンプ場条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第15号、高森町奥阿蘇キャンプ場条例の一部改正については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） おはようございます。3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第15号、高森町奥阿蘇キャンプ場条例の一部改正につきましては、3月14日午後1時から、第3、4委員会室におきまして、農林政策課より佐藤課長、後藤課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号、高森町奥阿蘇キャンプ場条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第16号 高森町有機農業推進施設条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第16号、高森町有機農業推進施設条例の一部改正については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第16号、高森町有機農業推進施設条

例の一部改正につきましては、3月14日午後1時から、第3、4委員会室におきまして、農林政策課より佐藤課長、後藤課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号、高森町有機農業推進施設条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第17号 高森町給水条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第17号、高森町給水条例の一部改正については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第17号、高森町給水条例の一部改正につきましては、3月14日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より松本課長及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号、高森町給水条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第18号 高森町社会教育委員設置条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第18号、高森町社会教育委員設置条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第18号、高森町社会教育委員設置条例の一部改正につきましては、3月13日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より佐藤教育長、後藤事務局長、阿部次長及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号、高森町社会教育委員設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第19号 平成25年度高森町一般会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

- 総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月12日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、議会事務局より古庄事務局長、丸山庶務係長、午前10時20分から、税務課より色見課長、佐藤課長補佐及び各係長、午前11時25分から、第3、4委員会室におきまして、総務課より岩下課長、東課長補佐及び各担当係長、午後2時45分から、政策推進課より甲斐課長、服部審議員及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 後藤三治君。

- 文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月13日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より佐藤教育長、後藤事務局長、阿部次長及び各係長、午前11時20分から、健康推進課より村上課長、沼田審議員、新井課長補佐及び各係長、午後2時30分から、住民福祉課より橋本課長、阿南課長補佐、熊谷園長、竹原園長代理及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 興柁壽一君。

- 建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月14日午前10時から、第3、4委員会室におき

まして、建設課より松本課長及び各係長、午後1時から、農林政策課より佐藤課長、後藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号、平成25年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第20号 平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第20号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第20号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、3月13日午前11時20分から、健康推進課より村上課長、沼田審議員、新井課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号、平成25年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第21号 平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第21号、平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第21号、平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、3月13日午前11時20分から、健康推進課より村上課長、沼田審議員、新井課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号、平成25年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第22号 平成25年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 議案第22号、平成25年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

- 建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第22号、平成25年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、3月14日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より松本課長及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号、平成25年度

高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第23号 平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第23号、平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第23号、平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算につきましては、3月14日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より松本課長及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号、平成25年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第24号 平成26年度高森町一般会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算については、

各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算につきましては、3月12日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、会計課より廣木課長、監査事務局より安方事務局長、議会事務局より古庄事務局長、丸山庶務係長、午前10時20分から、税務課より色見課長、佐藤課長補佐及び各係長、午前11時25分から、総務課より岩下課長、東課長補佐及び各係長、午後2時45分から、政策推進課より甲斐課長、服部審議員及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算につきましては、3月13日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より佐藤教育長、後藤事務局長、阿部次長及び各係長、午前11時20分から、健康推進課より村上課長、沼田審議員、新井課長補佐及び各係長、午後2時30分から、住民福祉課より橋本課長、阿南課長補佐、熊谷園長、竹原園長代理及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算につきましては、3月11日午後2時より、平成26年度町道新設及び改良に伴う町道4路線を建設課の説明を受け、現地確認を行いました。また、3月14日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より松本課長及び各係長、午後1時から、農林政策課より佐藤課長、後藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号、平成26年度高森町一般会計予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第25号 平成26年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第25号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第25号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計予算につきましては、3月13日午前11時20分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より村上課長、沼田審議員、新井課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号、平成26年度高森町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第26号 平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第26号、平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第26号、平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、3月11日午前11時30分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より村上課長、沼田審議員、新井課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長、今の中でご訂正をお願いいたします。3月11日と今説明がありましたけれども、13日です。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 13日です。失礼しました。

○議長（田上更生君） 3月11日という説明がありましたけれども、これは13日に訂正ですね。はい、分かりました。

委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号、平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第27号 平成26年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第27号、平成26年度高森町介護保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第27号、平成26年度高森町介護保険特別会計予算につきましては、3月13日午前11時20分から、第3、4委員会室におきまして、健康推進課より村上課長、沼田審議員、新井課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号、平成26年

度高森町介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第28号 平成26年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第28号、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第28号、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計予算につきましては、3月14日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より松本課長及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第29号 平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第29号、平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計

予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番 興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第29号、平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計予算につきましては、3月14日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より松本課長及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号、平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第30号 平成26年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（田上更生君） 議案第30号、平成26年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第30号、平成26年度高森町鉄道経営対

策事業基金特別会計予算につきましては、3月12日午後2時45分から、第3、4委員会室におきまして、政策推進課より甲斐課長、服部審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号、平成26年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第31号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について

○議長（田上更生君） 日程第3、議案第31号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） おはようございます。

議案第31号で追加提案いたしました高森町観光交流センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本議案は、先の12月議会で可決いただきました高森町観光交流センター条例を改正したことに伴い、町長が特別な事情がある場合、指定管理の選定を行うことができる条文に則り、今回、高森町観光協会を指定管理者として指定するものであります。

議案書をご覧ください。まず、対象施設の名称としましては、高森町観光交流セ

ンターです。2番目に、指定管理者となる団体の名称としましては、高森町観光協会会長 後藤巖氏です。3番目に、指定の期間としましては、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとなっております。

指定管理者に指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出するものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第32号 工事請負契約の締結について

○議長（田上更生君） 日程第4、議案第32号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 岩下公治君。

○総務課長（岩下公治君） おはようございます。

議案第32号で追加提案いたしております工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

今回の提案は、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

今回の契約につきましては、高森町立色見保育園新築工事に伴うものでありまし

て、3月12日、指名競争入札によりまして、阿蘇郡高森町大字色見1149番地1の有限会社安方工務店、代表取締役 安方増也氏が9,331万2,000円で落札したものであります。

事業概要につきましては、この後、橋本住民福祉課長からご説明申し上げますが、ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 橋本和則君。

○住民福祉課長（橋本和則君） おはようございます。

色見保育園新築工事概要についてご説明を申し上げます。

現在の色見保育園は、昭和55年3月に建設されたものであり、築30年余りが経過し、老朽化が著しく、また近くに河川等もあり、災害時の土砂災害の危険性もあることから、今回、移転新築するものであります。

移転先は、色見総合センターの西側に建設するもので、敷地面積は1,729.67平方メートル、建物の構造は木造平屋建て、建築面積は450平方メートル、延べ床面積は337平方メートルとなっております。外部の仕上げについて、基礎はコンクリート基礎、外壁はカラーのガルバリウム鋼板、屋根の形式はキリツマで、カラーのガルバリウム鋼板葺き仕上げとなっております。

また、災害時において、防災拠点施設としても利用しますことから、木材の接合部分を規格化した金物で接合する軽E S工法を採用します。この工法の建造物は県内でも少なく、通常の木造建造物の約5倍の耐震強度があります。

なお、使用する木材につきましては、阿蘇南部木材協会 高森支部を通して納品するとなっておりますので、高森町産材を使用いたします。一部、桧を使用いたしますが、桧に関しましても南郷桧を使用いたします。

内部の間取りについては、スロープ付き玄関、乳児室、歩伏室、保育室は84平方メートルを2室に仕切るようになっております。また、非常時においては、廊下と一体化してできるようになっており、園児用のトイレはもちろん、車いす対応の多目的トイレも設置いたしております。そのほか事務室、調理室、食品庫、沐浴室、スロープ付きの園児用玄関、バルコニーが設計されています。

設備関係におきましては、照明設備、給排水設備、浄化槽設備（10人用）、暖房施設については床暖房を計画いたしております。

野外設備工事については、南側に拡幅工事を行い、園庭は908平方メートルを確保し、周囲を木製柵で囲うようにいたしております。

以上、設計概要について説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号、工事請負契約の締結についてを採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第5、特別委員長報告についてを議題とします。

議会広報特別委員長の報告を求めます。

議会広報特別委員長 立山広滋君。

○議会広報特別委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会は、3月18日に開催し、3月議会だより「絆」55号発行について、内容やスケジュールについて協議を行いました。内容につきましては、3月定例会初日の質疑、平成26年度の一般会計予算及び一般質問を中心として取り上げ、住民の皆さんに分かりやすくお知らせする予定です。今回は4月末発送を目標としておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

-----○-----

日程第6 議員派遣の件について

○議長（田上更生君） 日程第6、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件は、お手元にお配りしてありますとおり派遣することにしたいと思
います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任するこ

とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第7、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

一言ご挨拶申し上げます。

3月10日から本日19日まで、10日間の3月定例会というようなことで、たいへんお疲れ様でございました。平成26年度の当初予算が十分な審議の結果、本日可決をされました。これから予算執行にあたりましては、町民に広く予算の正当性・妥当性あるいは必要性を町民に周知、説明し、徹底し、正しい情報を共有しながら、これからの事務執行にあたっていただきたいというふうに思っております。職員の皆様方には、これからの一層のご尽力をお願いしたいというふうに思いますし、本日、議会も議会基本条例の制定がなされました。議会報告会等を通じまして、なお一層の住民への正しい情報をお互いが共有する、本当に信頼し合える議会、住民、そして執行部との関係をつなげていきたいというふうに思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、今25年度をもって、多くの職員の皆さんが定年を迎えられ、退職をされます。昨日、傍聴されました皆さんから、昨日の夜、私のところにお電話をいただ

きました。ベテラン職員が多数退職をするがというような、ちょっと心配をされるようなお電話をいただきました。しっかりと後進の指導にもあたっておられますので、その点につきましてはご心配をかけることはないというふうに思いますがというふうにお伝えをしておきましたけれども、また定年を迎えられます職員の皆さん方は、これからまた違った形ですね、本町の住民福祉あるいは住民の危機管理等にですね、ご支援・ご協力をいただけるものというふうに思っておりますので、どうぞ健康に留意されまして、なお一層ご指導をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

また、今回、服部審議員が2年間の本町勤務を終えられまして、本庁のほうに帰られます。たいへんお疲れでございました。本町の職員、いろんな意味でですね、刺激になった、あるいは見習う部分が、大きな部分があつたかというふうに思います。どうぞ服部審議員のですね、2年間で職員の皆さんはしっかりと引き継いでいただきたいなというふうに思いますし、昨日、服部審議員が一般質問の中で、高森町のこれからの可能性というような部分について触れられておりました。私達ちもその服部審議員のですね、可能性に十分応え得る、町長、執行部、職員、そして議会でありたいというふうに思います。服部審議員におかれましてはですね、これから熊本県のまた大きなステージで、本当体に十分注意されながら、ますますご活躍されますことを心からお祈りを申し上げるところでございます。

それから、昨日、一般質問の中でも出ましたけれども、井芹太一農業相談員、2年間で、今度、農協のほうに帰られるというようなことでございます。今、聞いておられるか分かりませんが、これから高森町と農協、JAのですね、大きなパイプ役になっていただける、その原動力になっていただけるものというふうに確信をいたしておりますので、井芹太一君のこれからの活躍にも期待をしたいというふうに思います。

それでは、26年度の予算の中で、高森町民がなお安心して、満足して暮らしていただけるその期待感あるいは信頼感に応え得る、この26年度の一年でありますことを心からご祈念申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで、会議を閉じます。

平成26年第1回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れでございました。

-----○-----

閉会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成26年第1回定例会

平成26年3月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生

編集人 高森町議会事務局長 古庄良一

作成 株式会社アクセス

電話 (096)372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967)62-1111